

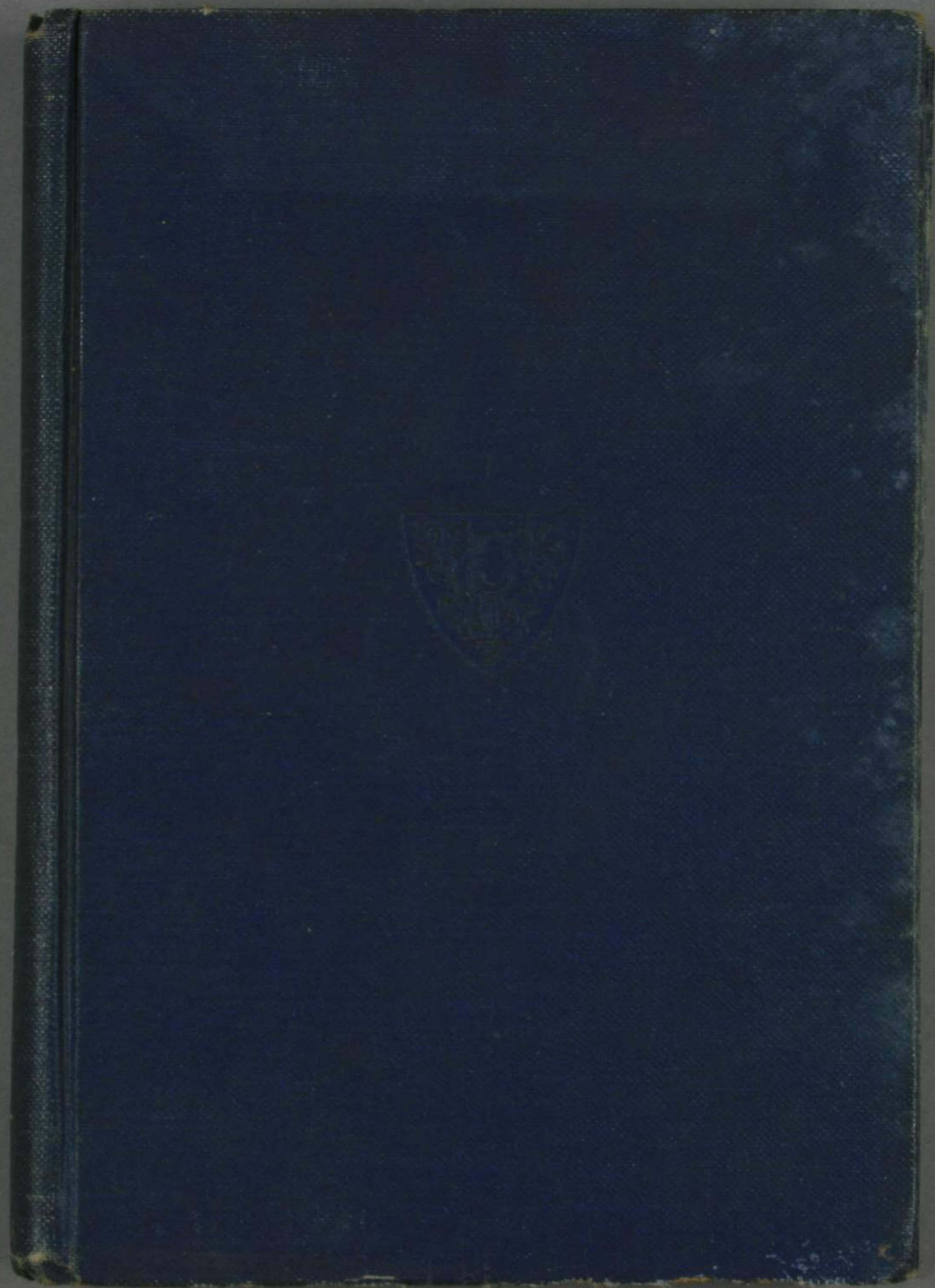
民

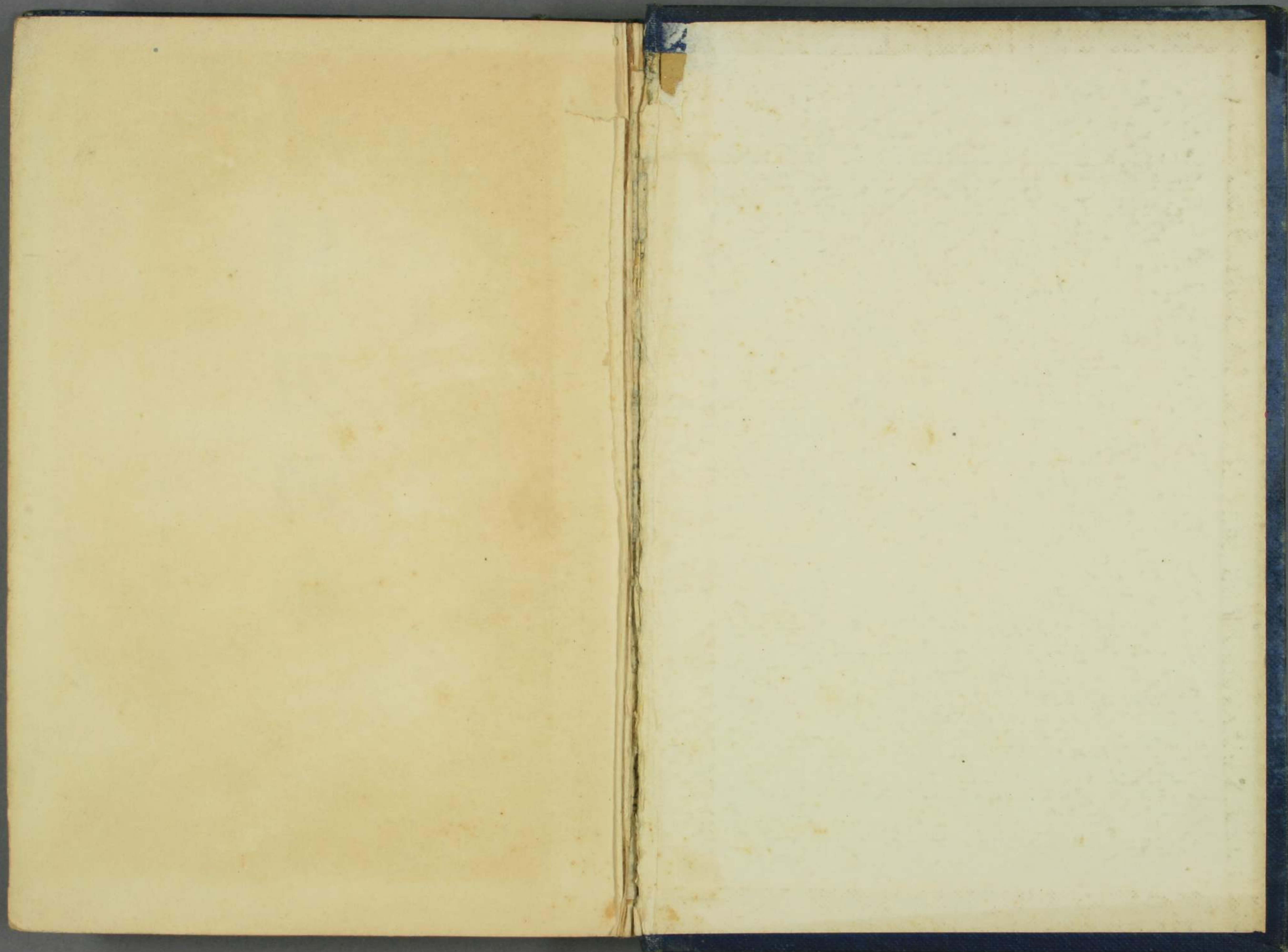
約

論

ジャン・ジャック・ルソー著
草林初之輔譯

版會文人





ジャン・ジャツク・ルソオ著

平林初之輔譯

世界名著叢書

1

民約論

人文會出版部

序

- 一、本書は J. J. Rousseau の *Controt Social* を譯したものである。
- 二、この翻譯は Librairie Garnier Frères 版によつたが、數ヶ所間違ひらしいところがあつたので、そこは Hachette 版のルソオ全集によりて訂正した。
- 三、この他に G. D. H. Cole の英譯と、H. J. Tozer の英譯並びに市村博士、森口氏の邦譯を参照した。これ以外にも邦譯があると聞いてはゐるがそれ等は手に入れることができなかった。
- 四、原文の註釋は全部本文外に六號活字で収録した。原文にない註釋は、括弧をして本文の中に入れてをくことによりて原文のそれとの混同を防ぐことにした。この註は多くトローザーの英譯に負ふてゐる。
- 五、古典の人名及びあまり有名でない地名の發音は一定させることができなかった。

た。

六、題名 *Contrat Social* を「民約論」と譯したのは、邦譯の傳統を重んじたためと、出版書肆の註文とによるので、同じ言葉を本文の中では凡べて社會契約と譯した。

七、譯語には随分妥當を缺いたものがあると信ずる。譯文についても、わかりよいうやうに餘程つとめたが難解な箇所があることは譯者にもわかつてゐる。それ等は改版の時に及ぶかぎり訂正したいと思つてゐる。

八、特に、既刊の邦譯書と全く解釋を異にしてゐる所も少くない。それ等は猶よく研究した上で私の方が間違つてゐたら正すつもりである。それ等の點について、大方の注意是正を得たいと思つてゐる。

九、序文はわざとつけない代り、改版の折に、民約論に關する幾らかまごまつた研究を附録としてつけない希望をもつてゐる。

一〇、終りに翻譯に着手してから一年近くもかかり、はじめの豫定に、延期に延期を重ねたために、既に半年も前に廣告を見て註文された方々に御迷惑をかけたことをお詫びすると同時に、出版書肆人文會の寛容を深く感謝する次第である。

一九二五年一月

譯者

目次

序言

第一篇

第一章	第一篇の要旨	四
第二章	最初の社會	六
第三章	最強者の權利	一一
第四章	奴 隸	一三
第五章	常に最初の契約に遡らねばならぬ	二四
第六章	社會契約	二六
第七章	主權者	三一

目

次

第八章 社會的狀態……………三六

第九章 土地所有權……………三八

第一篇

第一章 主權は移讓できぬ……………四七

第二章 主權は分割できぬ……………四九

第三章 一般意志は認ることがあるか……………五三

第四章 主權の限界……………五七

第五章 生殺の權……………六五

第六章 法律……………六九

第七章 立法者……………七七

第八章 國民……………八六

第九章 國民(續き)……………九二

第十章 國民(續き)……………九六

第十一章 各種の立法組織……………一〇二

第十二章 法律の分類……………一〇六

第二篇

第一章 政府總論……………一二三

第二章 種々の政體を成立せしむる原理……………一二四

第三章 政府の分類……………一二九

第四章 民主政治……………一三二

第五章 貴族政治……………一三六

第六章 君主政治……………一四一

第七章 混合政府……………一五三

第八章 凡ての政體は凡ての國家に適合するものではない……………一五六

第九章 良政府の特徴……………一六七

第十章 政治の濫用とその衰頹の傾向……………一七二

第十一章 政治團體の死滅……………一七六

第十二章 主權は如何にして維持されるか……………一七六

第十三章 主權は如何にして維持されるか(續き)……………一八一

第十四章 主權は如何にして維持されるか(續き)……………一八五

第十五章 議員又は代議士……………一八六

第十六章 政府の設立は契約ではない……………一九四

第十七章 政府の設立……………一九七

第十八章 政府の僭奪を防ぐ手段……………二〇〇

第四篇……………二〇五

第一章 一般意思は破壊することができぬ……………二〇七

第二章 投票……………二一一

第三章 選挙……………二一八

第四章 ロオマの民會……………二二三

第五章 保民官……………二四五

第六章 獨裁官……………二四九

第七章 都察官……………二五六

第八章 市民の宗教……………二六一

第九章 結論……………二八五

目次終

民約論

一名政治的權利の諸原則

吾等平等の契約を結ばむ

(ウアーシル「エーネイド」第十一章三二一)

序 言

此の小論文は、私が、以前に、自分の方も考へずに書き初めて、その後長い間そのままになつてゐた、もつと浩瀚な著述から抜萃したものである。その著述からは、もつと色々な断片を抜萃することもできたのだが、こゝに抜萃した部分は、その中で最も重要なもので、私が、最も公表する価値のあるものだと思つた部分である。これ以外の部分は、もう既になくなつてしまつた。

第 一 篇

私は、社會組織の中に、合法的にして確乎たる何等かの政治の原則があり得るものか否かを、現在あるがまゝの人間をとり、既成の法律に捉はれずあり得るまゝの法律をとりて、研究して見たいと思ふ。此の研究に於て、私は、正義と利益とが、どんなことがあつても離れぬにされてしまはないやうに、常に、法律の認めて許すところのものと、利益が命ずるところのものとを結びつけるやうに努力するつもりである。

私は、私のこゝで論ずる問題が、如何に重要なものであるかといふことを證明はせず、すぐに本題にとりかかることにする。私が政治に關して筆をとるからといつて、私を帝王か立法者じやないかとたづねる人があるかも知れない。私は否と答へる。それだからこそ私は政治に關して筆をとるのだ。若し私が帝王や立法者だつたら、當然實行すべきことを、口先で言つて、あたら時間を空費するやうなことはしない。私はたゞちに實行する。實行しないならだまつてゐる。

自由國家（これはシュネエヴのことである）の一市民として生れ、主權者（ルソオにとりては主權

者は市民であるの一員である私の発言が、國家の政治に及ぼす力は、よしどれ程微々たるものであるにもせよ、苟くも國家の政治に投票する権利をもつてゐるといふことだけども、その政治について研究すべき義務を私に課するには十分である。私が想ひを諸々の政治にめぐらす度毎に、常に吾が祖國の政治を愛せねばならぬ新たな理由を、私の研究の中に見出すのは欣快にたえぬところである。

第一章 第一篇の要旨

人間は生れたときは自由である。然るに人間は至るところで鐵鎖につながれてゐる。自ら他人の主人であると信じてゐる人も、何ぞはからん、却つて自分が支配してゐる人よりも一層奴隸的狀態にあるのである。どうしてこんな變化が起つたか？ それは私は知らない。然らば何がこれを合法的なものとなし得るか？ この問ひに私は答へることができると信ずる。

若し私が、暴力と暴力から生ずる結果とだけしか考慮に入れないならば、私はかう言ふだらう。『或る國民が服従を強制され、そして服従してゐるならば、それでも差支へない。この國民が束縛を振りほどくことができるやうになつて、それを振りほどくならそれは一層結構だ。何となれば、その國民は、自分がかつて自由を奪はれたのと同じ権利によりて自由を取りかへすのだから、その國民が自由をとり返へすのが正當であるか、然らざれば自由を奪ひとつたものゝ方が抑も間違つてゐたかどちらかであるからだ。』ところが社會秩序といふものは神聖な権利であつて、この権利が、他の一切の権利の基礎になつてゐるのである。とは言へ、此の権利は決して自然から生ずるものではないから、規約の上に築かれてゐるものでなければならぬ。そこで、此の規約が何であるかを知ることが問題となつて來る。しかし、それを探究する前に、私は、今述べた事を證明してをかねばならぬ。

● 第二章 最初の社會

凡ゆる社會の中で、最も古く且つ唯一の自然な社會は家族といふ社會である。その家族に於ては、子供等が父親に結びつけられてゐるのは、子供等が、自己の生命を維持するために父親が必要である間だけである。此の必要が止んでしまへば、すぐに自然のきづなは解けてしまひ、子供等は父親に對してしなければならぬ服従から免がれ、父親は子供等に對してしなければならぬ世話から免がれて、双方ともに獨立してゐるのである。若しこの父親と子供等とがそれ以上一緒にゐるなら、それはもう自然にさうしてゐるのでなくて、任意にさうしてゐるのである。それだから、家族でさへも規約によつてゐなければ維持されないのである。

この萬人共通の自由は、人間の本性から生ずるものである。人間の第一の本分は、自己の生命の保存に注意することである。人間のなすべき第一の注意は、自己に對す

る注意である。そこで、人間は、理性の齡に達するや否や、自己の生命を保存する爲めの正當な方法を識る唯一の判断者となり、従つて自分自らの主人となるのである。

だから、家族は、政治的社會の最も原始的な雛型であると言つても差支へない。即ち、君主は父親にあたり、國民は子供達にあたるのである。そして凡ての者が、生れた時は平等で、且つ自由なのだから、自由を他人に譲り渡してゐる人は、皆、自分達の利益のためにさうしてゐるに過ぎぬのである。たゞ、家族の場合と國家の場合と異つてゐる點は、家族に於ては、父親は子供達に對する愛のために、子供達の世話をするのであるが、國家に於ては、君主は、その國民に對して、愛をもつことができないから、支配をすることの快感が、愛の代りをつとめるといふ點だけである。

グロオシウスは、人間の一切の権力は、被治者の利益のためにつくられたものであるといふ説を否認し、その例として奴隷をあげてゐる。彼が最も屢々用ゐる推理の方法は、常に事實がかうだからこれが正しいといふ論法である〔註一〕吾々は、もつと論

理的な方法を用ふことができるだらうと思ふ。但し、それは暴君にはもつと都合のよくない方法ではあるが。

【註一】「公法に關する學者の研究は、歷々古代の惡習の歴史にすぎないことがある。故に、これをあまり深く研究しやうとして勞力を費すのは、無駄な穿鑿である。」(Traité des intérêts de la France avec ses voisins, par M. le marquis d'Argenson, imprimé chez Rey, à Amsterdam.) グロオシウスのなしたところは正しくそれである。

それ故に、グロオシウスによると、人類が百人ばかりの人間に屬してゐるのか、或は、この百人ばかりの人間が人類に屬してゐるのか、疑問になつてくるのである。しかも、彼の著書(「市民論」)の全體から察すると、彼の意見は、どうやら前者に傾いてゐるらしい。ホッブスの意見も亦さうである。かういふ意見に従ふと、人類は、若干の家畜の群れに分れてゐて、その群れにはめい／＼一人づゝの主人がついてをり、その主人はその家畜を食はんがために飼養してゐるのだといふことになる。

牧者が自分の飼養してゐる家畜の群よりも、その性質がすぐれてゐると同様に、人間の牧者たる君主も亦その人民よりも、優れた性質をもつてゐるのである。フィロン

の言によれば、ロオマ皇帝カリグラは、此の類似から、以上のやうに推論して、はては國王が神であるか、でなければ國民が畜類であるかどちらかだと立派に結論したといふことである。このカリグラの推論はホッブスやグロオシウスの推論と一致してゐる。アリストオトルも亦、此の人々の誰よりも以前に、人間といふものは、決して生れながらにして平等ではなくて、或る者は奴隸として生れ、或る者は支配者として生れるのだと言つてゐる。

アリストオトルの説は正しい。けれども彼は、結果と原因とを取りちがへてゐるのである。生れながらにして奴隸となつてゐる人々が皆奴隸として生れたのだといふことぐらい確かなことはない。一體奴隸は、鐵鎖に繋がれてゐるために一切のものを失つてしまつてゐるのである。その鐵鎖から脱しやうとする慾望すらも失つてしまつてゐるのである。ユリイスの仲間の者がその野獸のやうな無知な状態を好んだやうに【註二】奴隸共は、自己の奴隸状態を好んでゐるのである。だから、天性の奴隸がある

としても、それは、それ以前に天性に反して奴隷とされたものがあつたからのことである。最初に奴隷をこしらへたものは暴力で、奴隷の卑劣のために、それが恒久的なものになつたのである。

【註一】「獸類にも推理の力あり」といふブリユタルケの小論文を参照せよ。

私はアダムといふ王や、宇宙を分割した三人の君主の父親たるノアといふ皇帝——サチュルヌの子供等もノアの子供等と同じことをしたので、ノアの子供とサチュルヌの子供とは同じ人だと信じてゐるものもあるが——のことは何も言はなかつた。この點で、私が何も言はなかつたのは感謝していただきたい。何となれば私は此等の帝王の中の何れかの直系であり、ことによつたら、その嫡系なのかも知れないのだから、戸籍しらべをして見れば、私が人類の正當な王にあたつてゐるのかもわからないのだから。それはいづれにしても、アダムが世界でたゞ一人きりの住民であつた間は、ロビンソン・クルウソオが彼の島の主權者であつたやうに、アダムが世界の主權者であつ

たことは疑ふべからざることだ。しかもこの帝國には、君主の王位が大磐石で、叛亂や、戦争や、陰謀などのおそれがなかつたといふ都合のよい點もあつたのだ。

第三章 最強者の權利

どんなに強い者でも、その暴力を權利に變へ、その服従を義務に變へなかつたならば永久に支配者たるの地位を維持するに足る程には強くない。そこで最強者の權利といふものが生ずる。この權利は表面上皮肉にとられてゐるが、その實、原則として打ち立てられてゐるのである。けれども、此の言葉はついに吾々には説明されぬだらうか？暴力とは一の物理的の力である。この物理力がどうして精神的の結果を生ずるのか私には薩張りわからない。暴力に屈するのは必然の行爲であつて、意志の行爲ではない。せいふのところ、それは用心から出た行爲である。それが如何なる意味に於て義務になり得るだらうか？

しばらく、この所謂権利が正しいと假定しやう。するとこの権利からは、わけのわからない無茶苦茶が生ずるばかりである。何となれば、暴力が権利をつくるのだとすれば、結果がすぐに原因と共にかはつてしまふ。即ち、最初の暴力に打ち勝つ暴力は、皆、最初の暴力から生じた権利をも襲ぐからである。罰を受けることなしに反抗することができれば、その反抗は正當なものになる。そこで、最強者は常に正しいといふことになり、最強者にならうとすることより他には問題はなくなる。ところで、暴力がやむと共に消滅する権利とは一體何であるか？暴力によりて服従しなければならぬとすれば、義務によつて服従する必要はない。而して、服従を強制されなければ、服従する義務はないことになる。そこで、此の権利といふ言葉は、暴力に何物をも附加するものでない。この言葉は、こゝでは、まるで無意味になる。

権力に服従せよといふ文句が、若し、暴力に屈せよといふことを意味するなら、この教へは間違つてはゐない。けれども無用の教へである。私は、こんな教へは決して

破られる氣遣ひはないと答へる。凡ての権力は神から來るものであるといふ説も私は認める。(ファイルマア、ボシユエ等は神權説を唱へてゐる)けれども、凡ての病氣も亦神から來るのだから、醫者などと呼んではならぬといふことになるだらうか？一人の強盜が、森の隅で、不意に私を襲つたら、私は、向ふが、無理に財布を奪ふときばかりでなくその財布を渡さなくてもすむ場合にでも、わざ／＼それを渡す義務があるのだらうか？何となればその泥棒がもつてゐる拳銃だつて要するに権力なのだから。

だから、暴力は権利をつくるものでなく、吾々は正當な権力にしか服従する義務はないものであるといふことを認めることにしやう。かくの如くして、私の最初の問題がいつまでも歸つてくるのである。

第四章 奴隷

何人も、生れながらにして、自分の仲間を支配する權威をもつてゐるのではなく、

又、暴力からは如何なる権利だつて生じないのだから、人間同志の間の、一切の正當な權威の基礎は、契約にあるといふことになつて来る。グロオシウスは、若し或る個人がその自由を譲り渡して主人の奴隷になることができるなら、國民全體だつてその自由を譲り渡して、國王の臣民になれぬ道理はないと言つてゐる。この文句の中には、説明を要する曖昧な言葉が大分ある。けれども、その中で、「譲り渡す」といふ言葉だけを検査するにとゞめやう。譲り渡すといふことは、與へることか、或は賣ることかである。ところで、他人の奴隷になる人は、自分の身を與へるのではなくて、自分の身を賣るのである。少くも自分の生活の爲めに身を賣るのである。ところが、國民は一體何のために自己を賣るのであるか？國王といふものは、生活資料を臣民に仰いでゐるのだから、臣民にその生活資料を供給するどころの話ではない。それに、ラブレイによれば、國王は、僅かな物資で生活してゐるのではない。然らば、臣民は、自己の財産まで取つて貰ひたいといふ條件で、自己の身體を與へるのだらうか？

そんなことをしたら、彼等にのこるものは何だらうか、私にはわからないのである。

専制君主は、その臣民に社會的安寧を與へると言ふ人がある。けれども、國王の野心が臣民にひきよせる戦争や、國王の飽くなき貪婪や、國王の閣臣の虐政などが、臣民の軋轢以上に臣民を苦しめるならば、臣民はこの安寧によりて何の利するところがあるか？若し、この安寧そのものが臣民の不幸の一つであるとしたならば、臣民はこの安寧によりて何の得るところがあるか。安寧な生活なら、牢獄の中でも送れる。それだからといつて、牢獄が良い所だと言へるだらうか？シクロオプの岩窟に幽閉されてゐたギリシヤ人（ユリスとその仲間のことである）は、そこで、安寧な生活を送つて、食ひ殺される順番が廻つてくるのを待つてゐたのである。

或る人間が、たゞで自分の身を他人に與へるなんていふのは、不合理な、考へられないことである。かくの如き行爲は、不法な、無効な行爲である。それは、そんなことをする人は常識を失つてゐるといふ單なる理由からである。それと同様のことを一

國民全體について言ふなんてことは、國民を狂人扱ひにした話である。狂氣から権利が生れたりするものではない。

たとひ各人が自己を他人に譲り渡すことが出来るとした所で、彼はその子供等を譲り渡すことは出来はしない。子供等は自由な人間として生れたのだ。子供等の自由は子供等のものであつて、それを處分する権利をもつたものは、子供等以外にはないのだ。子供等が理性の年齢に達するまでは、父親は、子供等の生命の保持と、子供等の幸福とのために、子供等に代つて、色々な條件をきめることはできる。けれども、父親は、子供等を、取り返しつかない契約で無條件に他人に與へることはできない。何となればこのやうな贈與は、自然の目的に反し、父親の権限を越へたものだからである。故に、専制政府を合法なものとするためには、國民は、一代毎に此の政府を承認するか拒否するかを自分で決することが出来る必要がある。けれども、さうなつてしまへば、この政府はもはや専制政府ではなくなるのだ。

自由を抛棄することは、人間としての資格を抛棄することである。人間の権利を抛棄することである、人間の義務をさへも抛棄することである。凡ての物を抛棄する人にとつては如何なる補償もあり得ない。かくの如き抛棄は、人間の本性と相容れないものだ。意志から自由をすつかり奪ふといふことは行爲から道德的意義をすつかり奪ふことと同じである。最後に、契約者の一方に絶對的の權威を與へ、他方に無制限の服従を強ひるやうな約束は、無効な、矛盾した約束である。吾々が或る人から何でもとることのできる権利をもつてゐるとすれば、吾々がその人に對して何等の義務をも負ふてゐないことは明白ではないか？そして、補償物も、交換物もないといふ單なる條件だけでは、既にこの行爲が無効であることがその中に含まれてゐるではないか？何となれば、私の奴隸のもつてゐるものは凡て私のものであり、彼の権利は私の權利である以上、私の奴隸は私に對して如何なる權利を有するだらうか？この私自身に對する私の權利なんていふ言葉は無意味な言葉ではないか。

グロオシウスや其の他の人々は、所謂奴隷とする権利が生じた別の起源を戦争に求めてゐる。彼等によれば勝者は敗者を殺す権利をもつてゐるのだが、敗者は自己の自由を代償として支拂つてその生命を買ふことができるといふのである。しかもこの契約は、契約當事者の双方に利益だから、益々以て合法的なものだといふのである。

けれども、この所謂敗者を殺す権利なるものは、斷じて戦争状態から生れるものではない。人間といふものは、原始時代にはばらくに獨立して住んでゐるものであつて、その相互關係が、平和状態や戦争状態を構成する程鞏固なものではないといふ事實だけによつても、決して本來の仇敵ではないのである。戦争は、事物の關係から起るのであつて、人間の關係から起るのではないのである。而して、戦争状態は單なる人間同志の關係からは生じ得ないものであり、事物の關係からのみ生ずるものであるから、個人戦争、即ち、人と人との戦争は、恒久財産のない自然状態に於ても存在しないし、凡てのものが法律の支配の下にある社會状態に於ても存在しないのである。

る。

個人間の私闘、決闘、格闘等のやうな行爲は、決して如何なる状態をも構成する行爲ではない。フランス王ルイ九世の勅令(ルイ九世は諸侯間の私闘を根絶せんとして双方が干戈に訴へる迄に四十日間の仲絶期間を守るやうに令した)によりて認められ「神の平和」(In Pax De Deo)の宣言(一〇三五年ガリチアの貴族等が貴族の私闘を止めしめるために發した宣言である)によりて停止された私闘の如きは、封建制度の悪習である。この封建制度そのものが、抑も、自然權の原則に反し、凡ゆる善政に反した、最も不合理な制度なのである。

それ故に、戦争なるものは、人と人との關係ではなくて、國家と國家との關係であり、而してこの戦争に於ては、各個人は偶然に敵となつてゐるに過ぎぬのである。人間として敵になつてゐるのでもなければ、市民として敵になつてゐるのでもなく【註一】兵卒として敵になつてゐるのである。祖國の一員として敵になつてゐるのではなくて祖國の防衛者として敵になつてゐるのである。最後に各國家は、他の國家を敵とすることができただけであつて、人間を敵とすることはできないのである。それは、性質

を異にした物の間には、眞の關係を打ちたてることができないからである。

【註一】世界の如何なる國民よりも戦争法規をよく理解し、よくこれを尊重したロオマ人は、此の點に關して極めて細心であつて、市民は、明白に或る敵に對してでなければ、しかも斯く々々の敵に對して戦ふために志願するのであるといつて敵の名を指名しなければ義勇兵になることが許されなかつた。カトンの息子はボビリウスの麾下に従つて初陣したのだが、その軍團が一度解散して再び編成された時に、父親のカトンはボビリウスに手紙を送つて、第一回の入隊の宣誓はもう無効になつて、彼の息子はもはや敵に對して武器をとることはできないのだから、彼が引きつづき貴公の軍隊にとどまつてゐたいといふなら、彼に改めて入隊の宣誓をさせてもらはねばならぬと言ひ送つた。それから又この父親のカトンは、自分の息子にも手紙を書いて、新たに宣誓をするまでは、從軍を差し控えるやうにと言ひ送つた。世人はクリュシウムの攻圍及びその他の特別の例をあげて私の説に反對するかも知れぬが、私は法則になり、慣例になつてゐるものを引用したのである。ロオマ人位自國の法律に減多に違反しなかつた國民はない。そして、ロオマ人程立派な法律をもつてゐた國民は他にはない。

此の原則は、凡ゆる時代を通ずる規則、並びに、凡ゆる文明國民が常に行つて來たところの慣例とも合致してゐる。宣戰の布告は、各國に對する通告でもなければ、その臣民に對する通告でもない。帝王に對して宣戰せず、臣民を強奪したり、殺戮し

たり、拘禁したりする外國人は、國王であらうと、個人であらうと、國民であらうと、それは、敵ではなくて強盜である。戦争の眞最中に於てさへも、正義を重んずる帝王は、敵國に於て、公共に屬するものは、凡て奪ふけれども、個人や個人の財産は尊重する。彼自身の権利の基礎となつてゐる権利は尊重する。戦争の目的は敵國の破壊であるから、敵國の擁護者が武器を手にしてゐる限りはこれを殺す権利がある。けれども、彼等が武器をすて、降伏したならば、彼等はもはや敵若しくは敵の道具たることをやめて、單なる人間になつたのである。故に此の場合には最早や彼等の生命を奪ふ権利はないのである。時とすれば、國家の人員を一人も殺さずに國家を殺すことができる。然らば、戦争はその目的を達するに不必要な權利を與へるものではないのである。この原則はグロオシウスの原則とはちがつてゐる。この原則は詩人達の言葉を基礎としてゐるものではなくて、事物の本性から生じたものであり、理性を基礎にしてゐるものである。

征服の権利は、強者の法律を基礎としてゐるものに他ならぬ。若し、戦争が勝利者に戦敗國民を殺戮する権利を與へるものでないとすれば、彼がもつてゐないこの権利が、戦敗國民を奴隸とする権利の基礎になるわけはない。吾々は、敵を奴隸にすることができない場合にのみ、はじめてこれを殺す権利があるのだから、敵を殺す権利から敵を奴隸にする権利が生じはしない。だから、敵に、自由の代價を支拂つて生命を買はせるのは不正取引である。吾々は生命に對しては何等の権利もないのである。生殺の権利を奴隸の権利の上にて、奴隸の権利を生殺の権利の上にてたてるのは、明かに順環論法に陥つたものではないか。

此の凡ての者を殺す恐るべき権利があると假定しても、戦争によつて俘虜にされた奴隸、或は征服された國民は、その支配者に對して何等の義務をももつてゐるのでない。たとゝ強制されてゐる間だけ服従してゐるに過ぎないのである。勝者が敗者を殺す代りに、その生命の代價をとるのは、敗者に恩恵を施すわけではなくて、勝者は敗者

を無駄に殺す代りに、有効に殺したまてゐる。だから、彼は敗者に對して暴力以外の權威は何も得て居らぬのであり、彼等の間には、以前と同じやうに戦争状態が繼續してゐるのである。彼等の關係そのものが、戦争状態の結果生じたものである。宣戦の権利の行使は毫しも講和條約を前提とするものでない。尤も主人と奴隸とは一つの契約を結ぶには結んだのである。けれども此の契約たるや、戦争状態をなくするものではなくてその繼續を豫想してゐるものなのだ。

斯くの如く、如何なる方面から見ても、奴隸權なるものは無効である。單にそれが不正なものだからといふばかりでなく、それが不合理な、無意味なものだから無効なのである。この「奴隸」といふ言葉と「權利」といふ言葉とは矛盾するものであり、互に相容れないものである。「俺はお前と一つの約束をする。この約束の負擔は凡てお前が負ひ、この約束の利益は凡て俺がせしめる。そして俺は自分の好きな間だけこの約束を守るが、お前も俺の好きな間だけこの約束を守るのだ」といふやうな言葉は、

或る個人が或る個人に向つて言ふ場合にしろ、或る個人が或る國民に向つて言ふ場合にしろ、常に等しく無意味な言葉である。

第五章 常に最初の契約に遡らねばならぬ

私が、今迄論駁して來たことを、すつかり承認したところで、専制主義の擁護者等の位置は、そのために一向よくなりはない。群衆を鎮めること、社會を統治することとの間には常に大きな相違があるのだ。ばらばらに分散してゐる人が、一人の人に次々に奴隸とされたとしても、たとひその人の数がどれ程多くとも、それは依然として主人と奴隸とであつて、國民と元首とではないと私は思ふ。それは集合體と言ひたければ言つてもよいが、それは集團ではない。そこには公衆の福利もなく、政治の團體もない。この人は、よし世界の半ばを奴隸にしても依然として一個人に過ぎない。この人の利益は他人の利益と別のものであつて、常に私利に過ぎぬ。この人が死んで

しまへば、彼の帝國は、統一を失つてばらくになつたまゝである。それはまるで、樫の木が火に焼かれてしまひ、腐朽して灰になるのと同様である。

グロオシウスは國民は國王に自己を移讓することができると言つた。そこで、グロオシウスによると、國民は、自己を國王に移讓する以前にも國民だといふことになる。自己を與へるといふことその事が既に國民的の行爲であり、公衆の評決を前提とするものである。そこで、國民が國王を選挙する行爲をしらべて見る前に、國民が國民となる行爲をしらべて見る方がよい。何となれば、この行爲は、必然的に前者に先だつ行爲であつて、社會の眞の基礎だからである。

實際、前もつて何等の契約もないならば、全員一致で選挙が行はれないかぎり、少数者が多数者の選擇に従ふ義務が何處にあるのか。而して、支配者を欲する百人の者が、これを欲しない十人の者のためにそれを可決する権利が何處にあるか。多数決の法則そのものが既に契約の産物であり、少くも一回の全員一致を前提としてゐる

のである。

第六章 社會契約

私は假定する、人間が自己を自然の状態に保存せんとすることを妨げる障害の抵抗力が各個人が自然の状態にとゞまらんがために用ゐ得る力を凌駕する點にまで人間は達したのだと。さうなつてくれば、この原始状態はもはや維持できなくなり、人類はその生活状態を變へなければ滅亡してしまふことになる。

ところが、人間は新しい力を生むことはできるものでなく、たゞ既に存する力を結合しこれを統制することしか出来ないのだから、自己を保持するためには、力を合一して總和となし、それによりて抵抗に打ち勝つより他に道はない。この合成力を一つの原動力によりて動かし、全體をこれに協力せしめるより他に道はないのである。

此の力の總和は、多人數の協力によつてのみ生じ得るのではあるけれども、各人の

力と自由とは、各人が自己を保存するための第一の手段である以上、各人は、如何にして、自己に對する義務を殺ぐことなく、又自己に對する義務を忽緒に附することなくして、これを他の用途にあてることができるか？ 此の難點を私の問題にもつて來ると、次のやうな言葉で表はすことができる。

『一の團體を組織し、その共同の力の全體をもつて、團體内の各人の生命財産を防護し、それによりて、各人は全體に結合してはゐるが、矢張り自己にしか服従せず、以前と同様に自由であるやうにすること』これが「社會契約」によりて解決せらるべき根本問題なのである。

此の契約の條項は、その性質上、ちよつと修正しても、無駄になり、無効になるやうに規定されてゐるのである。そこで、この條項は、恐らく、まだ明文をもつて公布されたことはないだらうが、何處へいつても同じものであつて、一朝社會契約が破られてしまつて各人が、契約上の自由を失ひ、この自由のために放棄された原始的權利

と自然的の自由とに再び返る迄は何處でも黙認され承認されてゐるものである。

この條項は、正しく解すれば、全く一つの條項に歸してしまふ。即ち、團體内の各人はその有する一切の権利と共に、自己を全社會に移譲するといふことである。何となれば先づ第一に、各人が全く自己を移譲してしまへば、各人の條件は平等になる。そして各人の條件が平等になれば、何人も、他人の條件を負担の重いものにしたところで自分の利益にはならなくなるからである。

おまけに、この移譲が完全に行はれると、その結合は此の上なく完全になつて、團體内の各個人はもはや要求すべき何物をもたなくなる。何となれば、若し、各個人に幾らかでも権利が残つてをれば、個人と公衆との間を裁き得るやうな共通の目上の者はない故に、個人は或る點で自己の判官であるものだから、すぐにそれを凡ての點に及ぼさうとするやうになる。そこで自然状態は存続し、その團體は必ずや専制的なものになるか、或は無用なものになつてしまふ。

最後に、各人は自己を全體の人に移譲するのであつて、如何なる個人にも移譲するのではない。而して、各人は團體内の人々に對して、他の人々が自分に對してもつてゐるのと同様の権利をもつてゐるのだから、得る所と失ふ所とは五分五分であり、しかも自分のもつてゐるものを保持する力は一層強くなるわけである。

そこで、この社會契約から、本質的ならざる部分を取り除いてしまへば、それは次のやうな言葉に要約されてしまふ。『吾々は各々その身體と力とを、共通に、一般意志の最高指導の下にゆだね、そして吾々全體が各人を全體の不可分の部分として受け入れる』

そこで、契約者個々人の代りに、この團結の行爲から、議會が列席全員の投票権を有すると同様に、團體内の全員によりて組成された精神的にして且つ集合的な一體が生れる。此の團體は、此の行爲から、その統一と、その共同「我」と、その生命と、その意志とを受けける。かくの如く他の團體員全部との合體によりてつくられた此の公人

は、昔は「都市」(cité)と稱せられてゐたが【註一】今日は「共和國」(république)或は「政治團體」(Corps politique)と稱せられ、團體内の各員は、これを受動的には「國家」(Etat)と言ひ、能動的には「主権者」(Souverain)と言ひ、それを他の同様の團體と比較する時には「國」(Puissance)といふ。又此の團體員は、集合的には「國民」(Peuple)といひ、個々人の場合には、主権に參與する時には「市民」(Citoyens)と言ひ、國家の法律に服従する時には「臣民」(Sujets)と言ふ。けれども此等の名稱は屢々混同され、取りちがへられてゐる。たゞ此等の名稱が正確にわけて用ゐられて居るときに、それを區別することができれば澤山である。

【註一】此の都市といふ言葉の眞の意味は近代で、殆んど全く消滅してしまつてゐる。大部分の人は、都會を都市と混同し、都會人を市民と混同してゐる。彼等は、都會は家屋をつくられるものであり、都市は市民でつくられるものであることを知らないのである。この誤謬が、むかし、カルタゴ人に高價な犠牲を支拂はせたのである。私は市民といふ名稱が、帝王の臣民に與へられたのを讀んだことはない。他の國民より遙かに自由であつた古代のマセドニア人や今日のイギリス人さへも市民と呼ばれてはゐない。たゞフランス人だけは、事もなげに、市民と稱してゐるが、それはフランスの辭書を見ればわかるやうに、彼等が

この言葉の眞意を知らないからである。さもなかつたら、彼等が、この言葉を冒用するのは不敬罪 (Le crime de lèse-majesté) にあたるとらう。この言葉はフランスでは、*de jure* を表はす言葉であつて、權利をあらはす言葉ではないのである。ボオダンが、吾々の市民と都會人とを論じようとした時に、彼は、兩者の意味をとりちがへて大間違をした。ダランベール氏はその「ジュネエヴ論」に於て、この間違ひに陥らず吾々の都市にある四階級の人間(單なる外國人を算入すれば五階級になるが)をはつきりと區別し、その中の二階級だけで共和國が構成されてゐることを明かにした。それ以外には、私の知つてゐるフランス人で、市民といふ言葉の眞意を理解してゐたものはない。

第七章 主 權 者

此の規定によりて、この團體契約は、公共體と個人との相互的約束を含んでゐること、並びに、各個人は、言はゞ自分自身と契約したのだから、二重の關係で拘束されてゐること、即ち主権者の一員としては各個人に、國家の一員としては主権者に拘束されてゐることがわかる。けれども、こゝでは、何人も自己を相手とした契約には拘束されぬといふ民法の原則はあてはまらない。何となれば、自己に義務を負ふのと、

自己がその一部分であるところの全體に義務を負ふのとは大變に違ふからである。

更にまた、公共の議決は、各個人が二重の關係で見られる所から、臣民全體を主權者に對して義務を負はせることはできるけれども、その反對の理由によりて、主權者を主權者自身に義務を負はせることはできないといふこと、従つて、主權者が、自ら破ることのできない法律を自らに課するといふことは政治團體の性質に反するものであるといふことを注意する必要がある。主權者は、唯一の同種關係の下に於てしか考へられないものであるから、この場合は、丁度個人が自分自身に契約する場合と同じである。そこで、人民の團體に對して、義務を強制するやうな根本的法律は無く、そしてまた有り得ないといふことがわかる。社會契約でさへも人民の團體を拘束するものではないのである。とは言つても、此の團體が、社會契約に抵觸しない問題に於ても外部の者と契約することができぬといふ意味ではない。何となれば、外部の者に對しては、この團體は單なる一個體、一個人となるからである。

けれども、政治團體或は主權者は、神聖な社會契約によりて、はじめて生じたものであるから、外部の者に對しても、斷じて自己を拘束されることはできぬ。自己の一部を譲り渡したり、自己以外の主權者に服従したりするやうな、この基本契約に抵觸するが如きいかなるものにも拘束されることはできぬ。自己の存在をさへへてあるところの契約を破ることは、自己をほろぼすことである。そして、無くなつたものからは、何も生れはしない。

この多數者が、かくの如く一つの團體に結合されるや否や、この團體そのものを攻撃せずして、團體内の一員を傷つけることは不可能となるのである。況んや、團體員に影響を及ぼさずして團體そのものを傷つけることは更に不可能になるのである。かくの如く、義務と利益とが、ひとしく、契約當事者の双方を相互的に助けあはしめる。そして、同一人が、二重の關係によりて、それから生ずる一切の便益を結びつけようとするに至るのである。

ところが、主権者は、これを構成する個々人によりてのみつくられてゐるのだから、個々人の利益に反する利益をもつてもゐないし、もつこともできぬのである。従つて、主権者の権力は、臣民に對して保障を必要としない。何となれば、團體が、その團體内の個々人全體を害しようとするのは不可能であるし、それからまた、この團體が團體員の如何なる一個人をも害し得ないことは、これから明かにしやうと思ふ。要するに、主権者は、それが存在するといふだけの理由で、常に主権者たるの資格を備へてゐるのである。

しかしながら、臣民が主権者に對する場合は趣きが一變する。この場合には、主権者が臣民の忠誠を確保する何等かの手段を見出さない限りは、たどひ義務をはたすことが共同の利益であつても、誰もその義務をはたしはしない。

實際、各個人は、市民として彼がもつてゐる一般意志 (*volonté générale*) に反した。又はそれと同化しない特殊の意志を、人間としてはもち得るものである。即ちその人

の個人の利益と公共の利益とが全くちがふことがあり得る。彼の絶對的な、従つて獨立した生存は、彼をして、公共に對する義務は、恩惠的の寄附行爲であつて、この寄附行爲が彼自身に及ぼす負擔に比べると、彼がそれをしない爲めに公共に與へる損害の方が遙かに少ないと思はせるかも知れない。そして彼は、國家を構成する精神的人格をもつて、それが一個の人間でないからといふ理由で、これを架空的存在と見做し、市民の權利は享有するが、臣民の義務は履行しようとしなからう。こんな不正が進んでくれば、やがて政治團體を滅ぼすやうになるであらう。

そこで、この社會契約を無益な規定たらしめないために、この契約は、暗々裡に、一般意志に服従することを拒む者は、團體全體の力でこれに服従することを強制されるといふ約束を含んでゐるのである。そしてこの約束のみが、爾餘の約束に効力を生ぜしめるのである。これは、自由になることを強制されるといふ意味に外ならぬのである。何となれば、これは各個人を祖國のものとして、一切の個人的從屬から彼を保

護する條件であり、政治機關を運轉せしめる條件であり、社會上の色々な義務を合法的たらしむる唯一の條件であるからだ。もしこの條件がなかつたら、社會上の義務は、不合理な、亂暴なものになり、最も恐るべき悪弊に墮するであらう。

第八章 社會的狀態

此の、自然的狀態から社會的狀態への推移は、極めて著しい變化を人間に與へる。從來人間の行爲を支配してゐた本能を正義に代へ、人間の行爲にこれまで無かつた道德的意味を與へる。この時に至つて、はじめて、肉體的衝動が退いて義務の聲がこれに代り、正義が慾望の代りをつとめるやうになる。その時まで自分のことだけしか注意しなかつた人間は、他の原則に基いて行動しなければならなくなつたことに氣づき、自己の慾求に聽従する前に、自己の理性に相談しなければならなくなつたことに氣づく。人間は、此の狀態に於て、從來自然から得てゐた若干の便宜を失ふけれども、その代

りに、極めて大なる便益を得る。彼の技能は習練されて發達し、彼の思想は廣くなり、彼の意見は高尚になり、彼の精神全體が高められるから、此の新しい條件の濫用が、屢々以前の自然狀態以下に彼を墮落させることさへなければ、彼は、永久に彼を自然狀態から離脱させ、無智蒙昧な野獸を理性的生物即ち人間として此の幸福な瞬間を絶えず祝福せねばなるまい。

この差引勘定を、容易に比較することのできる言葉につづめて見よう。人間が社會的契約によりて失ふところのものは、彼の自然の自由と、彼の心をひくもの、そして彼が手に入れることの出来るもの凡てに對する無制限の權利であり、彼が得るところのものは、社會的自由（市民としての自由）及び、彼が所有する一切のもの、所有權である。この得失を誤解しないためには、個々人の暴力以外に制限をもたぬ自然的自由と、一般意志の制限を受ける社會的自由とをはずきり區別しなければならぬ。又最初に獲得した人の先取權、或は暴力の結果に他ならぬところの占有（*la Possession*）と、

け前がきまつてしまへば、人はそれだけを守つてゐるべきであつて、共同体に對してそれ以上の権利はもたぬのである。さういふわけだから、自然状態に於ては、極めて薄弱である先取權が、凡ゆる市民には尊重すべきものとなつてゐるのである。此の先取權に於ては、吾々は他人の物を尊重するのではなくて、自分のものでないものを尊重するのである。

一般に、何等かの土地に對する先取權を正當ならしむる爲には、次のやうな諸條件が必要である。第一にまだその土地に誰も住んでゐないこと、第二に生計のために必要なだけの土地しか占有しないこと、第三にそれを占有するには、空虚な儀式によらず、勞働と耕作によることである。この勞働と耕作とは、所有權の唯一のしるしであつて、法律上の資格がない場合には、他人はこれを尊重すべきである。

ところで、必要と勞働とに應じて先取權を興へる日には、先取權なるものを無制限に擴張することになりはしないだらうか？ 此の先取權なるものに制限を加へること

はできないだらうか？ 共有の土地へ足を踏み込んだゞけて、すぐさま其の土地の所有主をもつて任ずることができたらうか？ 一瞬間でも、その土地から他人を追ひはらふ力さへもつてゐれば、他人が再びその土地に歸つて來る權利を無くしてしまへるだらうか？ 或る人又は或る國民は、不法な強奪によらずして、どうして廣大な土地を奪取して、一切の人類に手を觸れしめないことができるだらうか？ 他の人々はこの強奪によりて、自然から共同に與へられた、居住地と食物とを奪はれてしまふではないか？ ヌニエス・バルバオ (Cunez Balboa, 1487—1517, スペインの遠征家) が、海岸にたつて、カステイユ王の名に於て南洋及び南アメリカ全土を占領した時に、それだけで、現在そこに住んでゐる住民の所有權を無効にし、世界各國の諸王を此の大陸から拒絶するに十分だつたであらうか？ さういふつもりで、こんな馬鹿げた儀式が屢々行はれたのかも知れぬ。そして、このカトリック王は、雜作もなく全宇宙を占領してしまつたのかも知れぬ。たゞし、後になつて、既に他國の王が占領してゐた部分だけ

は、自分の帝國から削除したけれど。

吾々は合一し、接續してゐる各個人の土地が、如何にして公共の領土となるか、又、主権者の権利が、如何にして臣民から擴張して臣民の占有してゐる土地にまで及び、同時に物權と人權となるかを知つてゐる。これが、その所有者を益々國家にたよらせ、彼等自身の力をして彼等の忠誠の保障たらしむるのである。この効能は、昔の君主にはよくわからなかつたと見えて、彼等は自らペルシャ人の王と稱したり、スキチア人の王と稱したり、マセドニア人の王と稱したりして、自分を國土 (pays) の君主と考へずに、人民の元首と考へてゐたやうである。今日の君主等は、それから見ると、もつと賢明で、自ら、フランス王、スペイン王、イギリス王などと稱してゐる。彼等は、こんな風に領土を確保することによりて、その領土の住民を確實に保有してゐるのである。

此の (個人から國家への土地所有權の) 移讓に於て、變つた點は、共同體が個人から財產を受領するのは、共同體が個人の財產を剝奪するのではなくて、却つて個人の財產所有權を合法的にし、強奪を變じて眞の權利とし、享有 (la jouissance) を變じて所有とするといふ點である。そこで、所有者は公共財産の保管者と見做され、その權利は國家の全員から尊重され、外國に對して全員の力をもつて保護されるのである。公共にも都合がよく、彼等自身には一層都合のよいこの移讓によりて、彼等は、言はゞ、彼等が與へたものをつかり取り返したのである。此の逆語は、^{パドクヌ}主権者と所有者とが同一の土地に對してもつてゐる權利を區別することによりて容易に説明される。そのことは後に説明する。

又、人々は何も所有しない前に團體をつくる場合もある。そして、後になつて、全體の人に十分な領土を占領して、それを共同で享有するか、或はそれを各人に平等に分配するか、また主権者によりて定められた割合に従つて分配する場合もある。この所有がどんな風に行はれるにしても、各個人が自己の土地に對して有する權利は、常

に共同體が全體の土地に對して有する權利に從屬してゐるのである。さうでなければ、社會の結合は不安定となり、主權の行使には眞の威力が失はれてしまふ。

私は此の章並びに此の篇を終るにのぞんで、凡ゆる社會組織の基本となるべき一つの注意をして置く。それは、この基本的契約は、自然の平等を破壊するどころではなく、却つて、自然が各人の間にこしらへた肉體的に代ふるに、精神的、合法的平等を以てするものであり、各人は、體力及び知力に於ては不平等であるかも知れぬが、契約と權利とによりて悉く平等になるといふことである。「註一」

【註一】 悪い政府の治下に於ては、此の平等は外觀的であり、見かけだほしに過ぎぬ。貧者の貧困を維持し、富者の掠奪を維持するに役立つに過ぎぬ。事實上に於て、法律は有産者には常に有益であるが、無産者には常に有害である。そこで社會的狀態（自然狀態に對する語）は社會の全員が幾らかの財産をもつてをり、澤山の財産をもち過ぎてゐるものがない時にのみ都合がよいといふことになつて來る。

第二篇

第一章 主權は移讓できぬ

前述の諸原則から生ずる、第一の、さうして最も重要な結果は、國家設立の目的たる公共の福祉に従つて、國家の諸々の力を指導することのできるものは一般意志のみであるといふことである。蓋し個々人の利益が相衝突するからこそ社會の設立が必要になつたのだとすれば、社會の設立を可能ならしめるものは此の個々人の利益の一致だからである。此の各個人の千差萬別の利益の中に存する共通點こそ社會的結合の連鎖なのである。若し全人の利益が一致する點が全然何もないとしたならば、如何なる社會も存在し得ないのである。此の共通の利益に基いてのみ、社會は統制されねばならぬのである。

だから私は言ふ、主權は一般意志の行使に外ならぬのだから、決してこれを移讓することはできぬ。又主權者は集團以外の何者でもないのだから、その集團自身に於て

のみしか代表され得ない。權力なら交附することもできるが意志を交附することは出来ないのだ。

實際、一個人の意志が何等かの點で一般意志と一致することは不可能でないとしても、少くも此の一致が恒久的に持續することは不可能である。何となれば、個人の意志はその性質上特權に向ひ、一般意志は平等に向ふからである。況んや、この一致がたとひ常に存在してゐるとしても、この一致の保障を得ることは、更に不可能である。それは人力を以て如何ともすべからざる天運だからである。主權者は『余は現在かく／＼の人が欲してゐること、少くも彼が欲してゐると稱しゐることを、欲してゐる』と言ふことはできる。けれども、主權者は『此の人が明日欲するであらうことを余も亦欲するだらう』と言ふことはできぬ。それは意志が未來に關して自縛自縛するなんていふことは不合理なことであり、如何なる意志も、意志する人の利益に反する事柄を承諾することはできないからである。故に、若し國民が無條件で服従することを

約すれば、この行爲によつて國民は解體し、國民としての資格を喪失してしまふのである。支配者(maitre)が生ずると同時に主權者(Souverain)はなくなり、その時から政治團體(即ち國家)はもう破壊されてしまふのである。

これは、主權者(即ち國民)が、國家の首長の命令に反對する自由をもちながらこれに反對しない時でも、首長の命令を一般意志と見做すことができぬといふ意味ではない。かういふ場合には、國民全體が沈黙してゐれば、國民がそれに同意してゐると見てよいのである。そのことはもつと詳しく説明して行かうと思ふ。

第二章 主權は分割できぬ

主權は、移讓することができぬと同一の理由によりて分割することもできぬ。何となれば、意志は一般的であるか〔註二〕或はさうでないかどちらかである。國民總體の

意志であるか、或は一部分の意志に過ぎないかどちらかである。前者の場合には、この意志の表明は主権の行爲であり、法律となるものである。ところが後者の場合には、それは個人の意志、或は行政官の行爲に過ぎない。せいどくのところで、それは法令 (decret) たるにすぎぬ。

【註一】或る意志が一般的であるためには必らずしもそれが全員一致である必要はないが、全員の投票が計算されるといふことは必要である。苟くも正式の除外が行はれる時は直ちに一般性は破れてしまふ。

然るに吾が政治學者連は、主體に於ては、主権を分割することができないものだから、その對象に於いてこれを分割してゐる。即ち彼等はこれを力と意志とに分割し、立法權と執行權とに分割し、課稅權、司法權、宣戰權に分割し、國內行政と外國と條約を締結する權能とに分割してゐる。而して、時には此等の部分を全く混淆し、時にはこれを別々にしてゐる。彼等は、主権者を色々な部分を寄せ集めてつくつた架空物としてゐる。それは、まるで澤山の身體、眼ばかりの身體や、腕ばかりの身體や、脚ばかりの身體を寄せ集めて一人の人間をつくるやうなものである。日本の大道手品師共は見物人の眼の前で子供の手足をばらばらに切り離して、それを一つづつ、空中に投

げると、それがすつかり一しよにくつゝいてもとの通りの生きた子供になつて落ちてくるといふことである。吾が政治學者共の手品もこれにそっくりである。彼等は、社會といふ身體を、見世物へ出してはばかしくないやうな妖術をつかつて、ばらばらに切り離して、再びその細片をどうしてするのかわからぬが、一つに寄せ集めてしまふのである。

此の誤謬は、主権に關する正確な觀念がつけられてゐないこと、並びに主権の發動に過ぎぬものを主権の一部であると思ひ違へるところから生ずるのである。たとへば宣戰、講和等の行爲は主権の行爲と見做されてゐた。けれどもさうではないのである。何故かといふと、此等の行爲は法律でなくて單に法律の適用に過ぎぬからである。法律の適用される事件を決定する特殊の行爲だからである。このことは「法律」(loi)といふ言葉の觀念が限定されば明瞭にわかるだらう。

更に、主権が分割されてゐる他の例をしらべて見れば、吾々が主権が分割されてゐ

るやうに信ずる場合には常に吾々が誤つてゐることがわかるだらう。吾々が主権の一部分であると考へてゐる色々な権利は、悉く主権に従屬してゐるものであり、最高意志を前提としてゐるものであり、たゞ主権の執行に止まるものであることがわかるだらう。

政治的権利に關する著述家共が、彼等がうちたてた原則に基いて、國王と國民とのそれらの権利を判断しようとするときに、此の點に關する不正確が、彼等の斷定をどれ程曖昧不明瞭にしたかは數へきれない。グロオシウスの著者の第一篇第三章及び第四章を見ると、この碩學並びにその翻譯者のバルベイラック(Barbeyrac)が、彼等の考へより言ひ過ぎたり、言ひ足りなかつたりして、彼等がうまく折れ合ひをつけねばならぬ色々な利益をきづ、けてはならぬと心配して、彼等自身の詭辯に自繩自縛されてゐるのを見ることが出来る。自國に不平を抱いて、フランスに亡命して、ルイ十三世にとり入らうとし、自著を同王に捧呈したグロオシウスは、凡ゆる巧言の限りをつ

くして國民の権利を奪ひ、その権利を國王の権利にしようとしてゐる。同書の翻譯をイギリス王ジョージ一世に捧呈したバルベイラックの心事も亦これと同じであつたのである。ところが不幸にして、彼が讓位と呼んでゐるところのジエムス二世の追放は、彼をしてウイリヤム王を篡奪者にしまいために、言ひ度いことも言はずに筆をそらし、まわりくどい言ひかたをしなければならぬやうにした。若しこの二人の著述家が、眞の原理を採用してゐたならば、そんな困難はすつかり除去されてしまひ、終始辻褄のあつた議論ができただらう。けれどもその代りに、彼等は悲惨な心持ちで眞理を語り、そして國民以外の者には媚びなかつただらう。ところが、眞理は幸運へ導くものではないのだから、國民は、彼等を大使にも、教授にも、とりたてゝくれないし、年金もくれはしないのだ。

第三章 一般意志は謬ることがあるか

第三章 一般意志は謬ることがあるか

前に述べたことから、一般意志といふものは、常に正しいもので、且つ公共の利益を眼指してゐるものであるといふことになる。けれども、人民の決議が常に等しく正確であるといふことにはならぬ。人は常に自己の利益をのぞむものであるが、その利益が何であるかといふことを常に知つてゐるとは限らない。國民といふものは決して節を賣ることはないが、欺かれることは屢々ある。國民が不正なことをのぞんでゐるやうに見える場合は、さういふ場合だけである。

全體の意志 (la volonté de tous) と一般意志 (la volonté générale) とは往々にして大變ちがふことがある。一般意志は共同の利益しか眼中にをかぬが、全體の意志は私利を眼中にをくものであつて、個人の意志の總和に過ぎないのである。けれども、この個人の意志から、過ぎたものと、及ばざるものをプラス、マイナスして相殺すると、
 【註二】その差引總和として一般意志が残るのである。

【註一】「各人の利益には各々異つた立場がある。二人の利益の一致は、第三者の利益を對抗させることに

よりてつくられる」とマルツヤンソン侯 (Marquis d'Argenson) は言つた。彼は全體の人の利益の一致は各人の利益を對抗させることにより、つくられると附け足すこともできたのである。各人の利益が相異してをらぬとしたなら、共同の利益なんていふものは、何等の障害をも受けないのだから、従つて感知されないだらう。凡ての利益はひとりてに調和してゆき、政治などは誰にでもできるやうになるだらう。

若し、十分な識見をもつた國民が議決する場合に、市民の間に聯絡がないならば、
 (即ち市民が徒黨を結んでゐないならばの意) 少しづつ異つた大多數の者から常に一般意志が生じ、その議決は常に良いだらう。けれども、黨派が生じ、大なる團體を犠牲にして部分的團體が作られると、此等各團體の意志は、その團員にとつては一般意志となるが、國家にとつては依然として個人意志である。即ちその場合には、もはや人間の數だけの投票者はなくなつて、團體の數だけの投票者になつてしまつたと言ふことができるのである。さうなると差異の數はより少くなり、その結果はより一般的でなくなつて来る。最後に、此等の團體のどれか一つが非常に膨大して、他の團體をすつかり合せたより大きくなくなつて來ると、その結果は、もはや少しづつ、の差異の總和はなくなり、たゞ一つ

の差異だけになつてしまふ。さうなるともう一般意志はなくなる。優勢な團體の意見は、畢竟個人的の意見に過ぎないからだ。

だから、一般意志が十分に表明されるためには、國家の中に部分的な團體のないこと、各市民が獨立の意見をつくることが肝腎である。「註一」偉大なるリキユルグ、(Lycurgus—古代ギリシヤの政治家と云はる)の莊嚴無比な制度が、即ちそれである。若し、部分的團體がある場合には、その團體の数を多くして、不平等を避ける必要がある。ソロン(Solon—政治家640B.C.)や、ニユウマ(Numa—傳説—ロオマ第二世王)や、セルヰウス(Servius—同—上第六世王)などのやりかたはさうだつた。此の二つの注意は、一般意志を常に正しくし、國民が決して欺かれないやうにするために役立つ唯一の注意である。

【註一】マキャヴェリは次のやうに言つてゐる。「實際に於ては、共和國に有害な軋轢と、これに有利な軋轢とある、朋黨や徒黨をおこすやうな軋轢は有害なものであり、これ等の何れをも起さないものは有利なものである。そこで共和國の創始者は、不和の生ずるのはどうすることもできないが、せめてこれが徒黨にならぬやうにすべきである」(Hist. Florent. Lid. VII.)

第四章 主權の限界

若し、國家或は都市がそれを構成する各人の結合を生命とする精神的人格に外ならず、且つ國家或は都市のなすべき最も重要な配慮が、それ自身を保持せんとする配慮であるとすれば、國家は、全體に最も都合のよいやうに各部分を動かし、支配するたために一の普遍的強制力を必要とする。自然が各人に四肢の全體を支配する絶對的權力を與へてゐるやうに、社會契約は政治團體(國家^{即ち})にその全員を支配する絶對的權力を與へてゐる。この權力こそ私が前に言つたやうに一般意志によりて指導され、主權と呼ばれてゐるものなのである。

けれども、この公人の外に、吾々は、これを構成してゐる私人をも考慮しなければならぬ。私人の生命と自由とは本來公人と獨立のものなのである。だから市民の権利と主權者【註二】の権利、市民が臣民としてはたさなければならぬ義務と、市民が人間

として享有すべき自然権 (droit naturel) とを十分に區別することが必要である。

【註一】 注意深い讀者諸君よ、私の言葉がこゝで矛盾してゐるなど、性急にとがめてくださるな。私は言葉が乏しいので矛盾をさけることができなかつたが、もう少し待つてゐて下さい。

各人が、社會契約によりて移讓するものは、彼の權力、彼の財産、彼の自由の中でそれを使用することが共同體に必要である部分だけであるといふことには誰しも異存はない。けれども、それと同時に何が必要であるかを判断するものは主權者のみであるといふことも認めなければならぬ。

市民は國家のためにつくすことのできる事柄は、主權者から要求されたら早速つくすべきである。けれども主權者の方でも亦、臣民に對して、共同體に何の役にもたぬ束縛を賦課してはならぬ。そんなことはのだむことすらできぬ、何となれば、理性の法則の下に於ても、自然の法則の下に於てと同様に何事も原因なしに起るものではないからだ。

吾々を社會關係に結びつけてをる義務が強制的であるのは、それが相互的だからで

ある。即ちこの義務の性質上、それをばたせば、他人のためにつくすことになる。同時に、自分のためにもならざるを得ないやうになつてゐるのである。一般意志が常に正しいのは何故であるか。又凡ての人がたえず各人の幸福を欲するのは何故か。それは皆の者が「各人」(chacon)といふのは自分のことだと考へ、全體のために投票してゐながら自分のことを考へてゐるからに他ならんではないか。このことは、權利の平等並びにそれから生ずる正義の觀念が、各人が先づ自分のためをはかるといふ性質、したがつて人間の本性そのものから生れたものであることを證する。一般意志が眞に一般意志であるためには、それはその對象に於ても、それ自體に於てと同様に一般的である必要があるといふこと、即ち一般意志は全體の人の意志であつて、全體の人に適用されるものでなければならぬといふこと、及び、一般意志は或る特定の對象に向ふときには、その本來の正しさを失ふものであるといふことを證する。何故かといふと、その場合には、吾々は、吾々の知らないものについて判断してゐるのであつて、吾々

の指針となるべき、眞の公平な原則をもつてをらぬからである。

實際、前もつて定められた一般契約でまだ定められてゐない問題について、或る個々の事實或は権利が問題になつてくるや否や、その事件は係争問題になつてくる。そしてそれに關係してゐる個人がこの事件の一方の當事者となり、國家が他方の當事者となるのであるが、そこには遵奉すべき法律もなければ、判決を下すべき裁判官もないのである。かういふ場合に、これを一般意志の明白な判決にたよらうとするのは理屈にあはぬ。この場合の一般意志なるものは、當事者の一方の斷定でしかあり得ないのであり、従つて、他方から見れば、他人の、個人的意志に過ぎないものであつてかやうな場合には不正に走り、誤謬に陥つたものだからである。かういふ次第だから個人意志が一般意志を代表し得ないと同様に、一般意志も亦、その對象が特定のなものになると、その性質を變じてしまひ、或る個人に對しても、或る事實に對しても、一般的な意志としてのぞむことはできなくなるのである。たとへば、アテンの人民は

その首長を任命し或は免職し、或る人に名譽を與へ、或る人に刑罰を課し、その他色々な特別な法令によりて政府のなすべきことを片つ端から無差別に行つたが、その場合には、アテン國民は、もはや木來の意味の一般意志をもつてゐなかつたのである。もはや主權者として行動してゐるのではなくして、行政官として行動してゐたのである。これは一般人の考へとは矛盾してゐるやうであるが、私の考へは追つて説明することにしたゞきたい。

これによりて、意志を一般的ならしむるものは、投票數の多少によるのではなくてこれを一致せしむる共同の利益なることを知るべきである。何となればこの制度に於ては、各人は彼が他人に課する條件に必然的に自分も従ふからである。利益と正義との此の美事な一致は共同の決議に公平な性質を與へるのであるが、この性質は、個人的係争問題の場合にはなくなつてしまふのである。それはこの場合には、裁判官のつとる規則と、係争當事者のそれとを結合して、一體ならしむる共同の利益がない

からである。

どの方面からこの原則を探究していつて見ても、吾々は常に同一の結論、即ち、社會契約は市民の間に平等を打ちたてるものであつて、その結果、各市民は悉く同じ條件に従ひ同じ権利を享有することになるといふ結論に到達するのである。かくの如くこの契約の性質上、主権者の一切の行爲、即ち一般意志の一切の適法的行爲は、市民全體に等しく義務を賦課し、利益を與へるのである。そこで主権者の眼中には、たゞ國民といふ團體があるのみであつて、これを構成してゐる個々人の間に、何等の區別も設けぬのである。然らば、正確に言へば主権の行爲とは一體何か。それは優者と劣者との間の契約ではなくて、團體とそれを構成する個々人との契約なのである。この契約は、社會契約を基礎としてゐるから合法的であり、萬人に共通のものであるから公平であり、一般の福祉以外の目的をもち得ないから有益であり、公共の力と、最高權力とを保障としてゐるから鞏固である。臣民がかやうな契約にしか従つてゐない限

りは、彼等は誰にも従つてゐるのでなくて、彼等自身の意志にのみ従つてゐるわけである。そして、主権者の権利と市民の権利とはそれ／＼どこまで及ぶものであるかとたづねるのは、市民が自分自身に對して、即ち個人としては全體に、全體としては個人に、どの點まで義務をつくし得るかとなつてゐるのと同じことである。

そこで主権者の權力は絶対的な、神聖な、侵すべからざるものであるけれども、一般的契約の限界を越えもしなければ、越えることも出来ぬといふこと、及び、人は、皆その財産及び自由の内でのこの契約によりて彼に残された部分を思ふまゝに處理することができるといふことがわかる。だから、主権者は或る臣民に、他の臣民よりも餘計の負擔を課する権利はないのである。何となれば、そんなことになる、ことが個人的になり、主権者の権限外の事件になつてくるからである。

この區別が一度び許されると、社會契約に於て、個人が眞に何かを拋棄したのだと考へるは大間違ひであつて、個人の立場は此の契約の結果、以前よりも眞に望ましい

ものになるのである。個人は何物かを移譲したのではなくて、不確實な、不安定な状態と、一層良い確實な状態との割のよい交換をしたまでである。自然のままの獨立と、自由とを交換したまでである。他人を害する権力と自己の安全とを交換したまでである。他人に打ち敗されるかも知れない自分の力と、社會的結合によりて不可侵にされた権利とを交換したまでである。彼等が國家にさへげた彼等自身の生命さへも、國家によりて引き續き保護されてゐるのである。だから、彼等が國家を防衛するためその生命を危険に曝すのは、國家から受けとつたものを國家に返すことに他ならぬのではないか。彼等が、避けることのできない戰鬥に身をゆだね、彼等の生命を賭して、この生命を維持するに必要な手段を防衛するのは、自然状態に於てなら、もつと屢々そしてもつとひどい危険にさらされてしたことをしてゐるに過ぎないではないか。人は皆、祖國のためには、必要に應じて戦はねばならぬ。それは事實である、けれども誰も、はや自分のために戦ふ必要はない。吾々は、吾々の安全を保障してくれるもの

がなくなればすぐさま危険に曝されるのである。然らば、吾々の安全を保障してゐるものゝ爲めに、この危険の一部分を冒すことは、吾々にとつて何のためにもならぬことだらうか？

第五章 生殺の權

自己の生命を意のままに處分する權利をもつてをらぬ個人が、自分のもつてゐない此の權利を、どうして主權者に交附し得るかとなぜぬる人があるかも知れぬ。この疑問を解くことが一見困難に見えるのは、この疑問のだしかたがまづいからに過ぎない。人は皆自己の生命を維持するために、自己の生命を危険にさらす權利をもつてゐるのである。火事を免れやうと思つて窓から飛び出す人を自殺の罪を犯したと言ふ者があるだらうか？ 更に又、嵐の危険に氣付きながら船に乗つた人が、嵐のために死んだとしても、この人をすら自殺の罪に問ふ人があるだらうか？

社會契約の目的は契約者の安全を維持することである。この目的を欲する者はその手段をも欲すべきである。而して、この手段には、若干の危険はつきものである。若干の損害さへもつきものである。他人の力によりて自己の生命の安全をのぞむものは必要な場合には、他人のためにも自己の生命を與へなければならぬ。ところで市民には、法律によりて要求せられた犠牲を是非する資格はない。帝王が彼に向つて「國家のために汝の死が必要である」と言つた時には、彼は死なねばならぬ、何となれば、その時まで彼はさういふ條件で生きて來たのだからである。彼の生命は、單に自然の賜物ではなくて、國家から條件付きで與へられたものだからである。

罪人に課せられる死刑も、殆んどこれと同じ見地から考へることができ。刺客の手にかゝつて斃れるやうなことがないために、刺客になつた人が殺されることに吾々は同意してゐるのである。吾々は、此の契約が吾々の生命を奪ふものだなどは夢にも考へず、たゞ吾々の生命を安全にするものだとのみ考へてゐるのである。契約者

吾々の生命は社會契約ナリト云フコトヲ得トキヤ、其ノ。果シテ吾々民衆ノ一般吾々ニ依リ制定セラレタル。中には一人としてこの契約をする時に、やがて自分が絞殺されるのだと豫想してゐる者はないのである。

更に、社會的正義を攻撃する悪人は、その罪惡によりて、祖國の謀叛人になり、裏切者になり切者になつたのである。彼は祖國の法律を侵すことによりて、國家の一員ではなくなつた。國家に對して戦端を開いたものとなるのである。そこで、國家の存續と彼の存續とは兩立しないのである。どちらかど斃れなければならぬのである。罪人が殺されるのは、市民として殺されるのではなくて、敵として殺されるのである。罪人の審理及び判決は、この罪人が社會契約を破つたこと、従つて、もはや國家の一員でなくなつたことの證明並びに宣告である。ところが、この罪人は、少くもその國に住んでゐる約の侵害者といふのでその國家の一員であると自認してゐる。だから、社會契約の侵害者として追放によりてこの罪人を國家と絶縁させるか、或は公敵として死刑によりて國家と絶縁させるかする必要がある。何となれば、かゝる敵は精神的人格ではなくて、一個の

刑罰ノ爲ニナレル第五章 生殺の權
 行爲其モテ行爲者トシテ其ノ刑罰カ、或ラハ法律ニ違フモノトシテ其ノ執行者トシテ其ノ
 眞ノ社會契約の侵害者ナリカ、其ノ刑罰未ダ決定スルモノトシテ其ノ執行者トシテ其ノ

人間であり、かゝる場合には戦争権によりて、敗者を殺すべきであるからである。

けれども、或る罪人を處刑することは個人的行爲であると言へる。私はさう思ふ。此の所刑は斷じて主権者の行爲ではない。それは主権者が授けることはできるけれども、主権者が行使することはできぬ権利である。私の考へは終始一貫してゐる。けれども私はそれを一度に説明することはできない。

序に言つてをくが、處刑が頻々として行はれるといふことは、常に、政府の薄弱或は怠慢の兆候である。何の役にも立てることのできないやうな悪人なんていふものはあるものでない。生かしてをいては他人に危険であるやうな人は別として、それ以外の者を、たとひ見せしめの爲めにても、殺す権利は誰にもないのである。

法律によりて課せられ、裁判官に宣告された刑罰から罪人を赦し、まぬかれしむる権利は、裁判官や法律以上の者、即ち主権者にのみ屬する権利である。しかも此の點に關する主権者の権利はあまり明白ではないのであつて、これを行使する機會は極めて

稀である。統治宜しきを得た國家に於ては、刑罰の數は少ない。けれども、それは大赦が屢々行はれるからではなくて、罪人が少ないからである。國家が衰連に向ふ時には、罪人が増加して罪を犯しても處刑を免れるやうになるのである。ロオマ共和國に於ては、元老院も執政官も斷じて大赦をしやうとしなかつた。國民も亦自ら下した判決を取り消したことは往々あつたが大赦をしたことはない。大赦が頻々とは行はれることは、やがて、罪を犯しても、大赦の必要がなくなる時が來ることを前觸れしてゐるのである。その赴くところがどこであるかは誰にもわかつてゐることである。けれども私は自分の心がひそ／＼と嘯いて、筆をもつ手をおしとどめるやうな氣がする。だから、かういふ問題は、これまでに罪を犯したことの無い、そして自分に對しては大赦の必要のない正義の士の解決にゆだねやうと思ふ。

第六章 法律

社會契約によりて、吾々は政治團體(即ち國家)に生存と生命とを與へた。そこで今度は立法によりて、これに運動と意志とを與へなければならぬ。何となれば、この最初の行爲(即ち社會契約)は、この團體を形成し、合一するだけであつて、まだ、政治團體が自己の存續のために何をなすべきかといふことを少しも限定するものでないからである。

凡そ、善なるもの、秩序に合致せるものは、事物の本性から然るのであつて、その間に人間のこしらへた規約と關係はないのである。一切の正義は神より生ずるものであつて、神のみが正義の源泉である。けれども若し吾々が、かくも高い所から正義を受けることができるならば、吾々には政治も法律も不必要になるだらう。疑ひもなく理性から發する唯一の普遍的正義なるものがある。けれども、この正義は吾々の間に認められる爲めには、相互的でなければならぬ。人間的に此等の事柄を考へると、正義の法は、自然の制裁がないために、人間には無効である。それは、惡人には都合がよいが正しい人には都合がわるい。何となれば、正しい人は凡ての人に對してこれを

守るけれども、誰も正しい人に對してはこれを守つてくれないからである。だから、權利と義務とを結びつけ、法律を適用する對象に正義を與へるために、規約と法律とが必要になるのである。自然状態に於ては、凡ての物が共有なのだから、私は何人にも約束をせず、従つて何人にも義務を負はない。私は自分に不要なものゝみを他人のものとするのである。社會的狀態に於てはそれと趣きを異にし、法律によりて一切の權利が定められてゐるのである。

では、一體、法律とは何であるか？ この言葉に、形而上學的の觀念ばかりを附して満足してゐる間は、いくら考へて見てもわかりはしない。自然法が何であるかはわかつたところで、國家の法律が何であるかは一向わかりはしないのである。

私は既に、一般意志は特殊のもの(個人)に向けられるものではないと言つた。實際この特殊のもの(Objet Particulier)は、國家の内にあるか國家の外にあるかである。若しこれが國家の外にあるならば、彼のものでない意志が彼に對して一般的であるこ

とはない。若しこれが國家の内にあるならば、それは國家の一部分である。その場合には、全體と部分との間に一つの關係がつくられる。そしてこの關係によりて二つの別々のものができてしまう。一つはこの部分であり、他の一つは全體からこの部分を引き去つたものである。ところが、全體から一部分が引き、られてしまへば、もはやそれは全體ではなくなる。だからこの關係が存続する限り、もはや全體といふものはなくなり、たゞ等しくない二つの部分になつてしまふ。そこで、一方の意志は、他方に對しては、もはや決して一般的でなくなるのである。

けれども、國民全體が國民全體に命令するときには、國民は自分自身のことしか考へてをらぬのである。だから、たとひその間に關係ができて、それはたゞ異つた見地から見た同じ全體と全體との關係であつて、決して別々のもの、間の關係ではないのである。その場合には、命令されるものは、命令する意志と同じく一般的である。この行爲を私は法律といふのである。

私が、法律の適用される對象は、常に一般的なものであるといふのは、法律は臣民を一體と見なし、行爲を抽象的なものと見做し、決して、個人としての人間や、特殊な行爲を、眼中にをかぬといふ意味なのである。さういふわけで、法律は特權を定めることはできるが、それを特定の個人に與へることはできないのである。法律は市民を色々な階級にわけ、これ等の階級には入ることのできる資格を定めることすらもできるけれども、誰々をどの階級に入れるといふことを指名することはできぬ。又法律は王政を樹立し、王位の世襲的繼承を定めることはできるが、國王を選任したり、王家を指名したりすることはできぬ。一言にして言へば、個人に關する一切の機能は、斷じて立法權に屬しないのである。

かう考へて來ると、法律は一般意志の行爲だから、法律は誰が作るべきものであるかといふ疑問はなくなり、帝王は國家の一員だから帝王が法律を超越してゐるか否かといふやうな疑問もなくなり、自己に對して不正なものはないから法律が不正であり

得るか否かといふやうな疑問もなくなり、法律は吾々の意志をしるした帳簿に外ならぬから吾々が法律に従つてゐながらどうして自由であるのかなどいふ疑問もなくなることは一目瞭然である。

更に又、法律は意志の一般性と意志の對象の一般性とを兼備してゐるものであるから、如何なる人にしろ、或る人が獨斷で命令するものは斷じて法律ではないといふことも明かである。主權者が或る特定の人に對して下す命令も、矢張り法律(Law)ではなくて、命令(Décret)である。主權者の行爲ではなくて行政官の行爲である。

法律制定

果して社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

モノナリカ、

若し社会

契約の爲

故に、私は、如何なる政體をとつてゐてもその點は問はないで、凡そ法律によりて統治されてゐる國家は、悉くこれを共和國と呼ぶのである。何となれば、此の場合にのみ公共の利益が第一位にをかれ、公共の安寧が重んぜられるからである。合法的な政府は悉く共和政府である【註二】政府とは何であるかは後に説明することにする。

【註一】私が共和政府と言ふのは、單に貴族政治とか民主政治とかをさすのではなくて、一般意志即ち法律によりて指導さるゝ政府を一般的にさすのである。合法的であるためには、政府ト主權者とが混同されてはならぬ。政府は主權者の代理人でなくてはならぬ。さうなつてなれば君主國でも共和國である。この事は次篇で明かにする。

法律は本來社會的團結の條件に外ならぬ。故に法律に従へる國民は法律の作製者でなければならぬ。團結の條件を決定することは、團結してゐる人々のみのなすべきことである。それでは彼等はどうしてそれをきめるだらうか？ それは國民の一致によつてだらうか、突然の靈感によつてだらうか？ 政治團體は、その意志を表明する機關をもつてゐるだらうか？ 誰が政治團體にその行爲を規定して、豫じめそれを宣布するために必要な先見(Prévoyance)を與へるだらうか？ 即ち政治團體はどうして必要な時に應じてそれを公布するだらうか？ 何が自分の爲に利益かといふことを知つてゐる場合は滅多にないものだから、自分が何を欲してゐるのかわからないことの屢屢ある盲目的な群集が、どうして、立法組織といふやうな至大至難な事業を獨力で遂行するだらうか？ 人民は常に自ら自己の利益をはからうとする。けれども自己の利

益が何であるかは、必らずしも自ら知つてゐるのではない。一般意志は常に正しいけれども、この一般意志を指導する判断は常に間違つてをらぬとは言へぬ。だから一般意志にその対象をありの儘に見せてやる必要がある。時としてはその対象を一般意志に如何に見るべきであるかを見せてやらねばならぬ。一般意志の求めてゐる正しい道を示してやらねばならぬ。個人的意志(特別意志)の誘惑に陥らぬやうに一般意志を保護してやらねばならぬ。時間と場所とに注意させてやらねばならぬ。眼前の眼に見える利益の誘惑と、ずつと先の眼に見えない損害の危険とを比較考量してやらねばならぬ。個々人は、自分の利益がわかつてもそれを排斥するし、公衆(國民)は、自己の利益を欲するけれどもそれが何であるかわからないのである。だから個人にも公衆にも等しく指導の必要があるのである。即ち個々人には、その意志を理性と合致せしめるやうに強制する必要がある、國民には、自己の欲するものが何であるかを知らせる必要がある。その時にこそ、はじめて、國民的啓蒙の結果として、社會團體の中に、

悟性と意志との一致が生ずるのである。而して、そこから各部分の正確な協力が生じ遂に全體の最大の力が發揮されるのである。ここに立法者の必要が生ずる理由があるのだ。

第七章 立法者

國民に最もよく適合した社會の規則を發見するためには、人間の凡ゆる慾望を、自分で少しも經驗しないで見抜くところのすぐれた理知をそなへた人が必要である。この人は吾々の性質と無關係であるにも拘らず、すつかりそれを知つてゐる必要がある。この人の幸福は、吾々の幸福とは無關係でありながら、しかもこの人は吾々の幸福を十分に念慮する意志をもつてゐる必要がある。最後に此の人は、志を遠き將來の名譽にはせ、現代に勞苦して、次の時代に楽しむことのできる人である必要がある。「註一」即ち人間に法律を與へるには神が必要である。

【註一】或る國民が有名になるのは、その國民の立法が衰運に向ひはじめた時である。リキエルのこゝらへた制度が、ギリシヤの他の地方に知られるまでに、どれ程長い間スパルタに幸福を與へてゐたかは知られてゐない。

カリグラが事實についてしたのと同じ推論を、プラトンは「政治家論」(du Règne)といふ書物の中で、王者と市民とを定義するために當爲についてなした。けれども、偉大なる帝王が稀な人であるといふのが眞實であるとするならば、偉大なる立法者はどうだらう？ 帝王は、立法者がきめた模範に従つてゆけばよいのであるが、立法者はこの模範を示さねばならぬ。立法者は機械を發明する技師であるが、帝王はこの機械を組み立て、それを運轉する職人に過ぎない。モンテスキューは「社會の生れるときは制度をつくるものは國家の元首であるが、後になると制度が元首をつくるやうになる」(Montesquien : Grandeur et décadence des Romains, ch. I.)と言つた。

苟くも國民に制度を與へやうと企つるほどの人は、いはゞ人間の性質を變へることができるといふ確信のある人たるべきである。自ら、完全にして獨立せる全體である

各個人を、この個人に、或る意味に於てその生命と存在とを與へるところの、より大なる全體の一部分に變へ、人間の組織を鞏固にするために人間の組織を變へ、吾々が自然から受けとつたまゝの、個々獨立した肉體的存在に代ふるに、全體の部分としての精神的な存在を以てすることができるといふ確信のある人たるべきである。一言にして言へば、かゝる人は、人間からその本來の力を奪つて、人間がこれまでもつてゐなかつたところの力、他人の助力をかりなければ使用することのできない力を人間に與へる人でなければならぬ。この自然のまゝの力が死滅すればする程、新たに得た力は大きくなり、永續的となり、それと同時にその制度は益々鞏固となり完全となるのである。そこで、各市民が、他の全市民の力をまたなければ何物でもなく、また何物にもなり得ず、且つ、全體が獲得した方が、各個人の自然のまゝにもつてゐる力の總和と等しくなるか、或はそれ以上になれば、立法は、それが達し得る最高點の完全さに達したと言ふことができるのである。

立法者は凡ゆる點に於て、國家内の非凡な人間である。若し立法者がその資性に於て非凡であるべきだとすれば、その職務に於ても同様に非凡でなければならぬ。立法者は行政官でもなければ主權者でもない。國家を組織するのが立法者の任務なのだから、立法といふ職務は國家を超越してゐる。それは人間界とは少しも共通點のない、特別な、高貴な職務である。何となれば、若し人間を支配する者が法律を支配してはならぬとすれば、法律を支配する者も亦人間を支配してはならぬからである。さうでなかつたならば、此の法律は、立法者の慾望を實行する手段となり、往々にして、立法者の不正を恒久的なものにするにすぎなくなるであらう。立法者の個人的意見が、彼のつくつた立法の神聖を傷つけるのをどうしても避けることができないであらう。リキユルグが、彼の國のために法律をつくつた時には彼は先づその王位を退いた。ギリシヤの都市の大部分では、自國の法律の制定を外國人に依頼するのが習慣であつた。イタリアの近代の諸共和國も屢々此の風習を模倣した。ジュネヅ共和國もそれ

を模倣して好結果を得た。【註一】ロオマの全盛時代は、その内部に虐政から生ずる凡ゆる罪惡が起つて、ロオマを滅亡の淵にのぞませたのは、立法者と主權者と同じ人が兼併してゐたからである。

【註一】カルヴァイン(Calvin)をたゞの神學者だとはかり考へてゐる人々は、廣大なる彼の天分をよく知らない人々である。彼は吾國の美事な法令の編纂に非常な貢獻をしたのであるが、この事業は、彼の「アン・スチチュシヨン」の著述と同じ位彼に名譽を與へたのである。これから先き、吾々の宗教にどんな革命が起るかも知れぬが、祖國を愛する心と自由とが吾々の心から消えてしまはない間は、此の偉人の記憶は、いつまでも吾々の心から消え去らぬであらう。

とは言へ、ロオマの十人官(Leg decemviri ロオマ第三〇)でさへも、決して、彼等の專權によりて法律を公布する權利を僭したのではない。彼等は國民に向つて『吾々が諸君に提出するものは、諸君の協賛を経ない限りは法律にならぬのである。ロオマ國民よ諸君は自ら、諸君の幸福をつくるべき法律の制定者とならねばならぬ』と言つたのである。

それだから、法律の編纂者は、立法権をもつてはゐないし、またもつこともできないのである。そして、國民も亦、他人に傳へることのできない此の權利を、棄てやうと思つても棄てることのできないのである。何となれば、例の根本契約によると、一般意志以外には個人を強制するものはなく、個人の意志が一般意志と一致してゐるといふことは、それが國民の自由投票に附せられてしまつてからでなければたしかめられないからである。このことは既に述べたことだけれども、再び繰り返して言つても無益ではなからう。

かくの如く、立法といふ事業には、一見兩立し難いやうに思はれる二つの物が同時に見出される。一は人力を超越した計畫であり、他は、この計畫を實行するための、單なる權威である。

もう一つ注意すべき別の困難がある。賢者は俗衆に向つて、平易な言葉で語らないで、難かしい言葉で語るからその言葉は理解されない。ところが、平易な言葉になほすことのできない思想が澤山ある。あまりに一般的な意見や、あまりに高遠な事柄などは、等しく民衆にはわからないのである。各個人は自分一個の利益に關係のある政府の政策しか是認しないものであつて、將來の利益のために、絶えず種々の不便を忍ばせるやうな法律は如何に立派なものでもその精神をば容易にみとめない。新たに生れた國民に、健全な政治の原則を是認せしめ、國是の根本原理に従はしめるためには結果を原因にする必要がある。立法制度によりてつくらるべき社會精神が、立法制度の設立にあづかる必要がある。人間は、法律の力によりてなるべき状態に、法律のない前からなつてゐる必要がある。かくの如く、立法者は力をも理窟をも用ふることのできないのであるから、全く別種の權威にたよつて、暴力を用ゐないで強制し、論破することなしに説得し得ることが必要である。

凡ゆる時代を通じて、國民の始祖達 (Les pères des nations) が、天上の力にたより、彼等自らの叡智を以て神々の徳に歸し、以て、國民をして、自然の法則に従ふと同様

に國家の法律に従はしめたのはこのためである。國民をして都市をこしらへる力も人間をこしらへる力も同じであるといふことをみとめて、自ら進んで法律に従ひ、公共の安寧を確保するための拘束を従順に甘受せしめたのはこのためである。

この崇高なる道理、俗衆の理解し得ないこの道理こそ、人間の意志では、びくとも動かすことのできない人々を、神の權威によりて拘束するために、立法者が神々の口をかりて述べたものなのである。「註一」けれども、神に語らせること、自分が神の代辯をしてゐるのだといふことを信じさせることは、誰にでもできることではない。實に、立法者の偉大なる精神は、立法者の使命の偉大を證して餘りある眞の奇蹟である。石版に字を彫つたり、金を出して神託を言はせたり、或る神と秘密の通話をするに伴つたり、鳥を馴らして自分の耳のそばで物を言はせたり、或はその他のよい加減な方法を見出して人々をだますことなら誰にでもできる。(以上のことは、ヘブライ神と通話する方法をさし、*や、ギリシヤや、ロオマの人々の* 神と通話する方法をさし) こんなことしかできない人でも、偶然に、愚昧な群衆をあつめる

ことはできるだらう。けれどもこんな人は決して一つの帝國を打ちたてはしない。かういふ人の無法な事業は、忽ちその人と共に滅びてしまふだらう。くだらない妖術でつくられる綱紀は、その場かぎりのものである。これを恒久安定のものにするものは叡智のみである。今なほ存続してゐるユデアの律法や、十世紀以來世界の半ばを支配して來たイスマエル (Ismael) の子供(メツカの豫言者ムハ、マツドのことである)の律法は、今日でもなほそれを書きしるした人々の偉大さを示してゐる。そして、尊大な哲學や、盲目的な黨派心は、彼等を運のよい山師としか考へてゐないが、眞の政治學者は、彼等の打ちたてた制度に、それを鞏固なものたらしめた偉大にして力強い天才を見出して讚嘆これを久しうするのである。

【註一】マキャヴェリは次の如く言つた。「如何なる國にも、神の力にたよらずに、異常な法律を公布した立法者はなかつたことは事實である。何となればさうしなければその法律は承認されなかつたからである。實際それには色々都合のよいことがあつたのである。賢者はこの都合のよい點を知つてゐたのである。がそれは他の人間を信ぜしめる程に自明なものではないのである」[Discorsi sopra Tito Livio, lib. 1 cap. XL]

かういつたからとて、ワアルバアトン(Wabriton 有名なイギリスの神學者で、一七三六年「教」といふ書物を著し、國教制度と信教の自由とを調和する道は宣誓以外にないと主張した)と共に、政治と宗教とは今日でも同じ目的をもつてゐると結論する必要はない。たゞ國民の誕生の時には、宗教が政治の道具に使はれるといふまでである。

第八章 國民

建築家が、大きな建築物を建てる前に、地盤を観測して、その地質が建築物の重味を支へることができるかどうかを吟味するやうに、賢明な立法者は、最初から、それ自身で善い法律を起草するやうなことはしないで、先づ第一に、彼がその法律を興へやうとする國民が、果してそれに堪へられるか否かを検査する。プラトンがアルカデア人やキレニア人は、富裕な國民であるから、到底平等の原則を受け入れることではきんと知つて、此の二つの國民のために法律をつくることを斷はつたのはそのため

ある。クリイト鳥の法律はよいのに人民が悪いのも此の爲めであつて、それはミノスが墮落しきつた國民のために法律をつくつたからである。

地上に榮えた無數の國民は、決して善い法律にたへる事ができなかつたのである。しかも、これに堪へたかも知れぬ國民と雖も、その存續期中、それに堪へた時期は極めて短期に過ぎなかつたのである。大多數の國民は、人間と同じやうに、御し易いのは若い時分だけであつて、年を老ると、どうにも淘汰し難くなつてしまふ。一度び、習慣がついてしまひ、偏見が根を張つてしまつてからそれを矯正しやうとするのは、危険にして且つ無益な企てである。この國民は、災厄をとりのぞかうとしてそれに手を觸れられるのをしのぶことすらもできないのである。それは、馬鹿な勇氣のない病人が醫師の姿を見て慄ふのと同じである。

或る病氣が人間の頭腦を惑亂さして、過去の記憶をすっかり忘却させるやうに、時時、國家の一生にも、狂暴な時代があつて、病氣の危機が個人に及ぼすのと同じ影響

を革命が國家に及ぼすことがある。その時には、過去の恐怖が忘却に代り、國家は亂の焰に包まれ、いはゞその焼跡から復活し、死の腕からのがれて、力と若さとを回復するのである。リキニルグ時代のスバルタがさうであつた。タルカン王 (Targhins) の後のロオマがさうであつた。近代では暴君を放逐した後のオランダとスイスがさうであつた。(オランダがスペインの暴君を放逐し、スイスがオランダの暴君を放逐したことをさすのである)

けれどもかういふ事件はめつたにない。それは例外の場合である。その理由は、常に、その例外の國家の特別の組織の中に見出される。しかも、かやうな事件は、同じ國民に二度と起る氣遣ひはない。何となれば、國民は野蠻状態にとゞまつてゐる間は、自らを解放することができないけれども、社會の力が消耗しつくしてしまへば、もはや自らを解放することはできなくなるからである。さうなつてしまへば、動亂によりて國民が滅亡することはあるけれども、革命によりて國民が復活することは不可能である。そこで、國民を拘束してゐる鐵鎖が粉碎されてしまふや否や、その國民は四

分五裂して滅亡してしまふのである。事ここに至れば、この國民にとつて必要なものは支配者であつて解放者ではないのである。自由の國民よ『自由を獲得することはできるが、自由を回復することはできない』といふ格言を銘記せよ。

青年期 (jeunesse) と幼年期 (enfance) とはちがつてゐる。國民にも、人間と同じやうに、青年時代がある。或はこれを成年時代と言つても差支へない。國民を法律に従へやうと思へば、この時代が来るのを待たねばならぬ。ところが一國民の成年時代といふものは、常に容易にわかるものではない。若し成年時代が来ないうちに仕事に着手すれば、その仕事は失敗してしまふのである。或る國民は生れるとすぐから政治的訓練を施すことができるが、或る國民は十九世紀たつても政治に適しない。ロシア人の如きは、あまりに早くから開化されたものだから、いつまでたつてもほんとうに開化されずにしまふだらう。ピエール大帝 (Pierre le Grand) は模倣の天才をもつてゐたが、無から有を創造する眞の天才を、もつてはゐなかつた。彼の施政には幾らか當を得たもの

もあるが、その大多数は機を得てゐない。彼はロシア國民が野蕃であつたことを知つてゐたけれども、まだ開化することが出来る程成熟してゐないといふことは知らなかつた。彼はロシア國民が鍛錬を必要としてゐた時に之を開化しやうとしたのである。彼は、まづロシア國民をつくらねばならぬ時にあたつて、はじめからドイツ國民をつくらうとし、イギリス國民をつくらうとした。彼は、彼の臣民を、事實なれないものになつたのだと思ひこませて、實際彼等がなれるものにもなれないやうにした。それは、フランスの教師が、その生徒を、子供の時から大人物にしやうとして、結局つまらぬ人間にしてしまふのと同じである。ロシア帝國は將來ヨオロッパを征服しやうとして、却つて自分が征服されるだらう。ロシアの屬國或は隣國なる韃靼人こそ、やがてロシアの支配者となり、吾々の支配者ともなるであらう。この革命は避けがたいものゝやうに思はれる。ヨオロッパ諸國の國王等は、悉く協力してこの革命を促進してゐる。

第九章 國 民 (續き)

自然は適當につくられた人間の身長に一定の限界を與へてゐる。そしてその限界を越えようと、巨人が一寸法師かになつてしまふ。それと同じく、最善に組織された國家にも、その國家の達し得る範圍に一定の限界があつて、あまり大きすぎて十分の政治ができなかつたり、あまり小さすぎて獨立してゆくことができなかつたりすることがないやうにできてゐる。凡ゆる政治團體(國家)には、越えることのできない、力の「最大限」(maximum)がある。國家が膨脹すると、國家は屢々この最大限の力から遠ざかつて來る。社會的結束はその範圍が擴大するにつれて緩んで來る。だから、概して小國は大國よりも比較的強いのである。

この言葉の眞理を證明する理由は澤山ある。第一に、距離が大きければ行政が困難になる。それは、丁度、槓杆の先端につけた重味は槓杆が長くなるにつれて重くなる

のと同じである。又行政はその等級が複雑になるにつれて費用がかさんでくる。何故かといふと、先づ第一に各都市にはその都市の行政がある。そしてその行政費は國民が支拂ふのである。各縣には縣の行政があり、これ亦矢張り人民がその政費を支拂ふのである。次に各州があり、それから太守領(les satrapies)や、總督領(les vice-royautés)等の如き大規模の政府があつて、上へのぼるに従つて政費は高價になつて来る。そして、この政費の負擔者は、常に不幸な國民である。最後に最高政府が来る。この最高政府に比ぶれば、爾他の諸政府は物の數でもない程、これは大規模なものである。かくの如き過重の負擔はたえず臣民の財力を涸渇させる。しかもかくの如き様々な段階の政府によりて行はれる政治は決して善いものではなく、たつた一つの政府しかない方が却つてまさつてゐるのである。しかも一朝有事の場合のために國民の資力がこのされてゐないから、それに頼る必要が起ると國家は常に累卵の危機に迫るのである。それだけではない。政府は法律を遵奉させ、虐政を防ぎ、弊政を矯め、邊疆の地に

動もすれば勃發する反亂を防壓するための力と敏活とを弱めるのみならず、國民は、君主と祖國と同胞とに對する愛を失ふやうになる。それは國民は君主を見たこともなく、祖國は國民の眼に世界と同じやうに映じ、同胞の大部分は見知らぬ人だからである。これを同一の法律を以て律せんか、同一の法律は、風俗を異にし、相反する氣候の下に生活し、同一形態の政治を受けることのできない様々な地方にびつたりあてはまるわけには行かない。然らば異つた法律を採用せんか、異つた法律は、同一君主の下に生きて、たえず交通しあひ、互に混合し或は結婚しあつてゐて、別の習慣に従つた日には、自分の資産が果して自分のものになるのかどうかわからないやうな状態にある國民の間に於てはただ紛擾を醸すだけである。最高政府の所在地へ、一所に集められた、互に知りもしない、この雜然たる群衆の中に於ては、才能の士も空しく埋もれ、有徳の士も知らるゝに由なく、奸惡の徒も罰せられずにすんでしまふ。君主は龍大なる政務に呆然自失して如何なる政務も親しく自らとらなくなり、屬吏が國家を支

配するやうになる。ついに邊疆の地にある官吏は、中央政府 (autorité générale) の目をかすめ、これを欺かうとするやうになり、そのために中央政府を維持するために講じなければならぬ手段が、一切の公務を獨占するやうになる。そして國民の幸福に留意するいとまはなくなり、一朝事ある時にあつて國家を防禦する手段を講ずる餘力も殆んどなくなる。かくの如くして、あまり龍大に失する國家は、自己の重味を支へきれないで倒壊しおはるのである。

又一方では、國家はその安定を確保し、どうしても避けるわけにはいかない震動と自らを維持するためにはどうしてもしなければならぬ努力に抵抗するために、その基礎を確實にしなければならぬ。何となれば、凡ゆる國民は、一種の遠心力を有し、それによつて、デカルト (René Descartes) の渦動説 (tourbillon) のやうに絶えず互に作用を及ぼしあひ、隣國を犠牲にして擴大せんとする傾向をもつてゐるからである。かくの如く、弱國は忽ちにして併呑される危険がある。そして、如何なる國家と雖も、

全體との間に一種の平衡状態を保ち、凡ゆる方面から來る壓力をはゞ等しくなければ自己を維持することができないのである。

そこで、膨張するにも理由があり、縮少するにも理由があることがわかる。だからどの位の程度が國家の存續に最も都合がよいかといふことを見出すには並々ならぬ政治的手腕がいたのである。概言すれば、第一の國家を膨張する理由は、外部的な、相對的なものに過ぎぬから、内部的な、絶對的な第二の國家を縮少する理由に従屬すべきものであると言へる。第一に求むべきものは健全にして強固な組織である。吾々は廣大な版圖が與へる資源よりも、善良な政治から生れる國力を重んずべきである。

ところが、征服の必要が立國の原則そのものとなり、自國を維持するために絶えず擴大しなければならぬやうにつくられた國家もあつた。此等の國家は、この幸福な必要を大いに謳歌したことであらう。けれども、この必要は、その擴大の極限と共に、避くべからざる破滅の時が來ることを示したのである。

第十章 國民 (續き)

政治團體(國家)の大きさを測るには二つの方法がある。即ち領土の廣さによりて測る方法と國民の數によりて測る方法とである。而して、この兩者の間に存する適度の關係こそ國家の眞の偉大さを示すものである。國家をつくるものは人間であり、人間を養ふものは土地である。故に此の適度の關係といふのは、土地が住民を收容するに十分であり、土地が養ひ得るだけの住民が有るといふ事である。一定數の國民の「最大限度」の力は、この比例の中に見出される。何となれば、國土があまり廣さに過ぎると、それを守るのに骨が折れ、その耕作が行き届かなくなり、生産物が餘分に生ずる。これはやがて防禦戰を誘發する原因である。ところが若し十分の國土がないと、隣國にたよつて足りない物を補つて貰はねばならぬ。これはやがて攻撃戰争をひきおこす原因である。如何なる國民と雖も、通商か戰争かどちらかを選ばねば立ちゆかない

いやうな地位にある國民は、本質的に弱い國民である。かゝる國民は隣國にたより、事變にたよる。かゝる國民の生命は不安定な短い生命にすぎぬ。かゝる國民は他國を征服してこの境遇を變へるか、或は他國に征服されて滅亡するかどちらかである。とるに足らぬ小國になるか或は大國になるかによりてのみ、かゝる國はその自由を保持することができるのである。

國土の面積と人口とが互に釣合を保つ一定の關係を數字をもつてあらはすことはできない。何となれば、土地の性質、その豊穰の程度、土地の生産物の種類、氣候の影響等にそれ〴〵差異があるのと、住民の氣質に差異があつて、ある者は豊沃な土地に住みながら少く消費し、ある者は不毛な土地に住みながら多く消費するやうなことがあるからである。更に又、婦女子の産兒能力の多少、國土の人口の増加に對する適不適、並びに、立法者が自己の事業によりてどれだけの人口をやりくりし得るかといふ點等にも注意を拂はなければならぬ。實に立法者たるものは、目前の事實を見て性急

な判断を下さず、將來を洞見して徐ろに判断を下さねばならぬ。現在の人口によりも以上に將來自然の結果として達し得る人口に着目しなければならぬ。最後に、土地の特別の事情によりて、一見必要であると思はれるよりも以上の土地を要求し或は許容する場合が無数にある。さういふ次第で、勢ひ、山國の版圖は廣くなる。それは、山國では、森林、牧場等の天産物は勞働力を要すること少く、經驗の教へる所によると山國の女は平地の女よりも餘計に子供を産み、又山國の傾斜した土地の面積は廣くとも、耕地として數ふべき唯一の平坦な地面は少ないからである。これに反して海岸地方にありては、たとひそれが殆んど不毛な岩石や砂濱であつても、狭い土地で間にあふ。何となれば、海岸地方では、漁獵によりて土地の生産物の不足が少からず補はれるからであり、海賊を撃退するためには澤山の人間が密集してゐる必要があるからであり、おまけに、植民によりて、その國から過剰の人口を海外に移すことが極めて容易だからである。

國家を建設するためには、以上の諸條件に今一つの條件を附加しなければならぬ。この條件は他の如何なる條件の代用にもならぬものであるけれども、若しこの條件が缺けてゐた日には、他の條件がすつかり無益なものになつてしまふのである。それは即ち國民が富と平和を享樂してゐるといふ條件である。何となれば、國家が形成せられてゐる時は、大隊が編成せられてゐる時のやうに、その團體の抵抗力が最も弱く、これを打ち敗ることの最も容易な時であるからである。各人が自分の順番のことばかりに心を奪はれて危険に氣のつかない整列の時よりも、むしろ全然無組織の時の方が抵抗力が強いのである。若し、かゝる危急の時期に、戦争、饑饉、叛亂等が勃發したら、國家の覆滅は必定である。

かゝる動亂の期間に澤山の政府が樹立されなかつたわけではない。けれども、この場合には、此等の政府そのものが國家を亡ぼしてゐるのである。篡奪者等は、常にかういふ變時を醸成し、或は選んで、公衆の恐怖に乘じ、冷靜な時になら決して國民が

承認しないやうな破壊的な法律を通過させるのである。立法者の事業と暴君の事業とを區別する最も確實な特徴は、國民の建設に如何なる時期を選ぶかといふ點である。然らば如何なる國民が立法に適するか？ それは、既に、起源、利益、或は契約等によりて、結合されてはゐるが、まだ、法律といふ眞の拘束を受けてゐない國民でなければならぬ。習慣や迷信がまだ十分に根を張つてゐない國民でなければならぬ。突然襲撃を受けることをおそれず、隣國の紛争には手出しをしないが、獨力をもつて隣國の何れにでも抵抗することができ、或は一國を助けて他國を撃退し得る國民でなければならぬ。國民各自が互に知りあふことができ、また、何人もその人がたへ得る以上の負擔を強制されない國民でなければならぬ。他の國民の力をかりないでもすみ、他の國民も亦その國の力をかりないでもすみ國民でなければならぬ。〔註一〕富みもせず、貧しくもなく、自給自足し得る國民でなければならぬ。最後に、舊國民の堅實と新國民の柔順とを兼具した國民でなければならぬ。立法の事業を困難ならしむるもの

は、建設しなければならぬものよりも破壊しなければならぬものに存する。而して、立法の事業が滅多に成功しないわけは、社會の必要と自然の單純とを結びつけることができないからである。まことに、此等の諸條件を完備することは難事であり、従つて、良く組織された國家が少ないのである。

【註一】隣接せる二國民の中で、一國が他國の助けをかりすにすまないとすれば、かゝる状態は前者にとつては非常に苦しく、後者にとつては非常に危険である。かやうな場合には、賢明な國民は皆、一日も早く他國をかゝる從屬状態から救はうとする。メキシコ帝國に圍繞されてゐたトラスカラ共和國 (Tlascalaltepec) はメキシコから鹽を買ふことを喜ばず、たゞで貰ふことすらも喜ばないで、むしろ鹽無しですますことを喜んだ。賢明なトラスカラの國民はこの親切の裏に陷阱が藏されてゐるのを知つたのである。彼等は自由を保持してゐた。宜なる哉この大帝國の中に包まれた此の小國は遂にメキシコ帝國滅亡の因となつたのである。

ヨオロッパには、まだ立法を施し得る國が一つだけある。それはコルシカ島である (コルシカ島民はこの當時、パオリ(Paoli)に率ゐられてツェノア) この勇敢な國民が、その自由を回復し、擁護した勇氣と果敢とは、或る賢者が出現して、この國民に、その自由を如何

にして保持すべきかを教へる(即ち立法)價值がある。私には他日此の小さい島國がヨオロツバを驚倒させるだらうといふやうな氣がする。

第十一章 各種の立法組織

各種の立法組織の目的たるべき最善のものは正確に言へば何であるかをたづねるならば、それは「自由」と「平等」との二つの主要なものに歸することは明白だ。個人が少しでも國家に從屬すればそれだけ國家團體の力が殺がれるから自由の必要があり自由は平等なくしては存続しないから平等の必要があるのである。

市民の自由 (*La Liberté civile*) とは何であるかといふことは既に述べた。平等については、この言葉は権力と富とが全く同じであることを意味するのではなくて、権力は凡ゆる暴力の上に立ち、地位と法律に從つてのみ行使され、富は、如何なる市民も他人を買ふことができる程には裕福でなく、如何なる市民も自己を賣らねばならぬほど

には貧しくないといふ意味なのである。「註一」このことたるや富者の財産と權勢とがあまり甚しくなく、貧者の貪慾と吝嗇とがあまり甚しくないことを前提とする。

【註一】だから國家を堅實ならしめんと欲するならば、兩極端をできるだけ接近させねばならぬ。富者と乞食との存在をゆるしてはならぬ。富者と乞食とは畢竟離すことのできぬものであつて、等しく公安に有害なものである。一は暴政の擁護者を生み、他は暴君を生む。公的自由の賣買が行はれるのは常に兩者の間に於てである。即ち一はこれを買ひ、他はこれを賣るのである。

そんな平等は、實際には存在し得ない思辯的夢想であると言ふ人もある。けれども弊害が避くべからざるものであれば、せめてそれを取締ることすらもならぬことにならうか？ 四圍の情勢が平等を破らんとしてゐるからこそ立法の力をもつてこれが維持にとむべきであることは明白ではないか。

けれども、このあらゆる善良な立法制度を通じての一般的な目的は、地方の事情と住民の特性とから生ずる關係によりて、各國によりてそれ／＼修正されねばならぬ。而して、この關係にもとづいて、各國民に、それ／＼最善の立法制度をあてがはねば

ならぬ。此の場合最善といふのは、必らずしもそれ自身に於て最善なのではなくて、それを適用する國家に對して最善といふ意味なのである。例へば、土地が不毛荒蕪であるか、或は、人口に比して國土が狭過ぎるやうな國家は、工業及び技藝の方面に向ひて、その生産物を、その國に缺乏してゐる食料品と交換するがよい。これに反してその國が豊沃な平野及び豊穰な丘陵を占め、國土が肥沃であるのに人口が少いとしたら、農業に全力を注いで人口を増やすがよい。そして工藝を追ひ拂ふがよい。工藝は現在その國にある僅かばかりの住民を若干の地點に集中せしめて、その國の人口を減少させるに過ぎないのだ。【註一】又、廣い、便利な海岸を國土とするならば、船舶をもつて海を蔽ひ、商業と航海とはげめばよい。さうすれば、その國は短かいけれども光輝ある存在をもつだらう。海岸が殆んど近附くことのできぬ岩である場合には、野蕃な魚食民の域にとゞまつてゐればよい。さうすれば遙かに平和な、恐らく前者に優つた、そしてたしかにもつと幸福な生涯が送れる。一言にして言へば、全體に共通

の原則の他に、各國民は、それ／＼その國民に特別の生活を與へ、その國民の立法をその國に特有のものたらしめる原因をもつてゐるのである。さういふわけで、古くはヘブライ人、近くはアラビヤ人は宗教を重んじ、アテン人は文學を重んじ、カルタゴ人(Carthage)及びチロス人(Tyre)は商業を重んじ、ロオデス人(Rhodes)は航海を重んじ、スパルタ人は戦争を重んじ、ロオマ人は徳を重んじたのである。「法の精神」(Esprit des lois)の著者(モンテスキエ)は、澤山の例をあげて、立法者が如何に巧妙なる手段をとつて此れ等の各目的にかなふやうな立法をしうかを示してゐる。(「法の精神」第十一篇第五章等参照)

【註一】 ダルジャンソン氏は、「如何なる外國貿易でも、王國全體にとつては、たゞ外觀上の利益しか與へるものでない、それは或る個人、及び、或る都市をも富ますことはあるが、國民全體はそれによりて何の利する所もない、國民には何のためにもならない」と言つた。

國家の組織を眞に確實安定ならしむるには自然の關係と法律とを常に符合せしめ、法律は、言はゞ、たゞ自然の關係を確保し、これに追従し、これを是正するにとゞめるやう注意することである。ところが、若し立法者がその目的を誤り、事物の自然か

ら生ずる原則と異つた原則をとり、自由を欲する國民を從屬せしめんとし、人口の増加を願ふ國民に富を與へやうとし、征服を欲する國民に平和を與へんとするならば、法律の權威はいつのまにか弱まり、制度は弛壞し、國家には動亂の絶えるひまがなく、遂には滅亡し或は一變して、自然は滔々としてその支配を回復するに到るであらう。

第十二章 法律の分類

百般の事物を整理し、公共に關する事柄に最善の形式を與へるためには、様々の關係を考慮しなければならぬ。先づ第一に考慮すべきは公共團體全體が自分自身にはたらきかける行爲、即ち全體と全體との關係、或は主權者と國家との關係である。この關係は、後に説明するが如く、中項の關係からできてゐる。

この關係を規定した法律は國家法 (lois politiques) と稱せられ、また基本法 (lois fondamentales) とも言はれてゐる。(憲法或は公法にあたる) 若しこの法律が良い法律であるならば、此

の名稱はふさはしい名稱である。何となれば、若し各國に一つづゝしか適當な制度がないとすれば、それを發見した國民はそれを遵守すべきである。けれども、既成の制度が悪い制度であるならば、それを善くするのを妨げるやうな法律を何故に基本法と見なさねばならぬか？ 加ふるに、或る國民は、如何なる場合にも、常に自己の法律を變へることができるとたとひ最善の法律たりともこれを變へることができない。何となれば、その國民が、自分で自分を害しやうと思ふならば、これを妨げる權利を誰がもつてゐるだらうか？

第二の關係は、團體の構成員 (市民) 相互間の關係、或は構成員と團體全體との關係である。この關係は前者の方はできるだけ小さくし、後者の方はできるだけ大きくして、各市民は、他の一切の市民からは完全に獨立し、都市 (國家) には此の上なく服従するやうにしなければならぬ。此の兩者は、常に同じ方法でなされる。何となれば、市民の自由をつくるものは國家の力に外ならぬからである。この第二の關係から民法

(les lois civiles)が生れる。

第三に人間と法律との間の關係、即ち、違法行爲と刑罰との間の關係を考慮することが出来る。而して、この關係から刑法 (lois criminelles) が設けられる。刑法はその根本に於て特別の法律といふよりも、むしろ、他の法律全體の認可とも見なすべきものである。

この三通りの法律に第四の法律が追加される。この第四の法律は法律全體を通じて最も重要なものであり、大理石や銅の上に刻まれてゐるものではなくて、市民の胸に刻まれてゐるものである。これこそ國家の眞の憲法たるべきものであり、日毎に新たな力を加ふるものであり、爾餘の一切の法律が老朽消滅する時にこれを生かし、或はこれに代り、國民をして立法の精神を忘れることなからしめ、知らずくの裡に習慣の力をもつて權威の強制力に代はらせるものである。これ即ち風習であり、習慣であり、特に輿論である。この法律は現代の政治家の知らない部分であるけれども、爾

餘の法律全體の成否を左右するものである。立法者は表面では特殊の法律にばかり專念してゐるやうであるが、内心密かに此の部分の法律に思ひを費してゐるのである。特殊の法律は圓天井の穹窿の如きものに過ぎない。徐々に生じて來る習俗は、遂にはこの圓天井を支ふる確固不動の臺石となるのである。

これらの諸法律の中で、私の研究事項に關係のあるものは、政府の形體を決定する國家法のみである。

第
三
篇

種々の政府の形體のことを語る前に、從來十分に説明されてをらぬ政府といふ言葉の意味を明確に限定してをかうと思ふ。

第一章 政府總論

一言讀者にことはつてをくが此の章はよく注意して熟讀していただきたい。私は不注意な讀者にもわかるやうに書くすべを知らないのだから。

あらゆる自由な行爲は、二つの原因の協力によりて起される。一は精神的原因、即ちその行爲をなさんと決定する意志であり、他は物理的原因、即ちこの行爲を實行する力である。私が或る目的物の方へ歩いてゆく時には、第一に私がそこへ行かうと欲する必要がある、第二に私の足が、私をそこへつれてゆく必要がある。中風患者が走らうと欲する場合や、活潑な人が走らうと欲しない場合は、いづれも、もとの場所にじつとしてゐるだらう。政治團體（國家）にもこれと同様の原動力がある。それは同様

に力と意志とに區別されてゐる。國家の意志とは即ち「立法權」(puissance législative)であり、國家の力とは「行政權」(puissance executive)である。この二つの協力なくしては何事もできず又何事もしてはならぬのである。

吾々は立法權が國民に屬すること、而して國民以外のものに屬し得ないことを既に知つた。これに反して、今述べた原則によりて、行政權は、立法者若しくは主權者としての一般人民 (la généralité) には屬し得ないものであることは容易にわかる。何となれば、行政權は、私的行爲のみよりなるものであるからである。而して此の私的行爲は法律の權限外のものであり、従つて、主權者の權限外のものである。蓋し、主權者の行爲は悉く法律とならざるを得ないからである。

故に、公共力 (la force publique) はこれを一つに集めて、一般意志の指導の下にはたらかせ、國家と主權者との聯絡の任にあたり、精神と肉體との結合が人體に於てなすのと似たやうな役割を公人に於てなすところの、適當な代理者を必要とする。これ

國家の中に政府の存する所以である。この政府なるものは不當にも主權者と混同されてゐるけれども、これは主權者の代理にすぎないのである。

然らば政府とは何であるか？ それは、臣民と主權者との間の聯絡にあたるために兩者の間に設けられて法律の執行と民事上並に政治上の自由の維持とに任ずる中介團體である。

この團體の構成員は行政官 (magistrats) 或は「王」(rois) 即ち「支配者」(gouverneurs) と稱せられ、團體を總稱して「霸王」(prince) とす。【註一】故に、國民を元首に服従せしめる行爲は契約ではないといふ説は極めて正當である。(ホッブスは此の説を主張してゐる)

これは、絶対に、委任若しくは雇傭に過ぎないのであつて、彼等は、主權者の單なる吏員として、主權者から委任された權力を、主權者の名によりて行使してゐるのである。而して主權者は、この權力を勝手に制限し、變更し、取り上げることができるのである。かくの如き權利の移讓は、社會團體の性質と兩立しないから、社會 (association)

の目的に反するものである。

【註一】 ヴェニスに於て、國主(Toggo)の列席してゐない時でも、その元老院(College)が「霸王殿下」(serenissime prince)と呼ばれたのはこのためである。

それ故に、私は、行政權の合法的行使を「政治」(政府)又は「最高行政」と名づけ、この行政を委ねられた個人又は團體を霸王(政府)若しくは行政官と名づけるのである。中間の力は政府の中に見出されるのである。而してこの力の關係が、全體と全體との關係であり、主權者と國家との關係である。主權者と國家との關係を連比例の外項を以てあらはすことができる。政府はその比例中項にあたる、政府は主權者から命令を受けてそれを國民に與へるのである。而して、國家が平衡を保つためには、すべてを清算した上で、政府そのものの平方若しくは二乗と、一方に於ては主權者であり、他方に於ては臣民であるところの市民の平方若しくは乗積とが等しくなる必要がある。

又、この三つの項の何れか一つを變へると忽ちに比例全體がこはれてしまふ。若し主權者が政治をしやうとしたり、行政官が法律をつくらうとしたり、或は臣民が服従を拒んだりしたら、秩序は破れて無秩序に陥つてしまひ、力と意志との一致は失はれ國家は專制に陥るか或は無政府状態に陥つて瓦解してしまふのである。最後に、比例中項は各比例に一つしかないから、或る國家には善良な政府は一つしかあり得ないといふことになる。けれども、無數の事件が國民の比例を變へることができるから、各國民にそれ〴〵適當な政府があり得るのみならず、同一國民に於ても、時代を異にするにつれて、それに適當せる政府も異り得るのである。

此の二つの比例外項間にははれる種々の關係を説明するために、私は、最も説明の容易な、國民の數を例にとらう。

國家が一萬人の市民から成り立つてゐると假定しやう。主權者は集團として、即ち全體としてしか考へることができぬが、各個人は、市民としては、一私人として考へ

られる。かくて、主権者と臣民との比は一萬に對する一である。換言すれば、國家を構成する各員は、全く主権に服従してゐるが、その主権の一萬分の一の分前しかもたぬことになる。ところが、十萬人の人間から成り立つてゐる國家の場合では、臣民としての地位には何等の變化もなく、全く法律の支配を受けるのであるが、各臣民の投票權は十萬分の一に減少し、法律の作製にあづかる方は前の場合の十分の一に減少する。そこで、臣民は常に一であるが、主権者の比例は、市民の數と共に大きくなる。従つて、國家が膨大するにつれて、自由は益々減少するのである。

私が比例が大きくなるといつたのは、比が等式から遠ざかるといふ意味なのである。そこで、比例が幾何學の意味に於て大きくなれば大きくなる程、普通の意味に於ては小さくなるのである。前者に於ては比例は量によつて考へられ、指數によりてはかられるが、後者に於ては比例は方程式にしたがつて考へられ、對比によりてはかられるのである。

ところで、個人意志の一般意志に對する關係が、換言すれば、習俗の法律に對する關係が小さくなれば小さくなる程、抑壓力を大きくしなければならぬ。そこで、善良な政府たらんがためには、政府は國民の數が多くなるに比例して益々その力を強くしなければならぬ。

他の方面から考へると、國家の膨大は、公權を委託された人々に、その職權を濫用する誘惑と手段とを益々多く與へるものであるから、政府は國民を抑壓する力をより強くすべきであり、主権者は又政府を抑制する力をより強くしなければならぬ。私が今言つてゐるのは、絶對的の力のことではなくて、國家の種々な部分の相對的な力のことである。

この二通りの關係から、主権者と政府と國民との間に、連比例が成立するといふ考へは、出鱈目な考へではなくて、政治團體（國家）の本性から必然的に生ずる結果であるといふことがわかる。更に又、外項の中の一つ、即ち國民は、臣民としては不變

であり、一を以てあらはされるから、複比が増減すればその度びに單比も同じやうに増減し、従つて比例中項は變化するのである。これによりてこれを見れば、政府の種類は唯一絶對のものではなくて、國家に大小の別があるだけ、政府にも性質の別があり得るといふことになるのである。

この説を一笑に附して、かゝる比例中項を發見して政府をつくるためには、たゞ國民の人口の平方根を出せばよいではないかといふ人があるかも知れぬ。私はそれに對して答へる。私がこゝで人口數をとつたのは、ほんの一例としてとつたまでであつて私の言ふ比例は、單に人口數のみによりてはかられるのではなくて、一般的に、無數の原因の結合せる活動の分量によりて計られるものであり、しかも、簡單に説明するために、私は假に數學上の言葉をかりたのであるが、精神的の分量は、數字で正確にあらはすことはできないといふことを知らぬわけではない。

政府は大規模な政治團體（國家）の中に含まれてゐる、小規模な政治團體である。そ

れは、若干の機能を賦與された精神的な人格であり、能動的には主權者の如く、受動的には國家の如きものであり、其他大規模な政府と類似の關係に分解することのできるものである。その結果として、一の新たな比例が生じ、更にその内部に新しい比例が生じ、次々に、行政の等級に應じて溯つてゆけば、遂に分割すべからざる比例中項、即ち唯一人の元首或は最高行政官に達する。この元首或は最高行政官は、この級數の中央に位し、分數級數と正數級數との間にある一なる數をもつてあらはされる。

けれども、こんな煩はしく項を増してゆかないで、吾々は、政府を、國民及び主權者と異り、兩者の中間に位する國家内の新團體と考へて満足してをかう。

しかし國家と政府との間には根本的の相違がある。それは國家は自分自身で存在するに反し、政府は主權者をまつてはじめて存在するといふことである。だから政府の支配意志は、一般意志或は法律以外のものでなく、またそれ以外のものであつてはならぬのである。政府の力は國家の力が政府に集中したものに外ならぬのである。だが

ら、政府が自ら、専制獨斷の行爲をとらうとするや否や、全體の連結が弛壊しはじめ。最後に、政府が、主権者の意志よりも強い私人的意志をもち、此の私人的意志に服従するために、その手中に握つてゐる公共（國家）の力を使用し、言はゞ法律上の主権者と事實上の主権者との二つの主権者が生ずるやうなことになる、忽ちにして社會的結合は夢消し、政治團體は解體してしまふであらう。

又、政府團體がその存在を保ち、國家團體と異つた眞の生命を維持するためには、而して政府の全員が一致の行動をとり、政府設立の目的に副ふやうにするためには、政府に特別の「自我」(moi)が必要である。政府の全員に共通の感情が必要である。政府の維持をはからんとする政府自らの力及び意志が必要である。この個人的存在を保つには、議會、評議會、討議及び決議權、權利、稱號、特權等の如き、政府に專屬し行政官の地位をその骨の折れる程度に應じて名譽なものにするところのものを必要とする。たゞ國家といふ全體の中にある政府といふ從屬的全體が、自己の存在を鞏固に

する爲に一般的制度を毀損しないやうに、又、政府が常に政府自身の存續をはかるための特別の力と、國家の持續をはかるための公共の力とを截然區別するやうに、一言にして言へば、政府が常に、政府のために國民を犠牲とするやうなことなく、國民のために政府を犠牲にすることができるとやうに按配することが困難なのである。

加ふるに、政府といふ人爲的團體は、國家といふ他の人爲的團體のつくつたものであつて、或る點では、借用的、從屬的存在しかもたないものであるけれども、これがために、政府が有力な敏活な活動ができなわけではなく、言はゞ多少の強壯な健康を享受できぬわけでもない。最後に、政府は、その設立の目的から全くはなれることはできぬが、その組織の如何に従つて、いくらかその目的から遠ざかることはできるのである。

かくの如き相違から、國家そのものを變更するところの偶然的、特殊的关系に従つて、政府が國家に對してもつべき様々な比例が生れるのである。何となれば、最良の

政府と雖も、若し此の比例が、その政府の屬する國家の缺陷に従つて變更されなかつたならば、最惡の政府となるであらう。

第二章 種々の政體を成立せしむる原理

種々の政府の差別の生ずる一般的原因を説明するためには、前に私が國家と主權者とを區別したやうに、政府と政府を成立せしむる原理とを區別しなければならぬ。

行政官の團體は、多數の行政官をもつて組織することもできるし、少數の行政官をもつて組織することもできる。吾々は主權者と臣民との比例は、國民の人口が多い程大きくなるといふことを述べた。そこで、明白な類推によりて、政府と行政官との關係についても同じことが言へる。

ところで、政府の力の總量は、常に國家の力の總量であるから、これは決して變化しない。従つて、政府が、この力を政府員に用ゐる分量が多ければ多い程、政府が國

民全體に對して用ゐる方が少くなるといふことになる。

故に行政官の数が多ければ多い程、政府は薄弱になるのである。この原則は根本的原則であるから、吾々はこれをもつとはつきり説明しやうと思ふ。

吾々は行政官といふ人間の中に、本質的に異つた三つの意志を區別することが出来る。第一は彼自身の個人的意志で、この意志は彼一個人の私利のみをはかるものである。第二は、行政官全體に共通の意志である。この意志は、ひとへに政府の利益のみをはかるものであつて、團體意志ともいふべきものである。而して此の意志は、政府にとつては一般意志であるが、政府をその一部分とする國家にとつては個人意志である。第三は國民の意志或は主權者の意志である。この意志は全體として考へられた。國家にとつても、全體の一部として考へられた政府にとつても等しく一般的である。

完全な立法に於ては、個人意志即ち私的意志は無効でなければならぬ。政府に特有の團體意志は極めて從屬的なものでなければならぬ。従つて、一般意志或は主權者の

意志が常に他の一切の意志を支配する唯一の規準でなければならぬ。

之に反して、自然状態では、此等各種の意志は、その緊密の程度に比例して、益々強くなるものであるから、一般意志は常に最も弱く、團體意志は第二に位し、個人意志は最も強い。そこで、政府員は、先づ第一に自己であり、次に行政官であり、最後に市民である。即ち社會状態が要求するものとは正反對の順序になる。

さうすると、若し政府全體が一人の手にあるとすると、個人意志と團體意志とは全く一致し、従つて、團體意志は最大限度の強さを發揮する。然るに力は意志の強さに準じて使用されるものであり、政府の絶對的の力は不變であるから、最も強力な政府は一人の政府であるといふことになる。

之に反して、政府と立法者とを合一し、政府を主權者とし、市民全體を行政官にしたらどうであるか。この場合には、團體意志は一般意志と混同してしまひ、一般意志以上の活動はできなくなり、個人意志をして思ふまゝにその羽翼を伸ばさしむること

ゝなるだらう。かくて、絶對的には常に同一の力をもつてゐる政府の、相對的な力即ち活動力は「最少限度」に減するだらう。

この關係は疑ふべからざるものである。しかもこれを確證する事項がこの他にもあるのである。たとへば、各行政官は政府の中に於ては、各市民が國家の中に於てよりもより強い力を發揮するものであり、従つて個人意志は主權者の行爲の中に於てよりも政府の行爲の中に於てより大なる力をもつてゐることがわかる。何となれば、各行政官は殆んど常に政府の何等かの役目を委任されてゐるが、各市民は、一人一人としては何等主權の職能を委任されてをらぬからである。しかのみならず、國家が膨脹すればする程、國家の力はそれに比例して大きくなるとはいへぬが、その實際の活動力は大きくなる。けれども、國家が同じであるのに行政官の數を増やしたとて何にもならぬ。それによりて政府の實力は少しも増しはしない。何となれば、政府の力は國家の力であり、國家の力の量は常に一定不變であるからである。だから、政府の相對的

の力即ち政府の活動力が減るばかりで、政府の絶對的の力或は實際の力は少しも増加する筈はないのである。

更に又、政務を委任された人の數が多くなるに従つて、政務の執行が益々敏活を缺いてくること、あまり用心をして大事をとつてゐると、機會を捉へることができなくなり、好機はむざ／＼と逃げてしまふこと、あまり考へすぎると考へた甲斐がなくなつてしまふことなどはいづれも確實である。

私は今、行政官の數が増すにつれて政府の方が弛緩して來ることを證明した。それからさきに國民の人口が増すにつれてこれに對する強制力を増加する必要があることを證明した。そこで、行政官と政府との比例は、臣民と主權者との比例の逆比例をなすべきであるといふことになる。換言すれば、國家が膨張するにつれて、政府は收縮し、國民の人口の増加に正比例して行政官の數が減るやうにしなければならぬといふことになる。

序に言つてをくが、私がこゝで言つてゐるのは政府の相對的の力のことであつて、それが正しいといふのではない。何となれば、その反對に、行政官の數が多ければ多し程、團體意志は一般意志に接近して來るが、行政官が一人であれば、行政官の團體意志は、私が前に述べたやうに、一人の個人意志に過ぎなくなるからである。かういふわけで、何れにしても一長一短があるのであつて、政府の力と意志とが常に釣合を保つて、國家に對して最も有利な比例を持つるのは如何なる點であるかを決定するのが、立法者の技倆にまつところである。

第三章 政府の分類

前章に於て、吾々は、何故に政府を構成する人間の數によりて政府の種類が分れるかを説明した。本章では此の分類が如何にして行はれるかを説明すればよい。

主權者は、先づ第一に、政治を國民全體或は國民の大部分に委任し、たゞの個人と

しての市民よりも行政官の任務を帯びた市民の数を多くすることが出来る。かくの如き政體は「民主政治」(démocratie)と呼ばれる。

或は又、主権者は、政治を少数者の手中に制限し、行政官よりもたゞの市民の数をすつと多くすることも出来る。かういふ政體は「貴族政治」(aristocratie)と名づけられる。

最後に、主権者は、全政治を一人の行政官の手に集中し、他の市民は悉くその権力をこの一人の行政官から受けるやうにすることも出来る。この第三の政體は最も普通の政體であつて「君主政治」(monarchie)或は王政(gouvernement royal)と稱せられる。

此等三つの政體、少くも最初の二つには種々程度の相違があり、しかも可なり廣い區域に亘つてゐることを注意しなければならぬ。何となれば、民主政治は國民の全部を包括しても民主政治であるし、國民の半分でも、矢張り民主政治である。又貴族政治は、國民の半分をもつてもつくることが出来るし、極めて少数者でもつくることが出来る。王政にでさへも多少の區別が設けられる。スバルタには常に憲法によりて二

人の王があつた。ロオマ帝國には同時に八人の皇帝があつたが、それでゐてロオマ帝國が分裂してゐるとは言へなかつた。かくの如く、各政體には、次の政體と混淆する點があるのである。それ故に、この僅か三つの名稱の下に、實際には國家が有する市民の數と同じ數の政體があり得るといふことがわかるのである。

そればかりではない。同じ政府も、或る點では別々の部分に細分することができ、甲の部分には甲の行政が布かれ、乙の部分には乙の行政が布かれる。そこでこの三つの政體の結合によりて、數多の混合政體が生れ、この混合政體の各々は、又單一政體の種類によりて倍加するのである。

如何なる政體が最善の政體であるかについては、いつの時代にも随分論じられたが或る場合には或る政體が最善であるが、他の場合にはその同じ政體が最悪のものになるといふことは誰も考へたものがない。

若し、様々な國家に於て、最高行政官の數が市民の數と逆比例すべきであるとすれ

ば、一般に民主政治は小國に適し、貴族政治は中位の國に適し、君主政治は大國に適するといふことになる。

この規則は、前述の原則から直ちに演繹することができる。けれども、それには數へ切れない程無数の事情があつて、そのために例外が生ずるのである。

第四章 民主政治

法律をつくる人は、その法律を如何に運用すべきか、如何に解釋すべきかを誰よりもよく知つてゐる。そこで、一見、行政權と立法權とが一つになつてゐる制度以上に善い制度はないやうに思はれる。けれどもかゝる制度は或る點で、民主政治の缺陷となるのである。何となれば、かゝる制度では當然區別されるべきものが區別されず、爲政者と主權者が同一人であるから、言はば政府のない政府がつくられるからである。法律を作る人が法律の執行にあたるのはよくない。又、國民の團體が公共一般の事

柄から注意をそむけて、個人的の事柄に注意をむけるのもよくない。公共の仕事に私慾の念がまじるのは此の上ない危険である。政府が法律を濫用するのよりも、立法者が私利に眼がくらんで腐敗するのは更に悪い。そんなことになると、國家は根底から腐敗してしまつて、如何なる改革も不可能になる。政治を濫用しない國民は決して獨立を失ふやうなことはない。常に自らよく統治をする國民は、決して他から統治されることはないのだ。

民主政治といふ言葉の意味を嚴密にとれば、眞の民主政治は從來も存在しなかつたし、今後も存在しないたらう。多數者が統治して、少數者が統治されるなどといふことは、抑も自然の秩序に反することである。公務を處理するために國民が始終集合ばかりしてゐるといふやうなことは想像することができない。ところが、民主政治といふ政治の形體を變へずしては、公務を處理する目的のために委員會を設けることもできないことは明かである。

實際に於て、政府の職務が、多くの官廳に分配される時は、早晚、人員の最も少い官廳が、最大の權威を獲得してくるものであるといふことを原則としてかゝけてもよいと私は思ふ。それは、人員が少なければ仕事が敏活にはかどり、自然その官廳が權威を得てくるからに他ならぬ。

その上に、民主政治には、到底一緒に調和することのできないやうな様々、條件が前提として豫想されてゐる。第一に、民主政治を行ふ國家は、極めて小さい國家で、國民が容易に集合することができ、各市民は容易に他の全市民を知り得る必要がある。第二に、風俗が極めて素樸で、複雑な政務や、厄介な議論が起らぬ必要がある。次に國民の地位及び財産が極めて平等でなければならぬ。然らざれば、國民の權利と法の權威との均衡は長つゞきはしない。最後に、奢侈が極めて少ないか或は全くないことが必要である。何となれば奢侈は富の結果であるか、或は富を必要とするものかである。故に奢侈は、富者と貧者とを同時に腐敗させる。即ち富者は富をもつてゐるた

めに腐敗し、貧者は富を欲しがるために腐敗するのである。奢侈は祖國を柔弱と虚榮に賣り、國家の市民を悉く驅りて或る者を他の者の奴隸とし、一切の國民を偏見の奴隸とするのである。

或る有名な著述家が、徳 (La Vertu) をもつて共和國の原則としたのはこのためである。(モンテスキューの「法の精神」第三卷第三章を見よ) 何となれば、以上の條件は悉く徳なくしては支へることができないからである。けれども、この天才(モンテスキューをさす)も區別すべきものを區別しなかつたために、屢々正確を缺き、往々にして明晰を缺き、主權は如何なる國家に於ても同一であるから、この徳は、政體の異なるに従つて程度の異なることは事實だけれども善く組織された國家ならば如何なる國家に於ても必要であるといふことを了解しなかつたのである。

更に、民主政治或は人民政治程、内亂及び内争の起り易い政治はないといふことを附言しなければならぬ。何となれば、民主政體程強く且つ不斷に政體變更の危險に看

かされ、民主政體程、その政體を維持するために警戒と勇氣とを必要とするものはないからである。民主政體の國に於ては、特に、市民は堅忍不拔の力を以て武装し、生涯を通じて、毎日、ポオランドの議會に於て、有徳の士ボオゼン知事【註一】が言つたやうに「吾は奴隸の平和よりも危険なる自由を選ぶ」*Malò periculosam libertatem quam quietum servitium*）と心の底で言はねばならぬ。

【註一】ボオゼン知事はロオレイン公でポオランド王の父である。

若し神々をもつて成る國民があつたら、かゝる國民には民主政治が行はれるであらう、かくの如き完全な政治は人間には適しなう。

第五章 貴族政治

貴族政治には二つの極めて判然と區別された精神的人格、即ち、政府と主権者とがあり、従つて二つの一般意志がある。即ち一は全市民にとつての一般意志であり、他

は政府員のみにとつての一般意志である。それ故に、政府は、その意のままに内政を處理することはできるけれども、國民に對しては、主権者即ち國民そのもの、名に於てしか語ることはできないのである。このことを決して忘れてはならぬ。

最古の社會には貴族政治が行はれた。各家族の家長が自分等同志の間で公共の事務を討議した。若年の者共は、何の苦情もなしに老練の人々の令に服した。祭司 (*pretre*) 「長老」 (*anciens*) 「元老院」 (*senat*) 「老官」 (*gerontes*) 等の名はそのためを生じたのである。 (この四つの語は何れも老年といふ意味を含んでゐるのである) 北アメリカの野蕃人の間には今なほかやうな政治が行はれ、しかも大變よく治まつてゐる。

けれども、制度の不平等が自然の不平等に打ち勝つにつれて、富或は權力が年齢にとつて代つた。【註二】こゝに於て、貴族政治が選舉制度を採用するやうになつた。遂に、權力が財産と共に父から子に相續されるやうになると、貴族の家柄 (*les familles patriciennes*) が生じ、世襲的政府ができ、二十歳の元老院議員ができるやうになつた。

のである。

【註一】 古代人の間に於ては、*optimatus* といふ語は「最善の人」といふ意味ではなく「最も権力のある人」といふ意味であつたことは明かである。

それ故に、貴族政治には三通りの種類がある。自然的貴族政治と、選挙制貴族政治と、世襲的貴族政治とがこれである。この中で、自然的貴族政治は素樸な國民にしか適しないし、世襲的貴族政治は凡ゆる政治の中で最悪のものである。選挙制貴族政治が最善のものであつて、本來の意味の貴族政治はこの選挙制貴族政治なのである。

貴族政治には、主権と行政權とが判然區別される利益の他に、政府員を選挙するといふ利益がある。何となれば、人民政治の場合では、凡ての市民が生れながらにして行政官であるが、貴族政治の場合では、行政官を少数の人に限定し、しかも選挙されなければ行政官になれないからである。【註一】 而して、この選挙といふ方法によりて誠實、聰明、熟練及び其の他一切の技倆と衆人の尊敬とを勝ち得る理由が、善政の新

たなる保障となるのである。

【註一】 行政官の選挙方法を法律で定めることが極めて大切である。何となれば、これを政府 (Princeps) の意志にまかせてをくと、ヴェニス共和国やメルヌ共和国のやうに世襲的貴族政治に墮することを避けることができない。この中でヴェニス共和国はすつと以前に瓦解してしまひ、メルヌ共和国は極めて賢明な元老のおかげで維持されてゐるが、これは甚だ光輝あると同時に甚だ危険な一の例外である。

その上に、貴族政治の國に於ては、集會が一層便利であり、政務の討議は一層完全に行はれ、一層秩序的に、敏活に進捗し、名もない、卑しい群集が政治をするよりも老練な行政官が政治をする方が遙かに外國に對して國家の信用が維持できる。

一言にして言へば、最も賢明な人々が、大衆を支配するのが、最善にして且つ最も自然な制度である。但し、これは彼等が、彼等の私利のためではなくて大衆の利益のために政治をするに相違ないといふことがたしかにわかつてゐる時に限る。徒らに道具立てを増やす必要はない。選ばれた百人の人ですつと立派にやれる仕事を、二萬人の人にやらせる必要はない。けれども、貴族的政治に於ては、政府團體の利益をはか

らねばならないから、一般意志に基いて公共の力を使用する量が少くなり、行政権の一部が法律から除外せられるといふ避けることのできぬ傾向があることを注意しなければならぬ。

貴族政治が特に適する國は如何なる國かといふと、その國はあまりに小さ過ぎたり國民があまりに純朴正廉であつて、立派な民主政治の場合のやうに、法律が直接公共意志によりて執行されたりしてはならない。だからといつて、その國があまりに大き過ぎて國をおさめるために各地に分散してゐる行政官が、各地方毎に主權を切り離し、やがて主權者から獨立して遂には首長となるやうなことがあつてはならぬ。

けれども、貴族政治は、民主政治に比べると徳の必要は少ないとは言へ、貴族政治に獨特の徳が必要である。それは富者の節制、貧者の満足である。何となれば、貴族政治には嚴密な平等は當を得てゐないやうに思はれるからである。スバルタに於てさへも嚴密な平等は守られなかつたのである。

加ふるに、貴族政體が、或る程度の財産の不平等を認めてゐるとしても、それは、一般に國家の行政事務を、これが處理に全生活をさしげ得る人に委任したまでであつて、アリストテレスが言つたやうに、富者が常にえらばれるわけではない。その反對に、富者ではないものが選ばれる時には、往々にして、人間の値打には、富以上に大切なものがあるといふことを國民に教へるものである。

第六章 君主政治

これまで、吾々に政府 (Prince) を法律の力によりて結合され、國家に於て行政權を委託された法人或は集合的人格として考へて來た。今や吾々は、この行政が法律によりてこれを處理する權利をもつた一人の自然人、實在の人間の手に集中された場合を考へねばならぬ。これが君主或は國王と稱せられるものである。

集合體が一個人を代表してゐる他の政體とは全く反對に、君主政治に於ては、一個

人が集合體を代表してゐる。それ故に政府(Prince)を構成してゐる精神的一體は同時に肉體的にも一體であつて、その一體の中に、他の政體では法律によつて、非常な努力を持つて合一される一切の職能が、君主政治の場合には自然に合一されてゐるのである。

さういふわけだから、國民の意志と政府の意志、國家の公共的な力と政府の個人的な力とが凡べて同一の動力によりて動かされて、國家機關の凡ゆる動力機が同一人の手に握られ、全體が同一目的に動いてゆくのである。そこには互に傷つけあふやうな相反する運動はない。それ故に吾々は君主政治以上に、最少の努力をもつて最大の活動を起させる制度を想像することはできないのである。自分は靜かに河岸に座してゐながら、何の苦もなく、大船を進水させたアルキメデス(Archimedes, B.C. 287—214)は、私に、室内によりて大國を統御し、一見動かないやうでありながら凡てのものを動かしてゐる名君の姿を思はせる。

けれども、君主政治程活氣に満ちた政治はないと同時に、君主政治程個人意志が優勢を占めて、容易に他の意志を支配する政治もない。凡てが同一目的に進んでゆくことは事實だが、この目的は公共の幸福ではなく、政府の力そのものが却つて不斷に國家を害するのである。

國王は、その權力が絶對的ならんことを欲してゐる。人々は、それには國民に愛せられるのが一番よい方法だと遠くから叫んでゐる。この言葉は甚だ立派である。そして或る點では眞實でさへある。が不幸にして宮廷では必らず一笑に附せられるだらう國民の愛から生ずる權力は疑ひもなく最も大なる權力である。けれども、それは他人まかせの、條件付きの權利である。帝王たるものは決して左様な權力では満足せぬ。大抵の國王は、支配者たる他位は失はないで、自分の意志次第で、悪いことでもできるやうな地位にあることをのぞんでゐる。政治の説法者等が、國民の力はとりもなほさず國王の力なのだから、國王にとつて最大の利益は、國民が富み榮え、人口が多

く、強大であることだと言ふだらうが、そんなことを言つても何にもならぬ。國王はそんなことは嘘だといふことを知つてゐる。國王の個人的利益は、先づ第一に、國民が弱くて、貧しくて、國王に反抗する力をもたぬことだ。尤も、臣民がいつでも完全に服従して居れば、その時こそは、國民の力は帝王の力になるから、それで隣國を威壓するために、國民の力の強いのが帝王の利益になる。けれども、この利益は、第二義的の、從屬的のものであり、且つこの二つの假定は兩立しないものであるから、帝王は、直接自分により有利な方を選ぶのは自然である。これはサムエル(Samuel)がヘブライ人に強調したところであり(舊約聖書サムエル第一書八章十一節—十八節を見よ) マキヤヴエリが證據をあげて明かにしたところである。マキヤヴエリは國王に教へると稱しながら、その實國民に大教訓を與へてゐるのである。マキヤヴエリの「帝王論」は共和黨の寶典である。【註一】

【註一】 マキヤヴエリは正直な人であり、善良な市民であつたが、メデイチ家に仕へたので、祖國の壓制の中において、自由を愛する念をかくすことを餘儀なくされてゐたのである。彼のいとふべき英雄シイザア、ボルジアの選擇だけでも、彼の秘密の意志を示してあまりがある。而して、彼の著書「帝王論」の主

張と、「ナト・リイヴ論」並びに「フロレンス史」の主張とが矛盾してゐるのを見れば、この深遠な政治學者の説は、これまで、淺薄な、墮落した讀者によりて誤られてゐたことがわかる。ロオマの宮廷は、彼の著書を嚴禁したといふことだが、私はそれは尤もだと思ふ。何故かならば彼が最も鮮明に描寫したのは、この宮廷なのだから。

吾々は、既に、一般的の理由から、君主政治は大國にしか適しないといふことを見出したが、今度は更に、君主政治そのものを検査して、このことを明かにしやうと思ふ。國家行政にあたる人の數が増加するにつれて、政府(Prince)の臣民に對する比は少くなり、兩者の比例は等式に近くなり、遂に民主政治になると、その比例は一になる。即ち等しくなるのである。此の比例は政府が小さくなるにつれて大きくなり、政府が一人の手に歸するときその「最大限度」に達する。この場合には、政府と國民との間には大なる距離が生じ、國家には連鎖がなくなつてしまふ。そこで、この連鎖をつくるために兩者の中間に介在する階級が必要となる。この階級を満たすために王侯、大公、貴族等が必要となる。ところが小國には、こんなものは一切適しないの

であつて、此等の階級が小國に生じると小國は亡びてしまふのである。

本來、大國を良く治めるといふことは困難であるが、この大國がたゞ一人の手で良く治められるといふことは更に更に困難である。國王が、自分の代りの者に政治をさせるなどんなことが起るかば周知のことである。(これは當時フランスを治めてゐた三十人の知事をさしたものであつた)

君主政治を、いつでも共和政治よりも劣つたものにする、本質的にして避くべからざる缺點は、共和政治に於ては、その地位にはづかしからぬやうな、賢明にして有能な人物以外の人を國家の高位にのぼせることは滅多に輿論が許さないが、君主國に於て出世する人は、大抵の場合に、小ざかしい悪人、惡漢、陰謀家のたぐひであつて、此等の人々の小才は朝廷に於て要職をもち得るには役立つが、その要職についてしまへば、公衆に對して忽ちその無力を暴露するに過ぎないものであるといふ事である。この選擇に關しては、國民は帝王よりも謬ることが遙かに少ない。而して、國王の閣臣に眞に有能の士が少ないのは、共和政府の首腦に愚人が少ないのと殆ど似てゐる。

だから、萬が一運よくもかゝる天成の王者が、此等の歴々の閣臣共によつて殆んど没落せんとしてゐる王國の政務を執掌する時には、この王者は驚天動地の手段をとりその國の新時代を劃するのである。

君主國の統治が宜しきを得るためには、その領土の大きさ或は廣さが、統治者の能力に相應してゐることが必要である。征服することは統治することに比べると遙かに容易である。十分に大きい桿杵があれば一本の指で世界を動かすことができるが、これを支へるためにはエルキユウルの肩がある。(エルキユウルはギリシヤ神話中の強力無双の神である) どんなに小さい

國の場合でも、國王の力が有り餘るといふやうなことは殆んどない。これに反して、滅多にないことではあるが、萬一國王の力に比して國土が小さ過ぎるやうなことが起るとその國の統治は猶更らうまくゆかない。何となれば、この國王は、常に廣大な野心を抱いて國民の利益を忘れ、有り餘る才能を濫用するから、國民は才能のない凡庸な國王に統治される場合よりも決して幸福にはならないのである。だから、君主國の

國土は、君主の能力に應じて、君主の代る毎に擴張したり收縮したりする必要があるとも言へる。けれども、元老院の能力は、國王の能力に比べると遙かに不變であるから、元老院が國を治める場合には、その國の國境を一定してをいても、統治がうまくゆかぬといふやうなことはないのである。

唯一人の政府(君主政府)の最も著しい不便は、他の二つの政體の場合には連綿として不斷に繼續してゐる統治者が不斷に繼續しないといふ點である。一人の國王が亡くなれば、別の國王が必要になり、これを選挙するために危険極まる中間期が生じて來る。この中間期は物騒千萬な期間であつて、市民が公明正大でない限りは陰謀腐敗が踵をついで起るのである。しかも君主政治に於て、市民の公明正大をのぞむのは木によつて魚を求めんとする程難かしいのである。國家が自らを賣つた當の相手が、今度は自分がそれを賣り、強者にしぼりとられた金を弱いものからとつて埋め合せないのはむつかしいことである。だから君主政治の治下に於ては、早晚すべての事柄が金錢づく

になる。それ故に、國王の治下に於て享樂せらるゝ平和は、空位の時の混亂よりも更に悪いのである。

この害惡を防止するためにどんなことがなされたか？ ある王室では王位が世襲的にされた。そして王位繼承の掟を定めて、國王の死に伴ふて起る一切の紛議を防いだ即ち國王選舉の弊をのぞいた代りに攝政の弊を設けたのである。善政をすてゝ表面の靜穩をえらんだのである。賢明な國王を選挙する場合の紛争よりも、子供や、不具者や白痴を國王にいたゞくのを喜んだのである。そして、かくの如く、どちらかの危險をえらばねばならぬ時にあたつて、殆んど全部都合のわるい方を選んだのだといふことに氣がつかなかつたのである。デオニシユウス(Darius シラクエウスの僭王)がその息子の良くない行ひを叱責して「お父さんがそんなことをして見せましたか」と言つた時、息子のデオニシユウスが「さうです、父上のお父さんは國王ではありませんでした」と答へた言葉は玩味すべき言葉である。

他人を支配するやうに育てられた人間には、何もかもが調子を合せてその人から正義と理性とを奪はせるやうにしむけられてゐるのである。若い王子に統御の術を教へこむのは非常に骨の折れる仕事だと言はれてゐる。ところがそんな教育は彼等のためにはちつともなつてゐないやうである。先づ王子に對して服従する術から教へてかゝつた方がましなのである。史上に名を残した最も偉大な國王達は、決して支配をするやうに教育されたのではない。統治をするといふ學問はどれほど學んだところで熟達しない學問である。そして、支配をするよりも服従する方がよくその術がのみこめるのである。「善いこと、悪いこと」を區別する最も便利にして最も手つ取り速い方法は他の王の下にたつた時そのことを汝が喜ぶかどうかを考へて見ることである。」(ツスレの「歴史」第一篇第十六章にあるガルバの言葉である。)

この國王の變更常なきことから生ずる一の結果は王政の動搖といふことである。即ち王政はこれが統治者たる帝王或は帝王に代つて統治する人の性格次第によつて政策を異にし長く一定の計畫を持することもできず、施政方針が一貫しないのである。この政府の朝三暮四常なきことは、國家の政綱を絶えず動搖せしめ、轉々としてその國策を變化させる。かゝる現象は君主政治以外の政治では決してをこらぬことである。けだし他の政治に於ては、政府當局は常に同一であるからである。そこで、概言すれば、君主國の宮廷は策略に富み、共和國の元老院は叡智に富むといふこと、並びに、共和國は、その目的に向つて確乎たる遠大な見解によつて進んでゆくが、君主國に於ける内閣の更迭は國家の革命を招致するものであるといふことがわかる。それは、凡ての閣臣並びに殆んど凡ての國王は、先人の政治を徹頭徹尾逆にすることを主義としてゐるからである。

この王政に持續性が缺如してゐるといふことから、君主政治を主張する政治家の非常に好んで用ゐる詭辯が解決される。この詭辯とは、たゞに一國の政治を一家の政治に比較し、帝王を家父に比較することばかりではない。このことが謬りであることは既

に論駁したが、更に、帝王に必要な凡ゆる徳を、無暗に實際帝王が兼備してゐるやうに思ひ、常に現實の帝王を理想の帝王だと思ひこむことである。こんな假定を許せば、君主政治は他の如何なる政治よりも望ましいものであることは明かである。何となれば、君主政府が最も強大な政府であることは疑ひの餘地がないから、ただ一般意志に最もよく合致した意志さへあれば、最上の政府となるわけだからである。

けれども、若し、プラトンの言ふやうに、天成の國王が曉天の星のやうに稀であるとすれば、自然と運命とが協力してこの稀なる人物を王位に即かしめるやうな幸運が果して幾度びあるだらうか？ 又、宮廷教育がこれを受ける人を必然的に腐敗せしめるとすれば、王者として教育された人の登極から吾々は何を期待すべきであるか？ 觀じ來れば、君主政治と明君の政治とを混同するのは、自己を欺かんとするものではないか。君主政治そのもの、何たるかを知らんと欲せば、これを凡庸な或は悪い帝王の下に於て考察しなければならぬ。何となれば、かういふ入々が王位に即くか或は

王位がそれに即いた人をこんな風に墮落させるかいつれかであるからである。

これ等の難問を吾が著述家諸氏は氣がつかなかつたわけではないが、彼等はそれにかゝりあふことを避けたのである。彼等は、ぐす／＼言はずに黙つて服従してゐるより外には仕方がないといふのである。神が怒つて悪王を與へたのであるから、吾々は天罰としてこれに忍従しなければならぬといふのである。かういふ議論は成る程神々しい議論であるけれどもかういふ議論は、政治の書物に於てするよりも、説教臺に上つてした方がよく似合ひはしないだらうか。病人に向つて、奇蹟を説き、たゞ、じつと病氣を忍んでゐるやうにすゝめる外には何も知らない醫師を吾々は何と言ふだらう？ 悪い政府の下にある時にはそれを忍ばねばならぬ位のことには誰でも百も承知してゐる。問題は善い政府を見出すことなのだ。

第七章 混合政府

正確に言へば單純な政府なるものは存在しない。一人の元首にも多くの屬官がなければならぬし、人民政府にも一人の首長がなければならぬ。かくの如く、行政權の分割には、常に多數から少數への段階がある。而して時には多數者が少數者に支配され、時には少數者が多數者に支配されるといふ相違があるのみである。

時とすると、これが等分されることがある。その場合には、イギリスの政府に於けるやうに、各部が相互依存の關係にたつときと、ポオランドの政府に於けるやうに、各部の權威が不完全ではあるが獨立してゐるときとがある。後者の如き政體は悪い政體である。何となれば、この場合には政府に統一がなく、國家が脈絡を失ふからである。

單純政府と混合政府とは何れが優つてゐるか？ 此の問題は政治學者の間にかまびすしく論じられたものであるが、これに對しては、私が凡ての政體の中でどれが最も優つてゐるかといふ問に對してなしたと同じ回答をしなければならぬ。

單純政府は、それが單純であるといふだけの理由で、それ自身に於てまさつてゐるけれども、行政部が十分に立法部に從屬しないとき、換言すれば、政府と主權者との比が國民と政府との比よりも大きい時には、政府を分割してこの割合を保つやうにしなければならぬ。何故かといふに、さうすれば、各部分を合せた全體の臣民に對する權威を減ずることなくして、それを分割したために各部分は何れも主權者に對する力を弱めるからである。

立法部と行政部との不均衡は、又兩者間に介在する官吏を設け、この官吏が政府は分割しないでそのままにしてをき、たゞ兩部の均衡をはかつて、それらの權利を支持せしめることによつて防ぐことができる。この場合には政府は混合されてゐるのではなくして調節されてゐるのである。

これと反對の不便も、これと同じやうな方法で矯めることができる、即ち、政府があまりに放散してゐる時には、執政官を設けて、政府の力を集中することができる。

これは民主政治の國では常に行はれてゐることである。第一の場合には、政府の力を弱めるために政府を分割し、第二の場合には政府の力を強めるために政府を分割するのである。何となれば極端に強い政府や極端に弱い政府は等しく單純政府に於て見出されるのであつて、混合政體は政府の力を中位にするからである。

第八章

凡ての政體は凡ての國家に適合するものではない

自由は如何なる風土にでも實を結ぶものでないから、如何なる國民でもこれを手に入れるといふわけにはゆかない。モンテスキュウの唱へたこの原則は、これを翫味すればする程、その眞理なることが益々はつきりして来る。これを疑はうとすれば疑はうとする程、益々新しい證據が加はつて來て、これを確かにする。

世界の凡ゆる政府に於て、公人は消費するばかりで何一つ生産しない。それでは彼

等が消費する者は一體何處から生ずるのであるか？ それは同胞の勞働から生ずるのである。公共の必需品をつくり出すものは、個々人の剩餘である。そこで市民國家なるものは人々の勞働が、その必要以上のものを生産する間だけしか持續できないといふことになるのである。

ところが、この餘分の生産物は、世界各国悉く同じではない。或る國ではこの餘分の生産物は多く、或る國では少なく、或る國では全く無く、又或る國では必要を滿すにも足りない。この割合は、氣候に基く土地の肥瘠、土地が必要とする勞働の種類、土地の生産物の性質、住民の體力、住民が必要とする消費の多少、並びにその他の、この剩餘物を構成する、これに類似の關係によりて定まるのである。

又、他方に於て、凡ての政府はその性質が同じではない。多く消費する政府もあれば少ししか消費しない政府もある。この相違は、公けの費用は、その負擔者から遠ざかつてをれば遠ざかつて居る程高價になつて來るといふ別の原則に基いてゐるのであ

る。この負擔の輕重は、課税の量によりて測るべきではなく、この課税が負擔者の手へ歸つてくる道程の長短によりて測るべきである。この流通が敏活に要領よく行はれさへすれば、納税の多少は問題ではなく、國民は常に富み、財政は常に順調にゆくのである。之れに反して、國民の支拂ふ額が如何に少くとも、この小額の支拂が國民の手へ歸つて來ないときには、國民は支拂ふ一方で、遂には疲弊してしまふ、即ち、國家は永久に富むことなく、國民は永久に乞食の境涯を脱しないのである。

そこで、國民と政府との距離が増すにつれて貢税の負擔は重くなるといふことになる。かくて、民主政治の國に於ては國民の負擔は最も軽く、貴族政治の國に於ては、負擔が増し、君主國に於ては、負擔は最も重くなる。それだから君主政治は富裕な國にしか適せず、貴族政治は、富に於ても國土に於ても中庸の國に適し、民主政治は貧しい小國に適する。

實際、此の點をよく考へれば考へる程、自由國と君主國との相違がこの點に存する

ことを見出すのである。前者に於ては、凡てのものが公共の利益のために使用され、後者に於ては、公共の力と個人の力とが相互關係に立ち、一方が増せば一方が減するといふ關係になつてゐる。これを要するに、專制政治は、臣民を幸福にするためにこれを統治するのではなくて、臣民を統治するためにこれを不幸にするのである。

そこで、風土の異なるにつれて、必然的にその風土に適する政體が何であるかを知りその風土が如何なる種類の住民に適するかをさへも定めることのできる自然的原因があるのである。

労働に相當する生産物のない不毛荒蕪の地は、開墾せずに荒るがまゝになつてゐるか、或はたゞ蕃人が居住するのみに過ぎない。人々の労働が、たゞ正確にその必要限度に止まる土地には未開人が住むに相違ない。かゝる土地では如何なる政治も施すことができない。労働に對する生産物の過剰があまり多くない地方には自由國民が住むに相違ない。土地が豊沃で、少しの労働に對して澤山の生産物が得られる土地は臣民

の過剰物を政府の贅澤によりて消費させるために、君主政治によりて統治させるのがましである。それは、この過剰の生産物が個々人に浪費されるよりも、政府に吸収される方がましだからである。尤もこれには例外があることは私も知つてゐる。けれどもその例外そのものがこの通則を確證するのである。といふのは、かゝる例外の場合には、早晚革命が起つて、事物を自然の秩序に復歸せしめるからである。

吾々は、常に一般的法則と、その法則の結果に變更を與へ得る特殊の原因とを區別しなければならぬ。南方諸國が悉く共和國となり、北方諸國が悉く専制國家となつたところで、氣候から言へば、専制政治は暖國に適し、野蕃は寒國に適し、温帯地方には善政が適するといふ眞理には依然として變りはないのである。更に又、私は原則は承認しても、その適用には疑問の餘地があり得るといふことを知つてゐる。即ち寒國にも極めて豊沃な國もあれば、南國にも極めて不毛な國があると云つても差支へないのである。けれども此の困難は、この事の凡ゆる關係をしらべて見ない人にとつての

$$5-4=1 \dots \frac{1}{5}$$

$$10-9=1 \dots \frac{1}{10}$$

$$\frac{1}{5} : \frac{1}{10} = 2 : 1$$

みの困難に過ぎない。私が既に言つたやうに、勞働、體力、消費等を勘定に入れなければならぬのである。

こゝに面積の等しい二つの地方があつて、その生産物は五に對する十の割合であると假定しやう。若し前者の住民が四を消費し、後者の住民が九を消費するとせば、前者の剰餘生産は五分の一であり、後者のそれは十分の一である。そこで兩者の剰餘の割合は生産の割合の逆であつて、五しか生産しない土地が十を生産する土地の二倍の過剰をのこすことになるのである。

けれども、生産が二倍であるといふことは問題ではない。私は、誰だつて、一般的に、寒國の土地の豊沃さが暖國のそれと等しいとは言はないだらうと思ふ。併しながら、假にそれを等しいとしやう。そして、お望みなら、イギリスとシシリイ島とを同じ地味の土地であるとし、ポオランドとエジプトとを同等だとしやう。更に南へゆけばアフリカやインドがあるが、もつと北へいつても何も無いのだから。この生産物の

等しい二つの國で、その耕作には何といふ相違があるだらう？ シシリイ島ではただ土を掻きまわしさえすればよいのに、イギリスではこれを耕耘するのに何といふ骨の折れることだらう！ ところが、同量の生産物を得るのに骨の折れる所では、その剩餘は必然的に少ないにきまつてゐるのだ。

その他に、暖國では、同じ人數でも、その消費は遙かに少ないといふことを考へなければならぬ。それは氣候の關係上、暖國では、健康を維持するためには暴飲暴食してはならないからである。熱帶地方で、本國でと同じやうな生活をしやうとするヨオロッパ人は皆赤痢や不消化で死んでしまふ。シャルダン(Charlin, 1643—1713)は、及び東インドを旅行して之等の土地に關する種々の事實を蒐集した人で、モンテスキューはこれから多く引用してゐるは言つた。『吾々はアジア人に比べると肉食獸である。或る人はベルシヤ人の小食は、この國が十分に耕作されてゐないからだと言つてゐるが、自分はその反對に、ベルシヤに食料品が乏しいのは、住民の小食のためだと思ふ。』彼は更につゞけて言つてゐる『若し彼等の粗食が國內に食物が缺乏し

てゐるためならば、貧乏人だけが小食すればよい筈で、凡ての人が小食する筈がない。そして、國內の各地方はその土地の肥瘠に従つて多食する所もあれば小食する所もあるといふ風で、國內全般に節食するといふ筈がない。ベルシヤ人は彼等の生活方法を非常に自慢して、彼等がキリスト教國の住民に比して如何に優つてゐるかは彼等の顔色を見ればわかるといつてゐる。實際ベルシヤ人の顔色は滑らかで、彼等の皮膚は、美しく、きめが細かくて艶がよい。ところが彼等の屬領であるアルメニア人はヨオロッパ流の生活をしてゐるが、その顔色は、がさ／＼してゐて、吹出物だらけで、その身體は粗野で鈍重である』

赤道に近づくに従つて住民は小食になる。赤道附近の住民は殆んど肉食をしない。米と玉蜀黍と、黍と、粟と、カササとが彼等の常食である。インドには一日の食費が一スウ(約二錢弱)しかかゝらない人が何百萬となく住んでゐる。吾々は同じヨオロッパ人之間にでも、北國の住民と南國の住民との間には、食慾の點で著しい相違のあるのを

見る。スペイン人はドイツ人の一度の晚餐で八日も生きてゆけるだらう。人間が多食をする國では、又食物に贅澤をする傾向がある。イギリスでは肉類を一ぱい並べた食卓にその傾向があらはれてゐる、ところがイタリアの御馳走は砂糖と花とだ。

衣服の贅澤にも亦同じやうな相違がある。季節の變化が急激な地方では、住民の衣服は、質がよく、且つ質素である。裝飾のためにしか衣服を着けない地では、衣服に實益よりも華美を求める。かゝる地方では衣服そのものが既に贅澤なのである。ナポリでは、毎日金ぴかに着飾つた人が、素足でポオリップ(ナポリの遊園地)を散歩してゐる。このことは住宅についても同様である。大氣の害を少しも恐れなくてもよい處では、住宅は、豪壯といふ點にのみ注意される。パリやロンドンの人は暖い居心地のよい住宅を欲する。ところがマドリッドの人は、豪奢な客間を備へてゐるけれども室を閉ざす窓もなく、寢室は物置同様である。

暖國の食物は、遙かに質がよくて、滋養に富んでゐる。これは第三の相違であるが第二の相違に影響を及ぼさざるを得ない。イタリアの人はどうして野菜を澤山食ふのだらうか？ それはイタリアの野菜は質がよく、滋養に富んでゐて美味だからである。フランス人は水ばかりで野菜を育てるものだから、野菜は少しも滋養にならぬ。それで食卓では野菜は殆んど物の數にもは入つてゐないのである。それでゐてこれを育てるのに土地が少しですむといふわけではないし、これを培養するには少くも同じ位の勞力がかかるのだ。經驗によると、バルパライの小麥は他の點ではフランスの小麥に劣つてゐるが、麥粉はフランスの小麥からよりもずつと澤山とれる。それからフランスの小麥は北國の小麥に比べると麥粉が澤山とれる。そこで、一般に赤道から極地へ近附くに従つて、これと同様の段階が見られると推測することができる。ところで、同じ分量の生産物から、少しの食物しかとれないといふことは、明かに不利益ではないか？

此等の諸點に今一つ私は附け加へることが出来る。これは以上の事柄から生じて來

たものであるが、同時に以上の事柄をたしかめるものである。それは暖國は寒國よりも人間が必要でないのに、寒國よりも多くの人間を養ふことができるだらうといふ點である。そこで暖國には二重の剩餘が生み出され、常に專制政治に便益を與へる。同數の住民が廣い土地に住んでゐると、その土地が廣ければ廣い程叛亂が困難になる。それは、機敏に、祕密裡に事を謀ることができないためと、政府が陰謀を看破して通信を遮斷することが容易なためとである。けれども多數の人間が密集してゐると、政府が主權者の權利を篡奪することがむづかしくなる。即ち民黨の首領が自分の室で安全に協議劃策し得ることはあだかも帝王が宮中の閣議に於て安全に協議し得ると同じく、且つ軍隊が練兵場に集合すると同じやうに迅速に群集は廣場に參集するのである。故に壓制政府にとつては、遠い距離から支配するのが都合がよい。壓制政府はその支配の助けによりて、遠ざかるに従つてその力を増すこと恰かも桿杆の如くてある【註一】これに反して、國民の力は集中したときに發揮される。國民の力はばらばらになつて

ゐるときには、地上に撒布された火藥の粉が一粒づゝしか點火しないやうに、煙になつて消え失せてしまうのである。かくの如く、虐政に最も適した國は人口の最も稀薄な國である。猛獸は荒野に於てのみ支配者である。

【註一】これは、私が大國の不便について前に(第二篇第九章)述べた事柄と矛盾するものではない。何となれば、前の場合には、官吏に對する政府の權威について論じたのだが、こゝでは、臣民に對する政府の力を論じてゐるのだからである。各地に散在してゐる官吏は遠隔の地に住む國民に對しては政府の支點となるけれども、政府が直接に官吏そのものに對する場合には支點となるものがない。かくの如く、桿杆の長いことは人民に對する場合には政府の力を増し、官吏に對する場合には政府の力を減する。

第九章 良政府の特徴

かういふわけだから、どんな政府が絶對的に最良の政府であるかといふ問題は意味が不確かであつて、且つ決し難い問題である。或は、この問題の正しい解答は、各國民の絶對的位置と相對的位置とのありとあらゆる結合の數と同じだけあると言へるの

である。

けれども、ある特定の國民が良く統治されてゐるか或は悪しく統治されてゐるかは如何なる特徴によりて知ることができるといふ問題は、自ら別箇の問題であつて、かくの如き事實の問題には答へることができるのである。

けれども、各人がめい／＼思ひ／＼に此の問題を解決しやうとするものだから、此の問題は解決されてはゐない。臣民は國家の平穩無事を謳歌するが、市民は個人の自由を謳歌する。前者は所有の安全を欲するが、後者は人格の安全を欲する。前者は善良な政府は最も嚴重な政府であることを望むが、後者は、善良な政府に寛大な政府であることを望む。或る者は犯罪の罰せられることを欲し、或る者は犯罪を防ぐことを欲する。或る者は隣邦に畏怖されることを喜ぶが、他の者は隣邦に無視されることを喜ぶ。或る者は貨幣が流通してをれば満足するが、或る者はパンを要求する。しかも以上の諸點並びにこれに類似する諸點に於て意見が一致したとしても、それによつて

事態が果して良くなるだらうか？ 無形の性質には判然たる尺度がないのだから、外部的特徴について意見が一致しても、どうしてその評價について一致が望まれやうか？

私は、常に、こんなにわかりきつた特徴にどうして世人が氣がつかないのか、或は一致してこれを認めない程どうして世人が不眞面目なのかをあやしんでゐる。一體政治的結合の目的は何であるか？ それは團員の保全と繁榮とではないか。然らば彼等の保全と繁榮とを示す最も確實な徴候は何であるか？ それは彼等の數である。人口である。だから、このかれこれ論議された特徴を探すために、それ以外の方面へ行くには及ばない。他の凡ての條件が等しいとすれば、或る政府の下に、外國の援助なしに、即ち歸化や植民なしに住民が増殖してゆく政府こそ、まぎれもなく最良の政府ではないか。而して最悪の政府とは、その政府の治下で人口が減少し、滅亡してゆく政府ではないか。統計家諸君、これは諸君の領分だ、算定し、計量し、比較して見な

250 [註1]

【註1】人類の繁榮に最も望ましい時代は何如なる時代であるかを判断するにも、これと同じ原則によらなければならぬ。世人は文學や藝術の榮えた時代を、それを盛ならしめた秘密の目的をきはめず、その呪ふべき結果を考へずに、無暗に讚美した。無知な人々はこれを文明と呼んだが、その實これは彼等の奴隸状態の一部だつたのだ。[Tacitus, Agricola XXI] 吾々は多くの書物の名文句の中に、著者をしてかゝる言をなさしめた卑むべき利己心を見ないだらうか？ 否、彼等がどんなことを言つてゐるにせよ、國家がいかにか榮えてゐても、その人口が減少してゐる時には、萬事がうまく行つてゐるさういふのは嘘である。そして、或る詩人が、彼の時代が凡ゆる時代を通じて最良の時代だと言つた、ために十萬リイウルの年金をせしめたゞけではまだ十分でない。國家の首腦連の外見的平和と靜穩さよりも國民全體の幸福を重視しなければならぬ。特に、人口の最も多い國に於てはさうである。穀は小區域の土地を荒すけれども穀によつて饑饉が生ずるやうなことは滅多にない。暴動や内亂は國家の首腦連を少なからず悩ますけれども國民の眞の不幸を醸すものではない。それどころか、國民は自己の壓制者に対して争ひが起つてゐるのだから寧ろ骨休めにさへなる。國民の恒久的の状態こそ、彼等の眞の繁榮或は不幸を生むのである。即ち凡てのものが専制の下に屏息されてゐる時こそ凡てのものが衰亡する時である。その時こそ國家の首腦連が、思ふまゝに國民を蹂躪し、「國民を幽閉してこれを平和と呼んでゐるのである」[Tacitus, ib. xxx] 大官連の紛擾がフランス國內を騒がし、パリの補佐司教が短刀を懐にして高等法院に出頭しても、フランス國民が、公正と自由と安樂の中に、幸福に榮えてゆくことを妨げはしなかつた。昔ギリシヤは最も慘虐なる戦争の眞只中に繁榮した。血が流れて河をなしてゐたに拘はらず、國內には人間

が満ち満ちてゐたのである。虐殺と追放と内亂の最中に吾が共和國(フロレンス)は最も強大になつた觀がある。この國の内訌が國を弱めたより以上に、市民の徳さ、その風習と、その獨立心と此の國を強めるに力があつたとマキヤヴェリは言つた。少し位の動亂は却つて人心を鼓舞する。眞に人類を繁榮せしめるものは平和ではなくて自由である。

第十章 政治の濫用とその衰頹の傾向

個人的意志は絶えず一般意志に對抗するものであるから、政府は不斷に主權者に對抗しやうとする。この努力が増すにつれて國家の組織は弱くなる。而して、政府の團體意志に對抗してこれと平衡をたため得るやうな團體意志は他にはないから、早晩、政府が主權者を壓伏して、社會的契約を破毀する時が來るに相違ない。これは、あたかも、老衰と死とが遂に人體を滅ぼすやうに、政治團體(國家)の出生の當初から絶えずこれを滅ぼさんとしてゐるところの、内在的不可避的の弱點である。

政府が衰頹してゆく時には一般に二つの經路を辿るものである。即ち、政府が縮少

する時と、國家が崩壊する時とである。

政府が縮小するのは、それが多数から少数に移つてゆく時、即ち、民主制から貴族制へ、並びに貴族制から君主制へ移つてゆく時である。これがその自然の傾向である。【註一】若し、政府が少数から多数へ逆行してゆくときには、政府が弛むと言へるだらうが、かくの如き逆行は不可能である。

【註一】ヴェニス共和國が、入江の島嶼の上に徐々につくられ、進行していつた経路はこの變遷の著しい一例である。而して、千二百餘年も経過してゐるのに、ヴェニス人が、今猶ほ一一九八年にセラル・ヂ・コンシリオ（議會の終結）によりてはじめられた第二期に止まつてゐるのは驚くべきことである。古代の國主については、兎角の批難もあつたが、「ヴェニス自由史」(一六一二年匿名著者によりて公刊された)がそれについて何を言つてゐるにもせよ、それはヴェニスの主権者でないことが證明された。

君主制から貴族制に移り、更に貴族制から民主制に移つたロオマ共和國の變遷は、これと正反對であると言つて私の説に抗議する人があるだらう。けれども私の見解は大分ちがつてゐる。

ロオマ建國の祖ロミウリウスがはじめて建てた大政府は混合政府であつた。それが忽ちにして専制政府に變つていつたのである。赤ん坊が大人にならぬ前に死んでしまふことがあるやうに、特殊の原因によりて國家が夭逝したのである。タルカンの追放された時が、ロオマ共和國が誕生した眞の時期である。けれどもロオマははじめの中は、一定不變の政體をとらなかつた。何となれば、貴族といふ階級を廢止

しなかつたので、事業がまだ中途半端だつたからである。そのわけは、こんな風では、合法政治に於て最も忌むべき世襲貴族が民主政治と争闘し、政體は常に動搖不安を極めてゐて、マキアヴェリが指摘したやうに保民官が設けられるまできまらなかつたのである。保民官が設けられるに及んで、はじめて眞の政府ができ、眞の民主政治が確定されたのである。實際、この時から國民は單に主権者たるに止まらず、同時に行政官であり司法官であつた。元老院は政府を調節し統一するための下級の役所に過ぎなくなつた。そして、執政官そのものすら、貴族であり、最高行政官であり、戦争の時には最高司令官であつたけれども、ロオマに於ては國民の長官に過ぎなかつた。

ところが、その時から政府は、その自然の傾向をとりはじめ、貴族政治に傾いて來てゐる。貴族はまるで自ら自滅してしまひ、貴族政治はもはやヴェニス、ゼノアに於けるやうに貴族の仲間で行はれず、貴族と平民とから成る元老院並びに、保民官が實權を替奪しはじめから、保民官によりても行はれるやうになつた。何となれば言葉だけかかつて實際の物はかはらないから、國民が自己に代る統治者をもつてゐる以上は、この統治者の名稱がどうであらうとも、それは常に貴族政府だからである。貴族政治の弊害から内亂が生じ、三頭政治が生れたのである。そしてシルラ・ジュリアス・シイザア、オリギュスト等が事實上の君主となり、遂にチメエルの専制政治の下に國家は崩壊したのである。故にロオマの歴史は決して私の原則を破るものではなく、却つてこれを確證するものである。

實際に於て、政府がその政體を變更する場合は、その政府の力が消耗し衰弱して、從來の政體を維持することができなくなつた場合に限るのである。ところで、此の時

に、若し、その政府が更にその規模を擴大して、その國力を放散したならばその國力は忽ち絶滅してしまひ、政府の生命は益々縮まるだらう。だから、國力が衰頹するにつれて、これを緊縮しなければならぬ。然らざれば、それによりて支へられてゐる國家は滅亡の外はないであらう。

國家の崩壊する場合には二通りの道がある。第一の場合は、政府が法律にしたがつて國家を治めなくなり、主權を僭奪する場合である。此時には顯著な變化が行はれる。此時には政府が收縮するのではなくて國家が收縮する。といふ意味は、大國が崩壊すると、其中に別の國家がつくられる。此國家は單に政府員によりて構成されたものであつて、此國家たるや、爾餘の國民にとつては、支配者或は暴君以外の何物でもないのである。そこで、政府が主權を僭奪すると同時に、社會契約は破毀され、普通の市民が悉く自然の自由に立ち返り、強制的に服従させられるけれども義務的には服従しなくなる。又、政府員が、一團となつて行使しなければならぬ筈の權力を各自別々に僭奪する

時にも國家は崩解する。この場合には、前の場合と同様に法律は破られ、前の場合以上の大混亂を來す。この時には、言はゞ行政官と同數の政府ができ、國家と政府とが同様に分割されて、滅亡するか或は政體を變へるかいづれかに立ち至るのである。

國家が崩壊する時には、如何なる政府たるを問はず、その惡政は「無政府」(anarchie)といふ共通の名稱で呼ばれる。これを區別すれば、民主政治の惡化したものは「衆愚政治」(Ochlocratie)であり、君主政治の惡化したものは「寡頭政治」(Oligarchie)である。私は王制の惡化したものは「暴政」(Tyrannie)であるといふことを附言しやうと思ふが、この言葉は曖昧だから説明してをく必要がある。

通俗の意味では、「暴君」といふのは、正義や法律を無視して暴力をもつて支配する國王であるけれども、正確な意味では、暴君といふのは、國王になる(資格)のないのに王權を僭取してゐる人のことである。ギリシヤ人は、この暴君(僭王)といふ言葉をかういふ風に解してゐた。彼等は、正當な權利のない王を、良い王でも悪い王でもかま

はず暴君(僭王)と稱してゐた【註一】かくの如く、「暴君」(tyran)と「僭奪者」(Usurpateur)とは全く意味を同じくする二つの言葉なのである。

【註一】「自由を享受してゐた國家で恒久的の權力を行使する人々は皆暴君と考へられ且つ呼ばれてゐる」(Corn. Nep. In Mithrad. cap. VIII)アリストテレスが、暴君と國王とを區別して、前者を自己のために政治するものとし、後者を臣民のために政治するものとしたのは眞實である。(Mor. Nicom. lib. VIII. ca. 1. 2)けれども、一般に、ギリシヤの學者が「暴君」といふ言葉を別の意味に解したことは、特にクセノフオンの「ヒエロン」の中に見られるが、そのことはしばらくをくとして、アリストテレスのやうな區別に従ふと、世界の開闢以來まだ一人の王もなかつたといふ事になる。

異つた物を別の名稱で呼ぶために、私は王權の僭奪者を「暴君」と呼び、主權の僭奪者を「專制君主」(despota)と呼ぶことにする。暴君とは、法律に従つて政治をするために法律を冒すものであり、專制君主は法律そのものゝ上にたつものである。かくの如く暴君は專制君主にならずにすむこともあるが、專制君主は常に暴君である。

第十一章 政治團體の死滅

專制ニ於ケル
滅亡カ政府
ニ於ケル滅亡カ
ヤウカ?

最もよく組織された政府でも死滅するのが自然の避くべからざる傾向である。スバルクやロオマでさへも滅びた以上、加何なる國が永久に存続することを望むことができないか? それだから、若し吾々が、鞏固な制度を打ち樹てやうと欲するならば、この制度を永久的なものだと夢想してはならぬ。成功しやうと思へば、不可能なことを企てゝはならぬ。又、人間の仕事に、人力の企及すべからざる程度の堅實性を與へやうなどゝ自惚れてはならぬ。

政治團體は、人體と同じやうに、その出生の刹那からその死をはじめ、それ自身のうち死滅の原因を宿してゐるのである。けれども兩者には何れもその組織に強弱があり、従つてその生命に長短がある。人間の身體は自然のつくつたものであり、國家は人間のつくつたものである。だから、人間の生命を長くすることは人力の及ぶところでないが、國家の組織をできるだけ良くしてその生命を長びかすことは人力でどうにでもできる。勿論どんなに組織をよくしたところで、いつかは滅亡する。けれども

も、不意の出来事によりて、不時の滅亡を遂げるやうなことをさへなければ、組織のよい國家は然らざる國家よりも長命するものである。

國家の生命の本源は主權にある。立法權は國家の心臓であり、行政權は全身を運動させる脳髓である。脳髓が痲痺してしまつても個體は生きてをることが出来る。白痴でも生きてゐる。けれども、心臓が鼓動を休止したが最期、動物は死んでしまふ。

國家は法律によつて存續してゐるのではなくて、立法權によりて存續してゐるのである。昨日の法律は今日は拘束力を失ふ。けれども黙つてゐれば默認したことになるから、主權者が法律を廢止することが出来るのに、これを廢止しないときには、主權者は絶えずその法律を確認してゐるものとされてゐるのである。

然らば古い法律がしかく尊重されるのは何故であるか？ それはたゞ古いといふことのためである。古い法律がそれ程長く保存されたのは、古人の意志にすぐれた點があつたからに外ならぬと考へねばならぬ。若し、主權者が、それをいつまでも有益な

ものであると認めなかつたならば、主權者はそれを千度びも取り消したであらう。凡ての良く組織された國家で、法律の効力が弱まるどころか、却つて不斷に新しい力を加へつゝあるのはこのためである。古へを尊ぶの念が、日に日に之に對する尊敬の念を新にするのはこのためである。之に反して、法律が古くなると共に力を失つて來るやうな所には、そのことが既に、もはやそこには立法權がなくなつてゐること、従つて國家が生命を失つてゐることを證してゐるのである。

第十二章 主權は如何にして維持されるか

主權者は立法權以外には何の力も、たないのであるから、法律をとほして以外には行動しない。而して、法律は一般意志の正真正銘の行爲に他ならぬから、主權者は、國民が集會してゐる時の外は行動することができない。國民が集會するなんて飛んでもない空想だと言ふ人があるだらう！ 左様、今日ではそれは空想だ。けれども二千

年前には空想ではなかつたのだ。一體人間の性質は變つてしまつたのか？

吾々の力で可能なる範圍は、精神的分野に於ては、吾々が考へてゐる程狭いものではない。たゞ吾々の弱さと、吾々の缺點と、吾々の偏見とがそれを狭くしてゐるのである。卑屈な小人物は決して大人物を信じない。卑劣な奴隷は「自由」なんていふ言葉をきいても鼻の先で笑つてゐる。

これまでに實行されたことに基いて、これから實行し得る事柄を考へてみよう。私は古代ギリシヤの共和國のことは語るまい。けれども、ロオマ共和國は大國であつたやうに私は思ふ。ロオマ市は大都市であつたやうに思ふ。最後の國勢調査によると、ロオマには武器をもつた人間が四十萬あつた。最後のロオマ帝國の人口調査によるとロオマの市民は、屬領民や、外國人や、婦女や、子供や、奴隷は勘定に入れないで四百萬以上あつた。

此の首府とその附近の多數の人民が屢々集合を催すなんていふことは、如何に困難

であつたらうと吾々は想像するだらう。ところが、ロオマの國民が集會せずすました週は殆んどないのである。しかも一週に何回も集會したのである。彼等は單に主権者の權利を行使したばかりでなく、政府の權利の一部をも行使したのである。彼等は種々の事件を論議し、種々の爭議を裁いた。そして彼等は公會場に於ては、殆んど常に市民であると同時に官吏であつた。

諸國民の往時に溯ると、古代政府の大部分は、マセドニアやフランクのやうな君主政府でさへも、この種の會議をもつてゐたことが見出される。それはいづれにしてもこの唯一の疑ふべからざる事實だけでも一切の困難を解決する。實際あつたことに基いて可能なることを推論するのには間違ひつこはないと思ふ。

第十三章

主権は如何にして維持

されるか (續き)

國民が集會して、一團の法律を承認して國家の組織を一度決定するだけでは十分でない。國民が永續的の政府をうちたてるだけでは十分でない。即ち國民が一度だけ行政官の選舉をきめるだけでは十分でない。不時の出來事のために必要になる特別の會議の外に、どんなことがあつても廢止したり、延期したりすることのできない、常例の定期の集會が必要である。そして、一定の日を期して、國民が、別段正式の召集令を受けなくても、法律によりて、當然召集されることにしなければならぬ。

けれども、期日だけによつて既に合法なるこの集會以外には、一定の法律に従つて、所定の行政官によつて召集せられたものゝ外は、一切の國民の集會は不法とされ、その集會でなされた決議は凡て無効とされねばならぬ。何となれば、集會の命令そのものが法律から出たものでなければならぬからである。

合法的集會の開かれる度数の多少は、多くの理由によつて定まるのであるから、此の點に關して明確な規則を定めることはできない。たゞ、一般に、政府の力が強けれ

ば強い程、主權者も屢々自己を表示すべきである。

たつた一つの都會の場合ならそれによからうが、國內の中に澤山の都會が含まれてゐる場合はどうするのか？ 主權が分割されるのか？ それとも、これを一都會に集中して、爾餘の都會を悉くこれに従屬さすべきであるか？ と問ふ人があるだらう。

私は、それはどちらもいけないと答へる。第一に、主權は單一なものであるから、これを分割すれば滅びてしまふ。第二に、一の都會は、國家と同様に他の都會に従屬することは合法的であり得ない。何となれば、政治團體の本質は、服従と自由との調和に存するものだからである。而して、「臣民」といふ言葉と「主權者」といふ言葉とは、楯の両面であつてこの二つの言葉の概念は、市民といふ一語に合一するのである。

更に又私は、多くの都會(villae)を結合して一都市(civitas)をつくるのは常に悪いことであり、このやうな結合をしやうと思ふなら、それから生ずる自然の弊害が避けられるなど、氣休めな考へを起してはならぬと答へる。小國論者に對する抗議として大國の

弊害をもち出すわけにはゆかぬ。けれども、大國に抵抗するに足る力を如何にして小國に與へるのであるか？ それは昔ギリシヤの小都會が大王(ヘルシヤ王のことである)に抵抗した如く、又最近にオランダとスイスとがオーストリア王家に抵抗した如くにすればよいのだ。

けれども、國家を適當な大きさに縮小することができない時には、もう一つ的手段がある。それは首府を定めないうで、政廳を代る代る各都會へもつてゆき、その地で順番に會議を開く方法である。

國內各地方の人口に厚薄なからしめ、各地方の權利を同等にし、國內到る所に富と生命とを充實せしむれば、その國は此上なく強くなり、此上なく立派に統治されるだらう。都會の城壁は、村落の民家の廢材をもつてつくられるものに他ならぬことを銘記しなければならぬ。首府に聳ゆる宮殿を見る毎に、私は地方の落莫たる荒廢を目のあたりに見るやうな氣がする。

第十四章

主權は如何にして維持

されるか(續き)

國民が主權者の團體として合法的に集會すると同時に、政府の權限は悉く止み、行政權は停止され、最下層の市民の身體も、最高長官の身體と同様に神聖にして侵すべからざるものとなる。何となれば、代表されてゐる者が自ら顔を出して居る所には、代表者はもはや存しないからである。ロオマの民會に於て勃發した騒動の大部分は、此の原則を知らなかつたり或は無視したりしたために起つたのである。この場合には、執政官(コンシュル)は單なる國民の首領に過ぎず、保民官(トリバシ)は單なる辯舌家に過ぎず【註一】元老院の如きは何でもないのである。

【註一】イギリスの議會では、この名稱が殆んどこれと同じ意味につかはれてゐる。この二つの職務が類似してゐるために一切の權限が停止された時でも、執政官と保民官とは軋轢したのである。

政府が政府以上の權威の現存を認める、或は認めざるを得ない停止期間は、常に政府の恐るゝところであつて、而して、國家にとつては楯であり、政府にとつては馬衝であるところの、この國民會議は、常に政府首領等の恐怖する所であつた。そこで彼等は、市民にこれをさらはせるためには、術策、反對、妨害、約束等の手段を惜しまなかつた。市民が、貪慾、怠惰、臆病であつて、自由よりも安逸を好むときには、彼等は、政府の益々猛烈を極むる努力に長く抗することができないのである。かくて、對抗力が刻々に増すにつれて、主權は遂に消滅し、多くの都市國家は沒落して不時の死を遂げるのである。

けれども、主權と專制政府との間に、時としては中間的勢力が入り込むことがあるから、それについて一言せねばならぬ。

第十五章 議員又は代議士

公務の處理が市民の主要な仕事でなくなり、市民が自己の身を挺して公務に盡すよりも、財囊をもつて公務に盡すのを喜ぶやうになれば、國家は既に衰亡の淵に瀕してしまつてゐるのである。戦争に出なければならぬ時には、彼等は軍隊を備つて、自分は我が家にとゞまつてゐる。會議に出なければならぬ時には、彼等は議員を任命して、自分は我が家にとゞまつてゐる。怠惰と金錢とのために、彼等は遂に軍人をこしらへて祖國を他國の奴隸とし、代議士をこしらへて祖國を賣るやうになるのである。

人間のつとめを、金錢に代用させるやうになつたのは、商賣と種々の職業との多忙、貧婪な利得の追求、柔惰と安逸を好む風等のためである。彼等が、自己の所得の一部を犠牲にするのは、それによつて、安心して利得を増加するためである。金錢を與へれば、諸君はまもなく鐵鎖をもつやうになるだらう。「財政」といふ言葉は奴隸の言葉であつて、都市國家には知られなかつたものだ。眞に自由な國に於ては、市民は萬事を自分の腕でして、何事も金錢ではしない。自分の義務を免れるために金を拂ふとい

ふやうなことは以ての外で、彼等はむしろ金を拂つても自分の義務を自分ではたすだらう。私は一般の人々と大分意見を異にしてゐる。私は賦役の方が課税よりも自由と矛盾しないと考へてゐる。

國家の組織が良い程、市民の心の中で私事よりも公事が重んぜられる。加之、私事は遙かに少ないのである。何となれば、共同の幸福の總和が、個々人の幸福よりも多くの部分を提供するから、各人が個人的配慮によつて求めねばならぬ幸福は少なくなるからである。統轄宜しきを得た都市國家では、各人はいさんで集會に走せ參するが、惡政府の下に於ては、何人も集會に赴くために足を踏み出すのを好まない。何となれば、集會で行はれることには、誰も一向興味を感じないからである。集會が一般意志に支配されないことが前からちやんとわかつてゐるからである。最後に自家の仕事にすつかり没頭してしまふからである。良き法律は益々良き法律をつくるが、惡しき法律は、益々これを惡しくする。國家の公務について、「そんなことが自分に何になるか」

などといふ人が現はれたが最後、その國家は亡びたものと考へねばならぬ。

愛國心の減退、汲々たる私利の追求、國家の龐大、征服、政治の濫用等が、國民の會議に議員又は代議士をもつて代表させることを思ひつかせたのである。或る國では市民が第三階級 (Tiers état) などと言はれてゐる。かうなると、二階級の私利が第一位及び第二位におかれ、公共の利益はやうやう第三位にしかをかかれてゐないのである。

主權は讓渡することができなると同じ理由で、これを代表することもできない。主權の本質は一般意志に存する。而して、意志は決して代表されるものでない。意志はその意志自體であるか、然らざれば別の意志である。中間の意志はないのである。それ故に、議員は、國民の代表者でもなければ、代表者たることもできないのである。彼等は國民の委託者に過ぎないのである。決定的に何事もきめることはできないのである。國民が自ら批准しない法律は一切無効である。それは決して法律ではないの

だ。イギリスの國民は自由國民であると思つてゐるが、彼等は大きな思ひぢがひをしてゐるのである。彼等が自由なのは、議員の選舉の時だけに過ぎないのである。議員の選舉がすんでしまへば彼等は取るにもたらぬ奴隷になつてしまふのである。彼等は短い自由の期間を利用して、自由を失つても文句の言へないやうにしてゐるのである。

代議士といふ觀念は近代のものである。それは封建政治から來たものである。人間を墮落せしめ、人間の名を汚した、不法にして不合理なる封建政治から來たものである。古代には共和國に於てはもとより君主國に於ても代議士といふやうなものはない。古代人は代議士といふやうな言葉を知らなかつたのである。ロオマに於ては、保民官は極めて神聖なものと考へられてゐたが、それでも保民官が、人民の權能を奪ふことができるとは誰しも想像だもせず、又、あれ程澤山の平民議會の決議の中で、たゞの一つも彼等が自分の權柄づくで通さうとしたものはないといふことは甚だ不思議なことである。けれども、グラツキイ (Gracchi) の時代に、市民の一部分が家屋の

上から投票するやうなことが起つたことに徴して、時々群集が騷擾を惹起することを考へねばならぬ。

權利と自由とが何よりも尊重されるところでは、かくの如き不便は物の數でもない。かくの如き賢明な國民の間では、凡てのものが正當に評價された。彼等は保民官さへも敢へてしなかつたことを、供奉警吏リクトゥルにさせた。そして供奉警吏が彼等を代表しやうとするだらうなんといふ心配はもたなかつたのである。

けれども、どうして保民官が時々市民を代表することがあるかを説明するためには、どうして政府が主權者を代表するかといふことを知れば十分である。法律は一般意志の表明に外ならんから、立法權に於て國民が代表されることのできないことは明白である。けれども、法律を運用する力に過ぎない行政權に於ては國民は代表され得るし且つ代表されるのが當然なのである。そこで、仔細に検査して見れば、法律をもつてゐる國民は極めて寥々たるものであることがわかる。それはさてをき、保民官は、行

政權を少しももつてゐないのであるから、彼等に委任された権限によつて國民を代表することが出来るわけではなく、たゞ元老院の権限を奪つて、國民を代表してゐたのであることはたしかである。

ギリシヤ人は、國民のしななければならぬことは悉く自分でした。彼等は斷えず廣場に集合した。彼等は溫暖な土地に住んでゐた。彼等は貪婪でなかつた。彼等の勞働は奴隸が行ひ、彼等自身の主な仕事は彼等の自由に關する仕事であつた。(即ち政治のことである)ギリシヤ人のやうに都合のよい境遇にゐない者が、どうしてギリシヤ人と同じ權利を維持することが出来るか？ 諸君の國の氣候はギリシヤよりも寒いから多くのものが必要である。【註一】即ち一年の中で六箇月は諸君の廣場に人が留まつてをれない。諸君の不明瞭な言葉は野外では十分にきゝとれない。諸君は自由よりも利得に汲汲としてゐる。そして諸君は奴隸になるよりも貧乏になるのを餘計に恐れてゐる。

【註一】 寒國で東方諸國の發達と柔惰の生活をせんとするのは、彼等の鐵鎖に屈せんとするやうなもので

ある。しかも寒國では鐵鎖に屈することは東方諸國に於けるよりも一層必然的である。

ではどうするか？ 自由は奴隸の助けをかりなければ維持できぬか？ それはさうかも知れぬ。極端と極端とは一致するものである。自然をはなれたものにはそれ／＼缺陷が伴ふものだ。特に市民社會はさうである。市民社會には他人の自由を犠牲にしなければ自分の自由が維持できず、市民が完全に自由であるためには、奴隸を極端に奴隸とせねばならぬやうな不幸な事情がある。スバルタの事情がちやうどさうであつた。近世國家の國民たる諸君は奴隸をもつてをらぬ。しかし諸君自身が奴隸なのだ。諸君は奴隸の自由を買ふために、自分の自由を支拂つてゐるのだ。諸君がそれを誇るのは無意味である。私の眼をもつて見ればそれは人道ではなくて怯懦である。

かう言つたからとて、私は、奴隸が必要であると言ふのでもなければ、奴隸權が正當なものだといふのでもない。私は既にその反對を證明した。たゞ私は、自ら自由であると思つてゐる近世の國民が代議士をもち、古代の國民がそれをもつてゐなかつた

のは何故かといふ理由を述べたまでである。それは兎に角、或る國民が代議士をもつやうになるや否やその國民はもはや自由ではないのである。その國民はもはや存在してゐないのである。

凡ゆる事情を十分にしらべて見ると、私はこれからも極めて小さい都市國家でない限りは、主權者が吾々の間でその權利の行使を維持することは不可能であるやうに思へる。けれども國家があまり小さ過ぎるとその國家は征服されてしまひはしないだらうか？ 否、私は大國の有する對外的國力と小國の有する容易な政治と良好な秩序とをどうして調和させるかを後に説明するであらう。【註一】

【註一】此の書物の續編として私は對外關係を論ずるにあたり、聯邦制度を論じてこの問題を説明するつもりであつた。これは全く新しい問題で、まだその原則は全く知られてゐないのである。(ルソオはこの約束を果して居らぬが、「ポオランド政府論」第五章に於てこのことに一寸言及してゐる。)

第十六章 政府の設立は契約ではない

立法權が確立したら、更に進んで行政權を確立しなければならぬ。何となれば、行政權は個人的行爲によりてしか運用しないものであるから、立法權の本質をなすものではなく、自然、立法權と分離したものである。かくの如く考へられたる主權者が、行政權をもつことができたならば、法律と事實とが混同されて、法律と法律でないものとの區別がつかなくなり、暴力を防ぐために設けられた政治團體は、あとかたもなく傷けられてやがて暴力の餌になるであらう。

市民は社會契約によりて悉く平等であるから、凡ての市民は彼等が何をなすべきかといふことを前もつて定めることはできるけれども、誰も、自分でしないことを他人に強要する權利をもつてはゐない。政治團體に生命と運動とを與へるに缺くべからざるこの權利こそ、正しく、主權者が政府を設立して、政府員に委任するところの權利なのである。

或る人々は、この政府の設立といふ行爲は國民と、國民を支配する元首との間に結

ばれた契約であつて、この契約によつて契約當事者間に條件が定められ、その條件の下に元首は支配の義務があり、國民は服従の義務があるのであると主張した。これは大變な風變りな契約であるといふことには誰も異存はあるまいと私は確信する。けれども、かやうな見解が、はたして支持できるか否かをしらべて見やう。

第一に至上權即ち主權は讓渡することができぬと同様に、これを變更することもできない。これを制限すれば、それは破壊されてしまふ。主權者が自己以上のものに従ふといふことは不合理であり、且つ矛盾である。強制的に支配者に従ふといふことは、とりもなほさず、完全な自由(自然狀態)への復歸である。

おまけに、國民と某々個人との契約が個人的行爲であることは明白である。そこでこの契約は法律たり得る筈もなく、主權の行爲たる筈もなく、従つて不法なものであるといふことになる。

更に又、契約當事者間には、自然法則があるばかりで、相互の契約を保證するもの

は何もない。これは凡ゆる意味に於て、市民狀態(cit. civi.)と相容れないものである。即ち、力をもつてゐる者は常にそれを勝手に行使することができるのだから、吾々は他人に向つて「私は自分の財産を全部差し上げますから、貴方のお氣に召したゞけそれを返して下さい」といふ人の行爲にも契約といふ名前をつけてよいわけだ。

國家にはたゞ一つの契約しかない。それは結合の契約(即ち社會契約)である。この契約それ自身が、他の一切の契約と相容れぬものである。この契約と撞着しないやうな公共的契約は一つも想像することができないのである。

第十七章 政府の設立

然らば政府を設立せしむる行爲は、これを如何なる概念に包括すべきか？ 私は先づ第一に此の行爲は、複合的行爲であつて、二つの行爲即ち法律制定の行爲と法律執行の行爲とから成立してゐるといふことを指摘してをきたい。

第一の行爲によりて、主権者は、斯く々々の政體の下に、一の政府を設けるといふことを定める。而してこの行爲が法律であることは明白である。

第二の行爲によりて、國民は設立された政府を委託すべき支配者を任命する。この任命は個人的行爲であるから、第二の法律となるものではなく、單に第一の法律の結果であり、政府の職能である。

こゝで理解するに困難な點は、如何にして政府が存在しない前に政府の行爲があり得るかといふ點、並びに、主権者若しくは臣民に過ぎない國民が、或る事情の下に、如何にして政府員若しくは行政官になり得るかといふ點である。

それと同時に、こゝで、外見上矛盾してゐるところの機能を調和する政治團體の驚くべき性質がわかつて来る。何となれば、このことは主権が民主政治に急變し、何等目に立つやうな變化もなしに、たゞ全體と全體との新しい關係によりて、市民が行政官になり、一般的行爲から個人的行爲に移り、法律から法律の執行に移ることにより

て行はれるからである。

此の關係の變化は、決して實際に例のない思辨のつくりごとではない。イギリスの議會では毎日起つてゐる出來事なのである。即ちイギリスでは、下院は時々、種々の問題を十分に討議するために全院委員會に變り、主権者の會議が、一瞬にしてたゞの委員會になつてしまふのである。(全員委員會は執行團體ではなく、下院は主權をもつてゐるのではないとトナザアは指摘してゐる)かくして、主権者は委員會として定めたことを下院としての自己に報告し、一旦委員會となつた主権者が、更に下院の權限に立ち返つて討議するのである。

かやうに、一般意志の單なる行爲によりて事實上の政府が設立されるといふことは、民主政治に特有の長所である。その後で、この臨時政府は民主政府に政體が極まればそのまゝ政權に居据ればよし、然らざれば法律によりて指定された政府を主権者の名によりて設立すればよいのである。これまでに説明して來た原則を破らずに、合法的方法によりて政府を設立することは、これ以外の方法では不可能である。

第十八章 政府の僭奪を防ぐ手段

上述の説明は、第十六章に述べた事柄を確認し、政府の設立は決して契約ではなくて一の法律であり、行政権の委託者は國民の支配者ではなくて、國民の吏員であること、國民は、その欲するまゝにこれを任命し或は解任することができるといふこと、委託者にとつては問題は契約することではなくて服従することであること、並びに彼等が國家から課せられた職務を司るのは、たゞ市民としての義務を果してゐるだけであつて、その條件をかれこれ言ふ權利は彼等にはないのであるといふことを明かにする。だから、國民が世襲政府を打ちたてた場合には、それが一王族の君主政府であらうとも或は市民の一階級の貴族政府であらうとも、國民はこの場合契約をしたのではない。國民が別の政體をゑらぶまで、その政治に暫定的の政體を與へたゞけてある。國民の欲するまゝに政體をかへるといふやうなことは、常に危険であることは眞實

である。國民は一旦きめた政府は、それが公安と兩立しなくなるまでは滅多に手を觸れてはならぬといふことも眞實である。併しこの注意は政策上の要諦であつて、法律上の原則ではない。國民は軍權を將軍の手にゆだねてをく義務をもたぬと同様に、政權を支配者の手にまかせてをく義務もしたぬのである。(即ち義務を私マシテ主權者ニ対スル支配者ノ服従ノ義務ナシ) 更に又、かやうな場合には、正當な合法的な行爲と暴動とを區別し、全國民の意志と暴徒の不平とを區別するに必要な手續をどんなに慎重に守つても猶足りないといふことも眞實である。それから、特にかやうな場合には、どんなに法律を嚴格にしてもどうしても避けることのできないことだけしか忌はしい事態の起る餘地を許してはならぬのである。ところが政府はこの拘束を利用して、國民の意志を無視してその權力を維持し、國民をして政府の僭奪を糾弾することができないやうにする。何となれば、政府は外見上その權限を守つてゐるやうに見せかけて、その實その權限を擴張し、公共の平和を口實として、秩序恢復のための集合を容易に妨げることができ

らである。その結果政府は沈黙を破ることを禁じておきながらこれを利用し、或は自分でわざと不正を犯させながらこれにつけこみ、恐怖の爲めに沈黙してゐるものを政府を是認してゐるものとし、沈黙を破るものはこれを罰するやうなことになるのである。ロオマの十人官がはじめ一年の任期で選舉されたのであるに拘らず、次の年まで居据り、民會の召集を許可しないで、永久に政權を保持しやうとしたのは、これにあたる。而して、世界各國の政府は皆一度び政權を委ねられると、早晩この容易な方法によりて主權を僭奪するのである。

私が前に述べた定期會議は、此の不幸を防ぎ、或はその到來を延引さすに適當な方法である。特にこの會議が正式召集の必要のない場合にさうである、何となれば、かかる場合には、政府は法律の蹂躪者であり、國民の敵であることを公然と宣言しないでは、この會議をさまたげることができないからである。

社會契約の維持を唯一の目的とするこの會議の開會には、その冒頭にあたつて、常

に、次の如き二箇の議案を提出しなければならぬ。これは決して略することはできぬ。そして各箇別々に投票に附すべきである。

第一議案 『主權者は現在の政體の維持を欲するか』

第二議案 『國民は現在の政府に政治を委ねることを欲するか』

私はこゝで、私が既に證明したと信じてゐる事項、即ち、國家には廢止することのできない憲法(基本法)はなく社會契約でさへもその例外ではないといふことを假定してゐるのである。何となれば、若し市民全體が集會して、満場一致をもつてこの契約を破毀したならば、この破毀が極めて合法的なものであることは疑ひの餘地がないからである。グロオシウスは、國家を構成してゐる各人は、故國を脱出することによりて、故國をすて、自然の自由と自己の財産とを回復することができるとさへ考へてゐる。【註一】然るに、各個人が別々になし得ることを、市民全體がなし得ないといふのは不合理ではないか。

【註一】但し、義務を回避するためや、國家が吾々を必要としてゐる時に、祖國に對するつとめを免れるために脱出することは許されない。かゝる場合の脱出は犯罪行為であり、所罰すべき行為である。それは脱出ではなくて逃亡である。

第四篇

第一章 一般意志は破壊することができぬ

多数の人間が集合して、自ら一體と見做してゐる限りに於ては、此等の人々の意志は唯一であり、この唯一の意志は、共同の存立と全體の安寧とに關するものである。かゝる時には國家の凡ゆる方面の活動は活潑となり、且つ單純となり、その政綱は明白にして光彩陸離たるものとなる。國家の利益はもはや紛糾矛盾せず、公共の福祉は白日の如くに到る所にあらはれ、常識さへあれば誰にでもそれは認知される。平和と協合と、平等とは、政治的譎詐の敵である。正義、廉直の士は、廉直であるがために却つて容易に欺かれぬ。誘惑も甘言も彼等を欺すことはできぬ。彼等はだまされる程の狡猾さをもつてゐないのである。世界に於ける最も幸福な國で、農民の一團が椹の樹蔭に集つて國務を處理し、しかも常に美事な成果を收めてゐるのを見て、誰か權謀術數の限りをつくして、國威は盛んなれども國民は不幸なる他の國を輕蔑せずを

ることができよう。

こんな風に統治されてゐる國家には、法律は極く少し、か必要でない。そして、新しい法律を發布する必要が生ずるとすぐに、この必要は一般の國民にわかつて来る。最初にこれを提出した人は、凡ての人が既に感じてゐた事柄を發言しただけなのである。各人がめい／＼實行しようと思つてゐたことなだから、他人も自分と同じ意見だといふことさへわかれば、これを可決して法律にするためには、術策もいらなければ、辯舌もいらないのである。

政論家が誤謬に陥るのは、彼等がはじめから悪く構成された國家しか見てゐないものだから、さういふ國ではこのやうな政治を行ふことが不可能だといふことを感じてゐるからである。彼等は狡猾な悪者や、口先の巧みな口舌の徒がバリやロンドンの人を説きふせた、ありと凡ゆる愚にもつかぬことを想像してこれを嘲笑するのである。彼等は、ベルヌ人ならクロムウエルを重禁錮に處し、ジュネヴ人ならポオフォール公

を管刑に處しただらうといふことを知らないのだ。(ポオフォール公はフロンド黨の戦争で名をあげ、一時パリの總督となつたことがある)

けれども社會の結び目が弛みはじめて國家が衰頹の機運に向ひ、個人的利益が漸くのさばりはじめ、小社會が大社會を動かしはじめると、公共の利益は損はれ、その敵があらはれて来る。さうなると投票はもはや全員一致ではなくなり、一般意志は全體の意志ではなくなり、軋轢が生じ論争が生ずる。そしてどんなに立派な意見でも争議を経なければ通過しなくなつて来る。

最後に、國家が滅亡の淵に瀕して、幻影のやうな空虚な形骸をしか残さなくなり、凡ての人の心中で社會のきづなが破壊され、最も賤しい利益が、厚顔にも、神聖なる公安の名をよそほふやうになると、一般意志は沈黙し、世人は滔々として私利私慾にかられ、何人も市民としての意見を發表しなくなり、國家はまるで存在しなかつたかの如くなる。そして、私人の利益のみを目的とする不正な法令が、法律といふ名前の下に不法にも可決されるやうになる。

然らば、これによりて、一般意志は滅びたといふことになるだらうか。或は腐敗したといふことになるだらうか？ 否、一般意志は常に不変であり、純正無垢である。たゞ優勢な他の意志に壓倒されたまでである。各人は自己の利益を公共の利益からひき離すにあつて、これをすつかり分離してしまふことができないといふことははつきり知つてゐるのである。たゞそれによりて受ける公共の損害の中で彼の蒙る分前はそれによりて自分一人が得る利益と比べれば何でもないやうに彼の眼に映するのである。自分一人の特別の利益を除外すれば、彼も他の人と同様に強く、彼自身の利益として公共の利益を欲してゐるのである。投票を金で賣る時でさへも、彼の心中から一般意志が消え去つたのではなくて、彼が一般意志を避けたのである。彼が犯した過失は、質問の意味を變へて、自分が質問されたのは別のことを答へたといふ點である。即ち、投票に際して『これが國家に有利である』と答ふべき筈のところを『これこれの意見が通過すれば斯く々々の人或は斯く々々の黨派に有利である』と答へたのである。

斯くの如くして、會議に於ける公共秩序取締法律は、その下議に於て一般意志を維持せしむるためのものではなく、一般意志をして常に質問を受けしめ、一般意志をして常に回答せしむるためのものなのである。

私は、こゝで、何物と雖も市民から奪ひ去ることのできないところの、主権の一切の行爲に投票する單一の権利、並びに、政府が常に慎重な注意をはらつてその吏員にしか與へないやうにしてゐるところの發言權、提案權、票決權、討議權等に關して、かすくゝの考察を試みねばならなかつたであらう。けれども、このやうな重大問題を論ずるには別々の論文が必要であると思ふから、こゝでは此等凡ての問題を論ずることとはできない。

第二章 投票

前章の説明によりて、公務がどんな風に處理されてゐるかといふ状態の如何は、政

治團體の徳性及び健康の現状如何を確實に示すものであるといふことがわかるのである。即ち、會議に異論が少ければ少ない程、換言すれば意見が全員一致に近ければ近い程、一般意志も亦優勢なのである。これに反して、討論が長びいたり、意見が分裂したり、議場が喧騒を極めたりするのは、個人的利益が優勢を占めて、國家が衰運に傾いてゐることを豫告してゐるのである。

このことは、國家の組織の中に、二つ若しくは二つ以上の階級がは入つて來ると不明瞭になつて來る觀がある。たとへばロオマには貴族と平民との二階級があつて、兩階級の軋轢は、ロオマ共和國の全盛期に於てさへも、屢々民會を騒がした。けれどもこれは一見例外のやうであるが事實はそれ程でもないのである。何となれば、當時は政治團體に内在的の弊害のために、いはゞ一國家の内に二國家があつたのである。それでこのことは二つを一緒にした場合には眞理でなくても、各個別々については眞理なのである。實際、國歩の最も多難であつた時でも、元老院の干渉がなかつた時には

人民の一般投票は常に靜穩裡に行はれ、且つ大多數をもつて通過した。市民が唯一の利益しかもたないものだから、國民は唯一の意志しかもたなかつたのである。

これと正反對の場合にも全員一致の現象が見られる。即ち市民が奴隸状態に陥つて自由も意志もたなくなつた場合がそれである。かゝる場合には、恐怖と阿諛とが、投票を喝采に變へてしまひ、人々は評議はしないで、崇拜するか或は呪ふのである。帝制時代に於けるロオマの元老院では、かういふいやしむべき状態で議論が行はれたのである。時とすると、それは笑ふべき用心をして行はれたのであつた。タシツスの言によると、(Histor. I, 85)カトンの時代に、元老院議員等はヴァイテルリウスに惡罵の彌次を浴せかけたが、それと同時に、萬一ヴァイテルリウスが支配者になつても、誰が何を言つたのかわからないやうにする爲めに、議場をおそろしく喧騒せしめたといふことである。

以上に述べた様々な考慮から、一般意志をたしかめることの難易、國家の墮落の程

度等に應じて、投票を計算し意見を比較する方法を定むべき種々の原則が生れる。

その性質上、いつでも全員一致を要求する法律は一つしかない。それは社會契約である。何となれば、市民の結合といふことは、凡ゆるものゝ中で最も自發的なものであるからである。凡ての人は生れながらにして自由であり自己の主人であつて、何人も、如何なる口實の下にも、彼の同意を得ずして、彼を屈從させることはできないからである。奴隸の子供は生れながらにして奴隸だと決めてしまふのは、奴隸の子供は生れながらにして人間ではないのだと決めてしまふのと同じである。

だから、若し社會契約が結ばれる時に、反對者があつても、これ等の人々の反對は契約を無効にするものではない。たゞそれはこれ等の反對者が社會契約の中に含まれることを妨げるだけである。彼等は市民の中にまじつてゐる異邦人である。國家が建設された以上は、その國土に居住してゐるといふことがその國家を承認してゐる所以であつて、國土に住むといふことは、主權者に服従するといふことなのである。

【註一】このことは常に自由國家についていつたものであると解しなければならぬ。何となれば、自由國家以外の國では、家族や財産や、住居の缺如や、已むを得ぬ必要や、暴力等の關係上、不本意ながらその國に住つてゐる場合がある。かゝる場合には、たゞその國に住んでゐるといふ事實だけでは、その人が契約を承認してゐるといふことにもならぬし、又契約を破つてゐるといふことにもならぬのである。

此の基本的契約以外の場合には、大多數の投票は常に爾餘の全體の人に對して拘束力をもつのである。これは契約そのものゝ必然的歸結である。けれども、或る人が自由でありながら、同時に自己の意志ならざる意志に強制されるのはどういふわけかといふ疑問がおこつて來る。反對者が、自由でありながら、自己の承諾しない法律に服従するのはどういふわけかといふ疑問がおこつて來る。

それは質問のしかたが間違つてゐるのだと私は答へる。市民はすべての法律に同意してゐるのである。彼が反對したにもかゝらず通過した法律にも同意してゐるのである。法律に違反すれば罰せられるといふ法律にさへも同意してゐるのである。國家の全員の不變の意志こそ一般意志なのである。この一般意志によりて、彼等は市民とな

り、自由になつてゐるのである。【註二】或る法律が國民の議會に提出された時には、國民の間はれた問題は、正確に言へば、彼等がこの提案を承認するか或は否認するかといふ問題ではなくて、それが、國民の意志即ち一般意志に合致するか否かといふ問題なのである。各人はこれに關する自分の意見を發表するために投票するのである。だから投票を計算して見れば、一般意志の歸趨が奈邊にあるかわかるのである。故に、自分の意見に反對の意見が優勢を占めた時には、それは自分が間違つてゐたといふこと、自分が一般意志だと考へてゐたものは、實はさうでなかつたといふことを證明してゐるに過ぎないのである。若し自分一箇の意見が通るやうな事になつたら、自分は自分の欲するのとは別のことをしたことになるだらう。そしてその場合には自分は自由ではなかつただらう。

【註一】セノアでは、牢獄の正面と、囚人の鎖鎖とに、自由 (libertus) といふ言葉が記してある。この言葉をかういふ所に使用したのは、まことに宜しきを得てゐる。實際市民の自由を妨げるものは、凡ゆる種

類の悪人である。かふいふ悪人が皆牢獄にはいつてゐる國には最も完全な自由があるだらう。

尤も、此のことは、一般意志の凡ゆる特徴は依然多數投票の中に存することを前提としてゐるものであつて、多數投票の中に一般意志が存しなければ、何れの側についても、もはや自由はないのである。

私は前に、公共の討議に於て如何にして個人的意志が一般意志に代るかを明かにしこの弊害を避けるための實行し得る方法を十分に示してをいた。私はそのことについてには更に後に述べようと思ふ。^(第四章)又、どれだけの割合の投票があれば一般意志としてよいかといふ問題についても、これを決定する基準となる原則をあげてをいた。一票の差でも同數でなくなるし、一票の反對があつても満場一致は破れる。けれども同數と満場一致との間には、多くの投票の比例の差異がある。而してこの比例は國家の狀態と國家の必要とに應じて、定めることができる。

この比例を定める助けとなる二つの一般原則がある。その一は、討議事項が重大問

願であればある程、満場一致に近い投票が必要であるといふことであり、他は論議する、事柄が緊急を要することであればある程、法定の差数を少くし、速決を要する事項に於ては一票の多数でも十分としなければならぬことである。この中で、第一の原則は法律をきめる場合に適し、第二の原則は實務を處理する場合に適してゐるやうに思はれる。それはいづれにもせよ、この二つの原則の適宜な配合によりて、多数決の基準とする最もよき比例が定められるのである。

第三章 選舉

政府員及び行政官の選舉は、前にもいつたやうに複合行爲であるが、これを選舉する手續きには二つの別がある。公選と抽籤とがこれである。この二つの方法は從來種種の共和國で行はれたものであつて、ヴェニス首長の選舉には、今尙はこの二様の方法が極めて複雑に混用されてゐる。

『抽籤による選舉は民主政治の性質に適したものである』とモンテスキューは言つてゐる。(Montésqieu, *Esprit des lois* L. II. 2) 私もこれには賛成である。けれどもどうしてさうなのであるか？ 彼は續けて言ふ。『抽籤は誰にも公平な選舉方法であつて、各市民に等しく、自分も國家のためにつくすことができるといふ理由ある希望を抱かせるものである。』けれどもこれは理由ではない。

若し、國家の首脳人物を選択することは政府の職能であつて、主權の職能ではないといふことに注意するならば、抽籤の方法が民主政治に最も適した方法であるといふことがわかるだらう。けだし、民主政治は行政事務が單純であればある程良く行はれる政治だからである。

眞の民主政治に於ては、悉く、行政官の職は利益ではなくて、重い負擔であるからこれを或る特定の個人に負擔せしめるのは正當であり得ない。たゞ法律によりて、當籤者にこれを負擔せしめることができるのみである。何となれば、この場合には、凡

ての人の條件は平等であり、誰が當籤するかといふことは少しも人間の意志にかゝはらぬのであるから、法律の普遍性を傷つけるやうな特別な適用は全くないからである。

貴族政治に於ては、政府員が政府員を選び、政府は政府自身によりて支持されてゐるのであるから、投票制度が最も適してゐる。

ヴェニス（ヴェニス）の首長の選挙の例は、この區別が正しいことを確認するものであつて、決してこの區別を破るものではないのである。由來かくの如き合成的方法は混合政府に適するものである。而してヴェニス政府を純眞な貴族政府と解するのは誤りである。この國では、もとより國民は何等の參政權もたなかつたが、その代り、貴族そのものが國民だつたのである。多數の貧しいバルナボット（Barnabotto）は決して如何なる行政官の職にも近寄らず、貴族といつても、たゞ空しい閣下の稱號と大評議會に出席する權利とをもつてゐるに過ぎないのである。この大評議會は、ジュネエヴ（ジュネエヴ）に於ける

吾々の國會と同じ位の議員數からなり、このやんごとなき議員は、吾が國（ジュネエヴ）のただの市民以上の特權はもつてゐないのである。此の二つの共和國の極端な差異を取り除けば、たしかにジュネエヴの中流階級は正確にヴェニスの貴族にあたり、ジュネエヴの土着民及び居住民はヴェニスの市民及び人民にあたり、ジュネエヴの農民は本土（ヴェニス）の臣民にあたるのである。要するに、この共和國は、いかに考へて見ても、その大きさを別にすれば、その政府は吾がジュネエヴの政府より貴族的ではないのである。たゞ兩者で異なる點は、吾がジュネエヴには、終身官が一人もないから、抽籤の必要がないといふ點だけである。

眞の民主政治の國に於ては、抽籤選挙の弊害は殆んどない。それは、民主國に於ては、凡てのものが平等であり、道徳も才能も主義も財産も同じなのだから、誰が選ばれても大したかばりはないからである。けれども眞の民主政治といふものはどこにもないと言ふことは既に私の言つたとほりである。

公選と抽籤とが混用せらるゝ場合には、特殊の技能を要するやうな地位例へば軍職の如きを選ぶ際には第一の方法を以てすべきである。第二の方法は裁判官の職の如く常識のある正義廉直の人でさへあればつとまる地位を選び場合に適當である。何となれば良く組織された國家に於ては、以上にあげたやうな品性は市民全體に共通のものだからである。

君主國に於ては、抽籤も投票も行はれる餘地はない。君主が唯一の政府員であり、唯一の行政官たる権能をもつてゐるのであるから、その屬官の選任は、君主のみに屬する事項である。アベド・サン・ピエール (Abbe de Saint Pierre, 1658—1743) がフランス國王の顧問官を投票選舉によりて増員することを提議した時、彼は、自分の提案が、政體變更の提案であつたことに氣がつかなかつたのである。

さて、これでもう私は、國民議會に於て、投票をなし、且つ投票を計算する方法を述べればよいわけである。けれども、この點に關するロオマの政治史は、恐らく私の

主張せんとする一切の原則を一層はつきりと説明してくれるだらう。二十萬人からなる議會で、如何に公私の事務が處理されたかを多少詳細にしらべて見ることは、識見に富める讀者にとつては徒爾ではない。

第四章　　ロオマの民會

吾々は初期のロオマについては、何等正確な記録をもつてをらぬ。それどころか、初期のロオマに關して述べられてゐる事柄の大部分は、寓話であると思はれる點が甚だ多い。【註一】一般に、國民の歴史の中で最も教訓に富める建國の歴史は最も吾々に知られてゐないのである。經驗は毎日吾々に如何なる原因から諸帝國の革命が生れるかを教へてゐる。けれども現在ではもはや形成されつゝある國民はないのだから、吾は、國民が如何にしてつくられたかを説明するためには推測以外の何物をもつたなすのである。

【註一】ロオマ(Roma)といふ名前はロムニウス(Romulus)から来たのであるといはれてゐるが、これは「力」といふことを意味するギリシヤ語である。ニユマ(Numa)といふ名前も亦ギリシヤ語であつて、これは「法律」といふことを意味する。ロオマ初代のこの二人の王が、彼等が成しとげた事蹟に深い関係のあるかやうな名前をもつて持てゐたとどうして考へられやうか。

既にできあがつてゐる習慣の存在は、少くもその習慣には起源があつたといふことを證明する。この起源を説明する傳説の中で、最も有力な典據を有し、最も有力な理由によりて證據づけられてゐる傳説は、最も確實な傳説と見做さなければならぬ。私は、地上に於ける最も自由にして最も強大なる國家が、その至上權を如何に行使したかを探究するにあつて、この原則に従つてゆかうと思ふのである。

ロオマの建國後、新興の共和國、即ち、アルバン人(Albains)サバン人(Sabins)及び外國人からなる建國の軍隊は三つの階級に分たれ、分割された各階級は部族(tribus)と名づけられた。而してこの部族は各々十づゝのキュリイ(curia)に分たれ、各キュリイは更にデキュリイ(decurias)に分たれ、キュリイの首長をキュリオン(curions)といひ、デキュリイの首長をデキュリオン(decurions)といつた。

その他に、各部族から百名の騎兵即ち騎士の一團を選抜して、これを百人組(centuria)と呼んだ。これによつて見れば、この区分は、ロオマの町のためにはあまり必要でないから、はじめは軍事上の区分に過ぎなかつたことがわかる。ところが、大國たらんとする本能は、このロオマの小都市をして、前もつて世界の首府にふさはしい政治組織を採用させたやうに思はれる。

この最初の区分からは間もなく不便が生じて來た。即ちアルバン人の部族【註二】及びサバン人の部族【註三】はいつまでたつても同じ状態にとどまつてゐたが、外國人の部族【註三】は、新來の外國人が續々と加はつたために不斷に膨大し、やがて他の二部族を壓倒するやうになつた。セルヴィウス(Servius)は、この危険な弊害に對する救済策として、從來の區分法を變へ、種族による區分を廢して各部族の居住してゐる町の區劃による區分法を之れに代へた。そして彼は三部族の代りに四部族とし、各部族

を、それごとくロオマの一つづゝの丘に住ませ、その部族を丘の名前で呼んだ。かくの如くして、彼は現在の不平等を救済すると同時に、更に將來の不平等をも防いだのである。而してこの區分を單なる地域の區劃に止めないで人間の區分たらしめる爲めに彼は一區劃の住民が他の區劃へ移ることを禁じた。それがために種族の混淆を防ぐことができたのである。

【註一】 ラムナンス

(Ramnons)

【註二】 タシアント

(Tantes)

【註三】 リユセエル

(Lucers)

彼は又從來の三組よりなる騎士の百人組を倍加し、更に同じ名稱で十二の百人組を増設した。この簡單にして有効な手段によりて、彼は人民に不平を起させずに、騎士の團體と人民の團體とを區別するに成功したのである。

此の市部の四部族の他にセルヴィウスは別に十五の部族を増した。これは十五區に分割されて村落の住民から成る部族であつたから、村落部族と命名された。その後、

更に多くの部族が増設されて、遂にはロオマの國民は三十五部族に分たれるやうになり、ロオマ共和國の最後までこの數のまゝであつた。

この市部部族と村落部族との區別は注目し値する結果を生じた。何となれば、これは他に類例のない制度であつたのみならず、これによりてロオマはその風習を保存しその帝國を擴大することができたからである。世人は市部部族は、間もなく勢力と名譽とを僭奪して、やがて村落部族を無視するに至つたと思ふかも知れぬが、事實はその反對であつた。初期のロオマ人が田園生活を愛したことは人の知るところである。この趣味は、田園の勞働と軍隊の作業とを自由と一致せしめ、技藝、陰謀、財産、奴隸などを、いはゞ都會へ追放した賢明な建國者から彼等に傳へられたものである。

さういふわけで、ロオマの有名な人物は悉く田園に住み、土地を耕してゐたのであるから、共和國の支持者を求めようと思へば田舎をさがせばよかつたのである。かう

Patrician

いふ生活は最も高貴の貴族パトリシアンの生活だったのであるから、萬人から尊敬された。村落民の質素な勤勞生活はロオマの中流階級の遊惰な生活よりも喜ばれた。そして都會に於てはあはれむべき無産者に過ぎないものも、田舎の農民としては、尊敬すべき立派な市民となつた。ヴァロン (Varro 116b. c. 27b. c.) は「吾々の寛宏なる先生達が、戦時には彼等を防衛し、平時には彼等を養ふ強壯果敢な人物の養成所を田舎にこしらへたのは至當であつた。」と言つてゐる。プリイヌ (Pliny, 23-79) の如きは「村落部族は、それを構成してゐる人物がすぐれてゐたために尊敬された。之れに反して、無價値なるくでもない人間は侮辱を與へるために、不名譽のしるしとして市部部族へうつされた。」と極言してゐる。サパン人のアピウス・クロオヂウス (Appius Claudius) は、ロオマに居を定めるために移住して來たが、同地で多大の名譽を受けて、村落部族に編入され、後にこの部族は、クロオヂウスの家名をとつたのである。最後に、奴隸から解放された新市民 (affranchis) は悉く市部部族へ編入され、決して村落部族へは入

られなかつた。而して、この新市民は、市民にはなつたけれども共和國の全期間を通じて、一人として公職についたものはなかつたのである。

此の政策は立派なものであつた。けれどもそれが極端に走つて、遂にはその結果政治の變革を見たのである。しかもこの變革たるや、たしかに惡變であつたのである。

先づ第一に、部察官 (Censur) は、市民を一部族から他部族へ移す權利を長い間僭有してゐたために、遂には大部分の人に、自分の好む部族へ移ることを許可するやうになつた。この許可はたしかに何の利益もなく、その上部察官の權能の一つを奪つたのである。おまけに、大人物や有力者は悉く村落部族へ移り、市部部族は新市民が平民と共に市民となりてとゞまり、部族は、一般に、場所や居住地をもたなくなつて、まつたく混淆し、誰がどの部族に屬するかといふことは、族籍簿によらなければわからなくなつた。そこで、「部族」といふ言葉は土地的の意味を失つて人的の意味をもつやうになつた。否むしろ殆んど架空の言葉となつたのである。

更に又、市部部族は、膝下近くに住んでゐるものだから、屢々「民會」に於て最も優勢を占めるやうになり、市部部族を構成してゐる賤民共の投票を買つてくれる者に國家を賣り渡した。

元來ロオマの建國者は、各部族に十づゝのキュリイをこしらへたのであるから、當時市の城壁内に住んでゐたロオマの人民は三十のキュリイをもつて構成され、各キュリイはそれぞれ別々の寺院と、神と、役人と、司祭と、祝祭とをもつてゐたのである。この祝祭は「コンピタリア」と呼ばれ、後に村落部族で行はれた「バガナリア」といふ祝祭に似たものであつた。

セルヴィウスが新たに部族の區分を行つた時に、この三十といふ數は四つの部族に等分することができなかつたので、彼は敢へてこれを分割しようとしなかつた。そこでキュリイは部族と獨立して、ロオマの住民の別箇の區分となつた。けれども部族が純然たる政治機關となつてしまつたので、キュリイはもはや村落部族に於ても、その

部員に於てもどうでもよくなつた。そして新しい徴兵制度が施行せられたるために、ロミュリユスの制定した軍事的區分は無用になつた。かくて市民は悉く部族には編入されなければ、各市民がキュリイに編入されるといふやうなことはなくなつた。

セルヴィウスは更に第三の區分を行つた。これは前の二つの區分とは全然關係のないものであつたが、その結果から見ると、三つの中で最も重要なものとなつた。彼はロオマの全國民を六階級に分つた。彼はこの六階級を地區によりて區別したのでもなければ、人間によりて區別したのでもなく、財産によりて區別したのである。そして富者を第一の階級に入れ、貧者を第六の階級に入れ、その中間には中位の財産所有者を入れた。この六階級は、更に「サンチュリイ」といふ百九十三の團體に細分されたしかも、第一の階級は單獨で半數以上のサンチュリイを占め、第六の階級はたゞ一つのサンチュリイしかつくりえないやうに區分した。そこで人數に於ては最も少ない階級が最も多くのサンチュリイを有することとなり、第六の階級は單獨でロオマの住民の

半ば以上を占めてゐたにも拘らず、唯一のサンチュリイしかもたないことになつた。

セルヴィウスは、國民になるべくこの最後の區分法の結果を理解させないために、これを軍事的の區分であるかの如き外觀を與へた。彼は第二の階級には二組の武器製造人のサンチュリイを加へ、第四の階級には二組の軍器製造人のサンチュリイを加へた。そして第六の階級を除く各階級では、老若の區別を設けた。即ち、強制的に軍籍に入るべき人と、法律によりて、年齢のために軍籍を除外されてゐる人との區別を設けた。この區別は、財産上の區別の方よりも頻繁に國勢調査或は人口調査の必要を生じた。そこで、遂に、彼は、マルス宮殿の神苑で會議を開き、服役年齢にある國民を悉く武器を携へてそこへ參集せよと欲するに至つた。

彼が第六階級に老若の區別を設けなかつた理由は、この階級に屬してゐる平民(*populus*)には祖國のために武器をとる名譽が許されてゐなかつたからである。家(*foyer*)をまもる權利を得るためには家を有つてゐる必要があつた。ところが、今日各國の國

王の軍隊を飾つてゐる無数の乞食の兵隊の中には、軍人が自由の擁護者であつた當時のロオマの軍隊に輕蔑して追ひはらはれなかつた者は恐らく一人もないであらう。

けれども、なほ、第六の階級に於ても、無産者(*Proletaires*)と賤民(*Capite censii*)との區別があつた。前者は全く無視されてゐたわけではなくて、少くも國家に市民を供給し、緊急を要する場合には、時としては軍人をさへも出した。全然無一物で、たゞ頭數を數へることしかできない後者は、全く無視された。はじめてこれを軍籍に編入したのはマリウス(*Marius*)であつた。

こゝでは、第三に擧げた制度が、それ自身に於いて善いか悪いかは決めないとして私は、これを實行することができたのは、ひとへに古代ロオマ人の質朴な風習と、彼等の廉直と、彼等の農業に對する趣味と、商業及び營利に對する侮蔑とに外ならぬと斷言することができると信ずる。近代の國民の中に、その飽くなき貪婪と、精神の不安と、陰謀と、絶えざる住居の移轉と、不斷の財産の急變とをもつてして、國家全體

をくつがへすことなしにかくの如き制度を二十年も維持し得る國民がはたしてあるだらうか？ しかも猶ほ、此の制度よりも一層強力なる道徳と部察官とが、ロオマに於てはその弊害を矯正し、富者をしてあまりに豪華を發揮する者は、貧民階級におとされたといふことをも十分に注意せねばならぬ。

此等の事情を悉く考慮すれば、事實上ロオマには六つの階級があつたにもかゝらず、從來殆んど五階級についてしか論ぜられなかつたかといふ理由を容易に理解することが出来る。第六階級は軍隊に軍人を出すこともなければマルスの社苑に投票者を出すこともなく【註一】共和国に於て殆んど何の役にも立たなかつたのであるから、多くの場合に無視されたのである。

【註一】私がマルスの社苑 (Champ de Mars) と言つたわけは、サンチュリイの民會がそこで開かれたからである。他の二つの民會には國民はフォーラム若しくは他の場所に集つたのである。そしてこれ等の會議に於ては賤民でも第一階級の市民と同じ勢力と権力をなもつてゐたのである。

ロオマの國民は以上の如くに區分されてゐたのである。これから、此等の區分の各

集會に於て如何なる結果をつくり出したかをしらべて見よう。合法的に召集された此等の會議は「民會」(Comices)と呼ばれた。民會は、普通、ロオマの廣場或はマルスの社苑で開かれた。そして、前記三通りの區分の何れに従つて召集されるかによりて、キュリイ民會、サンチュリイ民會、部族民會の三つに區別された。キュリイ民會はロミユリユスの制定したものであり、サンチュリイ民會はセルヴィウスの制定したものであり、部族民會は、保民官によりて設定されたものである。一切の法律は民會に於てのみ批准され、一切の行政官は民會に於てのみ選舉された。しかもキュリイか、サンチュリイか、部族かの何れかへ編入されてゐない市民は一人もなかつたのであるから、従つて、投票權をもたない市民は一人もなく、ロオマの國民は、權利に於ても、事實に於ても、眞の主權者であつたといふことになる。

民會が合法的に召集され、民會に於て決議された事項が、法律としての効力をもつたためには、三つの條件が必要であつた。第一に、民會を召集する團體式は行政官は、こ

れを召集するに必要な權威を與へられてゐることであり、第二に會議は法律によりて許された日に召集されることであり。第三に、占卜が瑞兆を示してゐることであつた。

第一の規定は言はずして明かである。第二の規定は政策上の問題である。即ち、これによりて、休業日及び市場の開かれる當日は村落の住民はロオマへ用達しに来るのであるから、公會場で一日を過す暇がない。それ故にこれ等の日に民會を開くことは許されなかつたのである。第三の規定によりて、元老院は傲慢な、暴民を抑壓し、野心に満ちた保民官の野心を程よく鎮めたのである。けれども保民官はこの抑壓から脱する方法を一つならず知つてゐた。

法律と長官の選舉のみが民會の判斷に附議される唯一の事項ではなかつた。ロオマ國民は、政府の最も重要な機能を自ら行つてゐたのであるから、ヨオロツバの運命は此等の會議によりて決せられたのであるといふことができる。これ等の會議は、その討議事項が多岐に亘つてゐたために、如何なる問題を決定しなければならぬかといふ

問題の性質によりて、會議に種々の種類があつたのである。

これ等各種の民會の區別を知るためには、これを比較して見れば十分である。ロミユリユスは、キユリイを制定するにあつて、等しく國民と元老院との上にたつて、元老院を國民によりて抑制し、國民を元老院によりて抑制しようと考へたのである。そこで、彼は、貴族パトリシアに勢力と富とを與へると共に、これと均衡を保たせるために、國民に數の上で力を與へた。けれども、彼は矢張り君主政治の精神に従つて、クリアン（貴族の保護を受けてゐる平民）の勢力によりて貴族が多數の投票を制することができるやうにした。この保護者パトリオン（貴族）と被保護者との歎賞すべき制度は、政治家の傑作であつたと同時に人類の傑作であつて、これがなかつたならば、あれ程共和國の精神と矛盾した貴族制度は到底存続しなかつたであらう。この美事な模範を世界に示すことのできたのはロオマだけであつて、ロオマに於ては、この制度は決して弊害に陥らなかつたけれども、この模範に追従した國は他には一國もなかつたのである。

このキュリア民會は、セルヴィユウスに至るまで、代々の王の治下を通じて存続し最後のタルカンの治世は、合法的なものと認められなかつたから、王の法律は一般に「キュリア法」(leges curiatae)と云ふ名稱で區別された。

共和國の治下に於ても、キュリアは依然四つの市部部族に限られ、ロオマの平民のみしかこれに屬しなかつたから、貴族パトリシアンの上になつた元老院も折れあひがつかず、平民とは言へ、裕福な市民の上になつた保民官とも折合ひがなくなつた。そこでキュリアの信用は地に墜ち、その衰微の極、遂にはキュリア民會のなすべき仕事を、キュリアの三十人の警吏リクセウが集つてやるやうにまでなつた。

サンチュリイによる區分は、大變貴族に好都合であつた。だから、執政官、都察官及びその他の高官を選擧した此のサンチュリイ民會に於て、元老院が優勢を占めなかつたのが、一見したところでは何ういふわけかわからない位である。實際、六階級からなるロオマの全國民でつくられてゐる百九十三のサンチュリイの中で、第一階級は

九十八のサンチュリイを占めてゐた。おまけに投票は、専らサンチュリイで行はれたのであるから、第一階級だけで、優に爾餘の階級全體を合したよりも數の優越をしめてゐたわけである。そこで、此の第一階級のサンチュリイが全部一致すれば、もはや他の投票は計算さへもされなかつた。最も少數の人の決めたことが、多數者の決めたこととして通つたのである。それ故に、サンチュリイ民會に於ては、國政を左右するものは投票の多少ではなくて、金錢の多少だつたと言ふことができる。

けれども、この極端な權威は、二つの手段によりて調節された。即ち、第一に、保民官は通常富者の階級に屬してゐたし、平民プレベイヤンの多數も亦富者の階級に屬してゐたものだから、この兩者は、第一階級の中にあつて、貴族パトリシアンの權威に對抗した。

第二の手段はかうであつた。即ち、サンチュリイの順序によりて投票すれば、いつでも第一階級が眞先に投票することになるのであるが、此の順序にはよらないで、先づ第一に選舉するサンチュリイを抽籤によりて定めてこれに投票させ【註一】それから

他日、爾餘のサンチュリイを階級順によりて召集し、同じ選舉を繰返させた。これらのサンチュリイは、通常、第一回のサンチュリイの選舉を確認したのであつた。かくの如くして、模範を示す權威を上級階級から奪ひ、民主政治の原則に従つて、これを抽籤にゆだねたのである。

【註一】 かくの如く抽籤によりて當選したサンチュリイは、第一番に投票を求められた爲めに、プレロガチウア(優先者)と呼ばれた。プレロガチウ(特權)といふ言葉は、これから出たのである。

此の慣例の結果として、今一つの利益が生じた。即ち、田舎の市民は、二回の選舉の間に、假に指名された候補者の才幹を知るだけの時間の餘裕を得て、理由を知悉して投票することができたのである。けれども、迅速を尊ぶといふ口實の下に、この慣例は廢止されて、二回の選舉は同日に行はれるやうになつてしまつた。

部族民會は、本來、ロオマ國民の評議會であつた。この民會は、保民官によりてのみ召集されたもので、保民官は、この民會で選ばれ、決議(Plébiscite)は、こゝで通過せ

れた。元老院は、部族民會に座席をもたなかつたのみならず、この民會に列席する權利ももたなかつた。そして、彼等が投票することのできなかつた法律に服従するやうに強制されたのである。この點に於て、元老院議員は、最下級の市民よりも自由でなかつたのである。この不公正は、全く間違つたものであつた。そして、それだけでも、全員の參加を許されない團體の命令を無効とするに十分であつた。貴族全體が、彼等が市民としてもつてゐる權利によりて、この民會に列席したとしても、その時には、彼等は單なる一個人の資格になつてしまふのであるから、頭數によりて決せられ、最下層の無産者も、元老院の大官も同一視された所のこの投票には、殆んど影響を及ぼさなかつたであらう。

それ故に、かくも多數の國民の投票を集めるために設けられた種々の區分から生じた秩序をのぞいては、この區分は、それ自身に於て無私公平なものとはならず、各部分は、それ／＼それが設けられた趣意に應じた結果をもつに至つたことは明かである。

このことを、これ以上詳しく説明しなくとも、前に述べた説明から、部族民會は、民主政治に最も都合のよいものであり、サンチュリイ民會は、貴族政治に最も都合のよいものであるといふことになる。ロオマの庶民^{ホビユラクス}だけが多数を占めてゐたキュリア民會に至つては、暴政と、不正な計畫とを助長するだけの役にしか立たなかつたものであつたから、煽動家でさへも、彼等の計畫をあまりに露骨にあらはす方法を禁じたので、當然不評判に墮せざるを得なかつた。ロオマ國民の尊嚴は、唯一の完全なサンチュリイ民會にのみ見出されたことは確實である。けだし、キュリイ民會には、村落部族が缺けてゐたし、部族民會には、元老院と貴族^{パトリシヤン}とが除外されてゐたからである。投票を集める方法は、初期のロオマ人にありては、その風習と同様に單純であつた。とは言へ、スバルタよりも單純であつたとは言へないが。各人は、高聲で、その投票を告げた。すると書記が、それを順次に記載していつたのである。そして各部族内の投票の多少によりて部族の票決が行はれ、各部族間の投票の多少によりて、人民の票

決が行はれたのである。キュリイに於ても、サンチュリイに於ても、これと同様であつた。この慣習は、各市民が正直で、自分の投票を公然と不正な意見や、無價値な問題に與へるのを恥としてゐた間はよかつた。けれども國民が腐敗して、投票が賣買されるやうになつて來ると、秘密投票が適當になつてくる。それは、買收者の心中に不信の念を生ぜしめ、するい人間^(投票を賣る人)に、裏切者でなくなる方法を提供するからである。

私は、シセロが、この變更を批難し、ロオマ共和國滅亡の一因はそこにあると言つてゐるのを知つてゐる。けれども、私は、シセロの言が、千鈞の重味をもつてゐるに相違ないとは感ずるが、それでも、こゝで彼の意見に同意することはできない。その反對に、私は、かやうな變更を十分にしなかつたために、國家の滅亡を速めた例があるを考へる。健康者の攝生法は、病人に適しないやうに、腐敗した國民を、善良な國民に適する法律と同じ法律で統治しようと思つてはならぬ。ヴェニス共和國の法律が

悪人にのみ適するものであるために、今なほ、この國が形骸をとめて、存續してゐる事實ぐらい、この原則を雄辯に立證するものはない。

それ故に、市民に、紙片を分配して、各人は、誰にも自分の意見を知られることなく、投票できるやうにされた。又、この投票紙を集め、投票を計算し、數を比較する等のためにも、新しい方法が設けられた。それでも矢張り、これ等の職務を托された役人【註一】の忠誠は依然として屢々疑はれた。そこで、遂には、陰謀と、投票の賣買とを防ぐために、澤山の法令が發布された。その法令の數の多かつたことは、それが無益であつたことを示してゐる。

【註一】 クストデス、デイリビトレス、ロガトレス、スフラギオルム、

ロオマ共和國の末期には、法律の不備を補ふために、屢々、非常手段に訴ふることを餘儀なくされた。即ち、或る時には奇蹟があつたと佯られた。けれども、この手段は國民を欺くことはできなければ、國民の支配者を欺くことはできなかつた。又或

るときは、候補者が陰謀を企てるいとまのないうちに、突然會議が召集された。又或る時は、人民が勝ちほこつて、不正な決議が行はれやうとしてゐる時は、會議の全開期を、雜談で費やしてしまつたこともあつた。けれども遂に野心が最後の勝利を占めた。しかも、信すべからざることであるが、この大國民は、かくの如き弊政の中にあつて、なほ、祖先の定めた制度のおかげで、行政官の選舉、法律の通過、訴訟の裁判公私の事務の處理を、殆んど元老院がなし得たであらうと同様に敏速に行つていつて、これをやめなかつたのである。

第五章 保民官

國家を構成してゐる各部分の間に、正確な比例を打ち樹てることが出来ない場合、或は、どうしてもとりのぞくことのできない原因が、各部分間の關係を絶えず變へてゆく場合には、他の部分と全く獨立した特別の行政官を設けて、各項を眞の關係に置

き換へ、政府員と國民、政府員と主權者、或は、必要な場合には双方の聯繫者たらしめ、中項たらしむる必要がある。

私が、保民官 (Tribunat) と呼ぶであらうところの、この團體は、法律と立法權との維持者である。それは、時としては、ロオマの保民官 (tribuns du peuple) がなしたやうに、政府に對して主權者を保護する任にあたることがある。又、時としては、今日ヴェニスヴェニスの十人評議會 (Le conseil des Dix) がなしてゐるやうに、國民に對して政府を支持する任にあたることがある。而して又、時としては、スバルタの監察官エッポールがなしたやうに、兩者の均衡を維持する任にあたることがある。

保民官トリビュナは、決して、都市國家の構成部分をなすものではない。だから、立法權又は行政權を少しでももつてはならない。とは言へ、その點に於てこそ、保民官の權力は絶大なのである。何となれば、保民官は、何もすることができないために、何でも阻止することができからである。保民官は、法律の擁護者であるから、法律の執行者

である政府員よりも、法律の作製者である主權者よりも、神聖であり、崇敬される。

それは、ロオマに於て、常に全國民を輕蔑してゐる尊大な貴族パトリシアンが、何等の保護も、裁判權ももつてゐなかつた、この一介オフィシエ・アユ・アウルの人民の官吏には、頭を下げざるを得なかつた事實によつて明かにわかるのである。

穩健、聰明な保民官は、善良な組織の、最も鞏固な支柱である。けれども、保民官が、少し力もち過ぎると、何もかも顛覆してしまふ。保民官は、その性質上弱過ぎるといふことはないのであるから、苟くも保民官が何等かの權利をもつてゐる限り、それは保民官として必要な權利以下ではあり得ないのである。

行政權の調節者に過ぎない保民官が行政權を僭奪し、法律の保護者に過ぎない保民官が法律をつくらうとする時には、保民官は暴君に墮してしまふ。スバルタが、その風紀を保存してゐた限りは、危險のなかつた監察官エッポールの大なる權力は、一度び腐敗がはじまると、この腐敗を加速的に促進した。スバルタの僭王暴君等に殺されたアジス

(Agis)の血は、その後継者によりて復讐された。監察官等のこの罪と罰とは、等しく、共和國の滅亡を促進した。而して、クレオメヌ(Cleomène)以後は、スバルタは、もはや物の數にも入れられなくなつた。ロオマも亦同じ轍をふんで滅亡した。即ち、保民官は、徐々に權力を獲得して來て、その權力が過大になり、遂に、自由のために設けられた法律の助を得て、この自由を破壊した皇帝達の擁護者となつた。ヴェニス^{パトリシアン}の十人評議會に至つては、これは、血の法廷であり、貴族にとつても人民にとつても等しく恐怖の的であり、法律の保護といふやうな高尚な使命は全く失つて、墮落してしまつてからは、たゞ、闇の中で、誰にも氣が附かれずに闇打ちをするだけのものになつてしまつてゐる。

保民官は、政府と同じやうに、その構成員の數を増すと弱くなる。ロオマの保民官は、最初二人で、次に五人となつたが、その數を更に倍加しようとした時に、元老院は、彼等が欲するまゝにさせた。それは、元老院は、保民官が、互に牽制しあふこと

を確信してゐたからであるが、果してその通りだつた。

かやうな恐るべき團體の僭奪を防止する最上の手段は、これまで如何なる政府も氣の附かなかつた手段であるが、それは、この團體を常設的なものとしないで、一定の期間を定めて、その間は保民官をなくすることである。この期間は、惡政を増長せしむるに足る程長くはならんから、法律によりて、必要に應じて、非常委員によりて、容易に短縮することが出来るやうに決めて置くことができる。

この方法には、別段差支へはないやうに、私には思はれる。何となれば、前に言つたやうに、保民官は、國家組織の一部をなすものでないから、これをやめても、國家組織には何の影響も及ぼさぬからである。而して、この手段は有効であると私は思ふ。何となれば、新たに設けられた行政官は、前任者のもつてゐた權力から出發するのではなくて、法律が彼に與へた權力から出發するのだからである。

第六章 獨裁官

周囲の事情に應じて屈伸することを妨げる、法律の不可撓性は、或る場合には、法律を呪ふべきものにし、危急存亡の時に際しては、法律そのものとして國家を滅亡せしめることがある。形式に則つて、秩序的に、緩漫にやつてゆくには、相當の時間がかかる。が、それは、時として事情が許さぬことがある。立法者が豫想しない出來事は無數に起り得る。それ故に、凡ての事柄を豫想することができないといふことに氣のつくのは、極めて必要な豫想である。

だから、政治組織を強くして、その運用を休止することが出來ないやうにしてしまはうとしてはならない。スバルタでさへも、その法律を休息させたことがあるのである。

けれども、公的秩序の變改に匹敵するやうな危険は、最大の危険しかない。故に、國家の安危に拘はる場合の外は、決して、神聖なる法の力を停止してはならぬ。かゝる稀有の、わかりきつた場合には、特別の行爲によりて、公安を維持するに最も適した人に一任して、公安を維持せしめるのである。この委任は、危険の種類によりて、二通りに行ふことができる。

若し、この危険を救済するために、政府の活動力を増しさへすればよい場合には、この活動力を、政府内の一二の人物に集中すればよい。かゝる場合には、法の權威が變へられたわけではなくて、たゞ、その執行形式が變へられたばかりである。若し、法律の道具立が、却つて危険を防止する障害になる程危険が甚しい場合には、一人の最高官を指命して、彼に、一切の法律を沈黙せしめ、一時、主權を停止せしめるのである。かやうな場合にも、一般意志は嚴然として存在する。而して、國民の第一の意思は、國家を滅ばさないことである。さういふわけだから、立法權の停止は、決して立

法權を廢止するものではない。立法權を沈黙せしめた最高官は、これを語らせることはできない。彼は立法權を司配することはできるが、これを代表する事はできない。彼は何でもできるが、法律だけはつくれないのだ。

第一の手段は、ロオマの元老院が、共和國の公安にそなへるために、神聖な儀式によりて、執政官を任命した時に用ゐられた。第二の手段は、二人の執政官の中の一人が、一人の獨裁官(Dictateur)を任命した時に行はれた。【註一】これは、アルブ(Albo)がロオマに先例を示した習慣である。

【註一】この任命は、夜間、しかも秘密に行はれた。まるで、ある個人を法律の上に立たせるのを恥ぢたかやうに。

ロオマ共和國の初期に於ては、頻々として獨裁政治が行はれた。それは、國家が、まだ其の組織の力のみによりて、自立し得る程に鞏固な基礎をもつてゐなかつたからである。

その當時は、風紀が純朴であつたから、他の時代に於てなら必要であつたであらうところの、様々な配慮は無用であり、獨裁官が、その權威を濫用したり、彼が、期間が過ぎてしまつても、權威を維持しようとしたりする心配はなかつたのである。その反對に、かやうな偉大な權力は、これを委任された人にとつて重荷であつたと見えてあつたかも知れない。法律に代るといふやうなことは、餘りに苦しく、餘りに危険な職務であるかやうに、自ら速かに解職されようとして急いだ位である。

だから、初期に於て、この最高官が、無暗に設けられたのを私が批難するのは、獨裁官の權威を濫用する危険があるためではなくて、これを失墜する危険があるためである。何となれば、選舉だとか、教會開堂式だとか、或は純然たる儀式の時に、無闇と獨裁官が設けられては、いざ必要といふ場合に、獨裁官のおどしが利かなくなり、獨裁官といふものは、何ももない儀式の時にしか用のない、空虚な官職であると思つてくるやうになる惧れがあるからである。

共和國の末期には、ロオマ人はずつと慎重になつて、容易に獨裁官を設けなかつた。これも、以前に獨裁官を濫設したのと同様に、殆んど理由のないことである。彼等の杞憂が根據のないものであつたこと、首府の弱いことは、その當時、首府の真中にある行政官共に對して首府を安全ならしめたこと、獨裁官は、或る場合には公共の自由を擁護することはできるが、これに害を加へることはできぬといふこと、並びに、ロオマの鐵鎖は、ロオマの中でつくられるのではなくて、ロオマの軍隊の中でつくられるであらうといふことは容易にわかつた。マリウスがシルラに對して、又、ポムペイがシイザアに對して、殆んど抵抗し得なかつたことは、國外の力に對して、國內の權威に何物を期待することができたかを十分に示すであらう。

この誤謬が、ロオマ國民をして數々の大失敗を演せしめたのである。たとへば、カチリナ事件に於て(ロオマに於る有名な大官暗殺陰謀事件である。)獨裁官を任命しなかつたといふ失敗の如きはそれである。何となれば、これはロオマ都市内の問題、せいとイタリアの或る一地

方の問題に過ぎなかつたのだから、獨裁官なら、法律によりて與へられた無制限の權威をもつて容易にこの陰謀を一掃し得たであらうに、實際は、人間の知略では、到底期待し得られない幸運が揃つたので、やつと鎮壓されたに過ぎなかつたからである。

ところが、元老院は、獨裁官を設けようとはしないで、その代りに、自己の全權を執政官に一任した。その結果、シセロ(カチリナ事件の後執政官に選ばれた)は、有効な行動をとるために、已むを得ず、重要な點に於て、越權の舉に出たのである。そして、當初歡喜で夢中になつてゐた間は、彼の行爲は是認されたが、次いで、彼が、法律に反して市民の血を流した理由を詰問されたのは當然であつた。こんな非難は、獨裁官になら、決してなし得なかつたであらう。けれども、執政官シセロの雄辯は、これを切り抜けた。そして、彼自身は、ロオマ人であつたにも拘らず、祖國よりも、自分一個の榮達を愛し國家を救ふための、最も合法的にして最も確實な手段を求めないで、この事件の名譽を一身に擔ふ手段を求めた。【註一】だから彼がロオマの解放者として尊敬されたのも

正當であるが、彼が、法律の違背者として罰せられたのも正當である。彼が執政官の職に「台還されたことが、如何に立派であつたにしても、それが恩寵であつたことは確かである。

【註一】それだから彼は、獨裁官を提議したものがどうかと迷つたのである。といふのは、まさか自分で自分を任命するわけにもゆかず、さうかと言つて、彼の同僚が彼を任命してくれるかどうかわからないからである。

又、この重要な委任が、どんな風に行はれるにしても、その任期を、ごく短期に決めて、決して延期できないやうにすることが必要である。獨裁官を設定せしめるやうな危機に於ては、國家は、まもなく滅亡するか助かるかである。故に、差し迫つた必要が過ぎ去れば、獨裁官は暴君になるか無用になるかである。ロオマに於ては、獨裁官の任期は六箇月に過ぎなかつたが、大部分は、満期前に職を退いた。若し、この任期がもつと長かつたならば、彼等は、恐らく、それを、更に延期しようと企てたであらう。ちやうど、十人官が、一年の任期を延期しようとしたやうに。獨裁官は、彼を

選ばしめた必要を處理するだけの時日しかもたなかつた。即ち、彼は、他の計畫を夢想する時日をもたなかつたのである。

第七章 都察官

一般意志の宣告が法律によりてなされるやうに、公衆の判断の宣告は都察官によりてなされる。輿論は、都察官が執行する一種の法律であつて、都察官は政府員のやうに、特殊の場合にのみこれを適用するのである。

故に、都察官の法廷は、決して國民の輿論の審判機關ではなくて、その宣告機關に過ぎないものであり、國民の輿論とはなれるや否や、その判決は、空虚な、無効なものになつてしまふ。

一國民の道德を、その國民が尊敬してゐる事物から、區別するのは無益である。何となれば、この両者は、同一の原則から出たものであり、必然的に相混同してゐるも

のだからである。世界の全國民は、自然ではなく、輿論によりて、彼等の快樂を選定する。人間の輿論さへ正しくすれば、その道徳はひとりてに純化して來る。吾々は常に、美しいもの、或は美しいと思ふものを愛する。ところが、吾々は、この判断に於て認るのである。だから、この判断を正しくしなければならぬ。道徳の何たるかを判断するものは、名譽の何たるかを判断するものであり、名譽の何たるかを判断するものは、その規準を輿論に求める。

或る國民の輿論は、その國の組織から生れる。法律は、道徳を支配するものではないけれども、道徳を生じさせるものは立法である。立法が微弱になれば、道徳は頽廢する。けれども、その時になつては、都察官の裁判は、法律の強制力が如何ともなし得なかつたことを、どうすることもできはしない。

こゝに於てか、都察官は、道徳を保持するには役に立つが、一旦失はれた道徳を回復するには、決して役に立たぬといふことになる。都察官は法律の力が盛んな時に、

設置すべきである。法律が力を失つてしまへば、もう絶望である。法律が強制力を失つてしまへば、如何なる合法的なものも、強制力を失つてしまふのである。

都察官は、輿論の腐敗をふせぎ、賢明な適用によりて、輿論の正しさを保持し、時には、輿論がまだ不定である時に、これを固定せしめることさへも、敢てすることに、よりて、道徳を維持する。フランス國內に於て、極度に猛烈に行はれた決闘に於て、介添人を用ふることは『介添人の助けに依頼するが如き卑劣漢は』といふ、簡単な勅令によりて廢止された。この判決は、公衆の判断に先行したものであつたから、忽ちこれを決してしまつたのである。ところが、この同じ勅令が、決闘をすることにも亦卑劣な行爲であると宣言しようとする、實際、決闘は卑劣な行爲であるにも拘らず、それは公衆の輿論に反した判断であつたから、公衆は、自己の判断が既にきまつてゐた點に關するこの判決を嘲笑した。

私は、公衆の輿論は、決して強制力に屈服するものではないから、輿論を代表する

ために設けられた法廷に於ては、少しも強制力を用ゐてはならぬといふことを、他で述べたことがある。【註一】吾々近代人が、すつかり失つてしまつてゐる此の強制力によらざる手段を、ロオマ人、特にギリシヤ人が、如何に巧みに驅使したかは、どんなに讃歎しても、讃歎しすぎる氣遣ひはない程である。

【註一】私は、この章に於ては、私が「ダランベールに與ふる書」(Lettre à M. de Alemdart)に於て詳細に述べた事柄をさつと説明したに過ぎないのである。

或る不道德な人が、スバルタの議會コンセイユに於て、立派な意見を開陳した時、監察官エウオールは、それには少しも耳を傾けないで、それと同じ意見を、徳行の正しい別の市民に開陳させた。いづれを賞めもせず、いづれを責めもしないで、一方にこれほどの名譽を與へ他方にこれほどの不名譽を與へた手際は讃歎に餘りがあるではないか！ 又、サモス(Banos)【註一】の泥酔者等が、監察官の法廷を汚したことがあつた。するとその翌日になつて、監察官は、サモス人は、賤民ワイランに編入すべき旨を公示した。こんな風にして罰

せられずに許されたのは、ほんとうに罰せられたよりも、どれ程つらかつただらう。スバルタが正しいこと、或は正しくないことについて宣告すると、ギリシヤは自分の判断から、少しも争はなかつたのである。

【註一】これは他の島から來たのであるが、この場合吾が國の言葉はテリケートだから私にはどうしてもこの島の名を言ふことができない。(ほんとうの島の名はシオ(cho)といふのであるが、多分この言葉の語呂が厭な言葉を聯想させるから、ルソオはこれを使はなかつたのだらう。又或る人は、件の泥酔者は監察官の法廷を煤シユイ汚したのであるから、シオシユイとの音が似かよつてゐるからだと言つてゐる。いづれにしても、この島がシオ島であることは、プリユタルクによりて明かであるが、ルソオがこれを言はなかつた理由ははつきりしない。——譯者附記)

第八章 市民の宗教

人間は、はじめ神々以外に王をもたず、神政々治以外に政治をもたなかつた。彼等は、カリグラと同じ推理をした。そして當時に於ては、彼等の推理は正しかつたのである。人間が、自分の同胞を支配者としようと決心し、それがよいことであると思ひ

こむことができるまでには、長い年月をかゝつてその感情と思想とをかへてゆかねばならなかつた。

神が、各政治社會の首長にされたといふ事實から、當然、神の数は國民の數と同じだけあつたといふことになる。殆んど常に敵對關係にある異國民は、長く同一の支配者を承認することはできないであらう。それは相戦つてゐる二つの軍隊が、同じ指揮者に服従することができぬと同じである。かういふわけで、國家が區分されてゐるといふ事の結果として多神教ポレイスムが生じ、多神教から、異教排斥と異國民排斥とが起つた。この二つは、本來同じものなのである。そのことは次に説明するであらう。

野蕃國民も、自國の神と同じ神を崇拜してゐるのであると考へたギリシヤ人の妄想は、彼等が、自ら、これ等國民の生れながらの主權者であると考へた妄想から來てゐる。けれども、今日、モロツクとサチュルヌとクロノスとを同じ神であるとしたり、フエニキア人のバアルと、ギシリヤ人のヂウスと、ロオマ人のジュピテとを同じ神で

あるとしたり、異つた名前についてゐる之等の假空的存在物に、何等かの共通なものが残つてゐると考へたりして、異なつた國民の神々を同一視せんとする知つたかぶりの議論は滑稽極まるものである。

各國家が、それ／＼別々の宗教と神とをもつてゐたこの異教時代に、宗教戦争が起らなかつたのは何故かと問ふ人があるならば、私は答へる。それは、各國家が、それぞれ独自の宗教と政府とをもつてゐたために、その神と、その法律とを區別しなかつたといふ事實によつてゐる。政治戦争は同時に宗教戦争であつた。神々の領分は、言はゞ、國境によりて決められてゐたやうなものである。或る國民の神は、他の國民に對しては、何等の權利をもつてゐなかつたのである。異教徒の神々は、嫉妬深い神々ではなかつた。彼等は、彼等同志で、世界を分けて支配してゐたのである。モオゼ自身並びにヘブライ人も、イスラエルの神について語る時に、時々かういふ思想に陥つてゐた。彼等がカナン人の神々を全然尊敬しなかつたのは事實である。それは、カ

ナン人は、神に呪はれた國民であり、滅亡の宣告を受けた國民であり、彼等がこの國民に代るべきであつたからである。けれども、彼等が攻撃することを禁じられてゐた隣國の神々について、彼等がどう言つてゐるか見るがよい。エフタはアンモン人に向つて次のやうに言つてゐる。「汝は汝の神ケモンが汝に取らしむるものを取らざらんや、我らは我らの神エホバが我らに取らしむるものを取らん。」(舊約聖書、士師記第十章二四)【註一】これによりて見ると、ケモシの神が権利をもつてゐる領土とイスラエル人の神が権利をもつてゐる領土とは、ちやんと區別されてゐたやうに思はれる。

【註一】ラテンの本文では「*Nonne ea quae possidet Chamos deus tuus, tibi jure d'benhur ?*」(Judg. XI 24)となつてゐる。ところが、師父カリエール (L'Abb. Carrière) は、次の如く佛譯した。(Ne croyez-vous pas avoir droit de posséder ce qui appartient à Chamos votre Dieu ?) 私はヘブライの原文がどれ程力強い言ひまはしになつてゐるかは知らない。けれども、ラテン文では、エフタは、はつきりと、ケモシの神の権利を認めてゐるが、佛譯者は、ラテン文にはない「吾々によれば」といふ言葉によりて、この承認を弱めてゐることは、吾々にもわかる。

ところが、ユデア人がバビロン王に征服され、ついでシリヤ王に征服された時、彼等

は彼等の神以外の神をどうしても承認しようとしなかつた。そこで、この拒絶は征服者に對する反抗と見なされ、やがて彼等に迫害をもち來したのである。この事は彼等の歴史を見ればわかるが、これはキリスト教以前には類例のないことである。【註一】

【註一】ゲールマン 神聖戦争と呼ばれてゐるフォセアン戦争が宗教戦争でなかつたことは明白である。この戦争の目的は、冒瀆者の庸懲であつて、不信者の征服ではなかつた。

それ故に、各宗教は、これを規定してゐる國家の法律に、専ら附屬してゐたのである。或る國民を改宗させるには、これを征服するより外には道がなかつたのである。征討軍以外の傳道隊はなかつたのである。そして改宗の義務は、被征服者の従ふべき法律であつたのであるから、改宗を語る前に、先づ征服することが必要であつた。人間が神のために戦ふどころではなくて、ホオマアの詩にあるやうに、神々が人間のために戦つたのである。各國民は、自分の神に戦勝を祈り、その戦勝に報ゆるに、新しい拜壇をもつてしたのである。ロオマ人は、或る都市(ブラス)を占領する前に、先

づ、その土地の神を召喚して、そこから退去することを要求した。それで、タラント人に、激怒してゐる彼等の神々を禮拜させてをつたのは、彼等が、この神々を、ロオマの神々に服従し、その臣下たることを餘儀なくされたものと見做したからである。ロオマ人は被征服者に、かれ等の舊法律をゆるしたと同じやうに、被征服者に、かれ等のもとの神々をゆるしたのである。カピトルのジュピテに一つの冠を献納することが、ロオマ人が被征服國民に課した唯一の貢税ツリヒユであつたことも屢々ある。

最後に、ロオマ人は、その帝國とともに、その宗教と神々を擴大し、屢々彼等自らも被征服國民の神々を採用して、都市の權利を双方の神々に與へたので、この大帝國の國民は、知らず／＼のうちに、多くの神々と宗教をもつてゐるやうになつた。そして、それは到る所で、殆んど同じやうなものだつたのである。さういふ譯で、當時既知の世界に於ける異教が、遂に唯一の同じ宗教に過ぎなくなつてしまつたのである。

かゝる事情の下に、キリストが、地上に靈の王國を建設するために現れた。この地上天國は、宗教と政治とを分離し、國家の統一を破り、國內の分裂をかました。この分裂は、キリスト教國民を、たえず悩ましたのである。然るに、この、靈の王國といふ新思想は、異教徒の頭へはどうしてもはいらなかつたので、彼等は、常に、キリスト教徒をもつて、表面は服従してゐるやうに伴つて、その實、獨立して自ら支配者になり、無力なために現在に尊敬してゐるやうなふりをしてゐる權威を、巧みに借奪する機會ばかりをねらつてゐる、眞の反徒を考へたのである。これがキリスト教徒迫害の原因だつたのである。

異教徒が恨れてゐたことは遂に到來した。そこで、局面が一變した。謙讓なキリスト教徒の態度は打つて變つて來た。やがて、この彼等のいふ靈の王國は、現實の首長の支配の下に、地上に於ける、最も甚だしい專制を發揮したのである。

然るに、地上には、常に王者があり國法があつたものだから、この二重の權力が存

在する結果として、不斷に、権限の衝突が起り、そのために、キリスト教國家に於ては、一切の善政が不可能になつた。そして、何人も、國王に服従すべきか、教主に服従すべきかの決斷に迷ふたのである。

この間、ヨオロッパ及びその近國に於てさへも、多くの國民が、古來の制度を保存し、或は再建しようと思つたが、皆失敗に終つた。キリスト教の精神は凡てを風靡した。神の禮拜が主權者と獨立してゐたところでは依然としてその獨立を維持し、一度びその獨立を失つたところでは、再びこれを恢復し、國家團體との間に必然的關係はなくなつた。マホメットは極めて健全な見解を持してゐた。彼は、その國家制度をよく統一した。そして、彼の後繼者の教王等の下に政治が存續してゐた間は、その政治は正確に一體であつて、その點に於ては善かつた。ところが、アラビヤ人が繁榮し、開化し、文弱に流れ、遊惰に墮するに及んで、蕃人のために征服されてしまつた。こゝに於て、二つの權力の間に分裂がはじまつた。この分裂はマホメット教國に於ては、

キリスト教國に於ける程顯著ではないけれども、矢張り、あるにはあつたのである。特にアライ宗派に於て、それが著しかつた。そして、ペルシヤのやうに、この分裂が今日までつゞいてゐる國もあるのである。

ヨオロッパでは、イギリスの國王達は、自ら教會の首長になつた。ロシヤの皇帝達もさうである。けれども、彼等は、この稱號によりて、教會の支配者になつたといふよりも、むしろその使用人になつたのである。彼等が獲得したのは、教會を變へる權利ではなくて、これを維持する權利である。彼等は、教會の立法者ではなくて、その政府員に過ぎぬのである。僧侶が、一體【註一】となつてゐる所では、到る所に於て、僧侶は、その國の支配者であり、立法者である。さういふわけだから、イギリスにも、ロシヤにも、他の國と同様に、二つの權力、二つの主權者があるのである。

【註一】僧侶を一體にむすびつけるものは、フランスの宗教會議のやうな、形式的な會議ではなくて、教會同盟であるといふことをよく注意しなければならぬ。この同盟と破門とは、僧侶の社會契約であり、この契約によりて、僧侶は、常に、國民と國王との支配者になつてゐるのである。同盟に加入してゐる僧侶は

たとひ、世界の兩端に住んでゐても市民である。この發明は、政治上の一大傑作である。異教徒の僧侶の中には、かういふやうなものはない。彼等は、決して僧侶の團體をつくらなかつた。

キリスト教國の凡ゆる學者の中で、この弊害を、その救済策を十分に理解してゐた唯一の人は、哲學者のホッブス(Thomas Hobbes, 1588—1679)であつて、彼は、斷乎として、驚の兩頭を一つにして、政治的統一の回復に全力を注がなければ、國家或は政府の組織が正しくなる氣遣ひはないと主張した。けれども、彼は滔々たるキリスト教の支配精神は、彼の學說とは兩立しないこと、僧侶の利益は、常に、國家の利益よりも強いことを明察すべきであつた。彼の政治論が嫌はれたのは、それが、恐るべき説であつたり、誤つた説であつたためではなくて、それが、正しい、眞實な説であつたからである。【註一】

【註一】 色々ある中で、一六四三年四月十一日附で、グロオシウスが、その兄弟へ送つた書簡の中で、この碩學が、ホッブスの著書(De Corpore)において、如何なる點を稱揚し、如何なる點を批駁してゐるか参照されたい。最も、彼は寛大な精神に動かされて、ホッブスの説の悪いところがあるためによいところをも寛恕してゐるやうに思はれる。けれども、凡ての人は、これ程にも寛容ではなう。

かやうな見地から歴史的事實を見てゆけば、ベイル(Pierre Bayle 1647—1706)とワアル

バアトンの相反する意見を容易に辯駁することができると私は思ふ。この中で、前者は、政治團體には、如何なる宗教も無用であると主張し、後者は、これと反對に、キリスト教は國家の最も鞏固な支柱であると主張してゐるのである。吾々は、前者に對しては、宗教に基礎を提供されずに建設された國家はないといふ證據をあげることが出来る。又、後者に對しては、キリスト教の掟は、根底に於て、國家の鞏固な組織には有益であるよりも寧ろ有害であるといふことを證明することが出来る。私の眞意を明かにするためには、私のこゝで説いてゐる問題に關して、極めて漠然たる、宗教の觀念を、今少しく明かにすればよい。

社會は、一般的社會か或は特殊的社會かのいづれかであるが、宗教も、社會との關係から考へると、二種に分けることができる。即ち人間の宗教と市民の宗教とがこれである。前者は、寺院もなく、拜壇もなく、儀式もなく、専ら、至上神の純粹な内的禮拜と道德の永遠の義務とに限られたものであつて、純粹、單一な福音教であり、眞

の有神論である。これは自然神法 (le droit divin naturel) を呼ぶことができる。後者は、或る一國に限られ、この國に神々を興へ、これに特有の守護者を興へる宗教である。この宗教はその教義を有し、その儀式を有し、法律によりて定められた、その外部的禮拜をもつてゐる。故に、これを信奉してゐる一國外に於ては、この宗教にとつては、凡てのものが、不信の徒であり、異邦人であり、蕃人である。この宗教は、人間の權利義務を拜壇より遠くへは及ぼさない。原始諸民族の宗教は、凡ててかやうな宗教であつた。吾々は、これを市民神法或は人的神法 (droit divin civil ou positif) と呼ぶことができる。

これよりも、更に奇怪な第三の宗教もある。それは、人間に、二つの立法、二つの君主、二つの祖國を興へ、彼等を相矛盾せる義務に服従させ、彼等をして、忠實な信徒であること、忠誠な市民であること、を同時に妨げしめるものである。ラマ及び日本の宗教がそれである。ロオマのキリスト教もそれである。吾々は、このロオマ教

を僧侶の宗教と呼ぶことができる。かやうな宗教から生ずるのは、一種の混合した、非社會的な法であつて、それには名前のつけやうがない。

この三種類の宗教を、政治的に考察すれば、皆それ／＼缺點をもつてゐる。第三の宗教が悪いことは明白であつて、そのことを證明するのは全くの暇つぶしである。社會的統一を破るやうなものには凡て何の價值もないのである。人間を自己と矛盾させるやうな制度は無價値である。

第二の宗教は、神の禮拜と法律に對する愛とを結びつけてゐる點に於て、又、祖國を市民の尊崇の標的として、國家に奉仕することは、國家の守護神に奉仕する所以であることを教へてゐる點に於て、良い宗教である。これは、帝王の他に教主を許さず行政官の他に僧侶を許さぬ一種の神政々治である。故に國家のために死ぬのは殉教であり、法律を犯すことは冒瀆であり、罪人を公刑に處するのは、彼を神の怒りにさげること、Sacer esto (神に呪はれよ) である。

けれども、この宗教は、誤謬と虚偽との上に打ちたてられたものであつて、人間を歎き、人間を妄信或は迷信に陥らせ、眞の神の禮拜を、空虚な儀式の中に溺れしめる點に於て、悪い宗教である。更に又この宗教は、排他的、暴政的となつて、或る國民を、残忍、不寛容ならしめる時は悪い宗教であつて、その結果、その國民は殺戮、虐殺を事とし、彼等の神を信じない者を誰でもかまはず殺しながら、神聖な行爲をしてゐると信するやうになるのである。かやうな場合には、この國民は、他の一切の國民と戦争する自然状態にをかれるのであつて、それは、この國民自身の安全にとつても、極めて有害である。

それ故に、あとに残るものは、唯だ、人間の宗教、即ち現代のキリスト教ではなくて、福音書のキリスト教だけである。けだし、この兩者は全く別のものである。この神聖、崇嚴なる眞の宗教によりて、同じ神の子なる人間は、互に他の全ての人間を兄弟と見なし、これ等の人々を結合する社會は、死んでも解けないのである。

けれども、この宗教は、政治團體に對しては、何等特別の關係をもつてゐないから法律は、もとからもつてゐただけの力をもつに止まり、これに何物をも附加しない。従つて、個々の社會の一大連鎖が効力を失つて來る。加之、更に進んで、この宗教は市民の心を國家にむすびつけないで、地上の凡てのものとも、これを國家から離させる。私は、これ以上に社會的精神に反したものを知らない。

眞のキリスト教國民は、吾々の想像し得る、最も完全な社會をつくるだらうと言ふ人がある。私はこの假定には、一大難點しかみとめない。それは、即ち、眞のキリスト教徒の社會は、もはや人間の社會ではなくなるだらうといふことである。

更に進んで、私は、この假定的社會は、如何に完全であつても、最も鞏固な社會でもなければ、最も永續的な社會でもなからうと言ひたい。かやうな社會は、完全であるがために、その結合力を缺くであらう。かゝる社會を亡ぼす缺點は、それが完全であるといふ事自體に存するのである。

各人は自己の義務をはたすであらう。國民は法律に服従するであらう。君主は公正仁慈であるだらう。官吏は廉直潔白であるだらう。軍人は死を輕んずるであらう。虚榮もなければ、奢侈もないであらう。これ等は凡べて、甚だ結構である。けれどももう一步深くしらべて見なければならぬ。

キリスト教は全く心靈の宗教である。専ら天上の事柄にのみ専心してゐる宗教である。キリスト教徒の祖國は、この世界ではないのである。キリスト教徒が、義務をはたすのはほんとうである。併しながら、彼は、自分のすることが成功しようが失敗しようが、そんなことには全く無頓着である。自分さへ俯仰天地に恥ぢなければ、彼はこの世界がうまくあまつて行かうと、悪くならうと毫も意に介しないのである。たとひ國家が榮えてゐたところで、彼は、到底、社會の幸福を享受するやうなことはない。彼は自國の光榮に心が驕ることを只管悞れるのである。若し、彼の國が衰微しても、彼は、彼の國民に重く加へられた神の手を祝福するのである。

かやうな社會が平和であり、調和が維持されてゆくためには、凡ての市民が、一人の例外もなく、等しく善良なキリスト教徒である必要があるだらう。けれども、若し不幸にして、そこに、唯一人の野心家、唯一人の偽善家、たとへば、一人のカチリナ一人のクロムウエルがあつたならば、此等の人は、必ずや、敬虔なる、彼等の同國人を利用すること必定である。キリスト教の慈悲は、隣人に惡意を抱くことを容易に許さない。そこで、この野心家が、何等かの奸策によりて、彼等を欺き、政權の一部を獲得するやうになつたが最後、彼は神意によつて威嚴を加へる。彼が衆人に尊敬せられるのは神意であるといふことになる。やがて彼に權力が生ずる。衆人が彼に服従するのは神意だといふことになる。この權力の保持者は、それを濫用する。すると、それは神がその子等を罰する鞭だといふことになる。彼等はこの僭奪者を追放することを、躊躇するであらう。彼を追放するためには、公安を亂し、暴力を用ゐ、血を流さねばならぬ。しかるに、左様なことは、キリスト教徒のやさしい心と調和しない。そ

ここで、結局、この、不幸の谷間に於て、自由であらうと、奴隷であらうと、何の關するところがあらう？ 要は天國へゆくことである。そして、忍従は、天國へゆくための一手段に他ならぬのである。

若し外國と戦争がはじまつたならば、市民等は、平然として戦争に赴く。誰一人逃げようなど、するものはない。彼等は彼等の義務をつくす。けれども勝利に對する熱望はもつてゐないのである。彼等は勝つことよりも死ぬことを知つてゐる。勝敗などは、彼等に何の關するところがあらう。彼等のなすべきことは、彼等自身よりも神がよく知つてゐるではないか？ 彼等の超然主義スーパースタニシズムに對して、尊大、大膽にして勝利の熱望に燃ゆる敵が如何に有利な立場にあるかを想像して見るがいゝ。彼等に對して、名譽と祖國とに對する熱愛に燃えてゐる高貴な國民を向はせて見るがよい。諸君のキリスト教共和國が、スバルタ或はロオマと對戦すると假定して見るがよい。敬虔なるキリスト教徒は、氣をとりなほすひまもなく、撃破され、粉碎され、絶滅されるであ

らう。若し助かるとすれば、それは、敵が彼等に對して侮蔑を抱いたからに外ならぬだらう。ファビウスの軍隊の宣誓は、私の考へによると、立派な宣誓であつた、彼等は、戦死することも、勝つことも誓はずに、勝つて凱旋することを誓つたのである。そしてこの誓ひをはしたたのである。キリスト教徒は、決してかやうなことをしなかつた。彼等はかやうなことは、神を試みることだと考へたであらう。

併しながら、私がキリスト教共和國と言つたのは間違ひである。この二つの言葉は互に相容れぬ言葉である。キリスト教は服従と他力としか説かぬ。キリスト教の精神は暴君にあまり都合がよすぎるので、暴君は、必ずしもこれを利用してゐるとは言へないのである。眞のキリスト教徒は、奴隷になるやうにつくられてゐるのである。彼等はそれを知りながら平氣であるのである。此の短い人生は、彼等の注意をひくにはあまりに無價値すぎるのである。

キリスト教徒の軍隊は優秀な軍隊であると言ふものがある。私はそれを否定する。

願はくはその證據を示して貰ひたいものだ。私は、抑もキリスト教徒の軍隊なるものを知らないのである。十字軍がさうだといふ人があるかも知れぬ。十字軍の勇氣は勿論認めるが、私は十字軍なるものは、決してキリスト教徒ではなくて、あれは、僧侶の軍隊であり、教會の市民の軍隊であつたといふことを指摘する。彼等は、心靈の國の爲めに戦つたのであるが、教會は、この心靈の國を、どうしてか、現世の國にしてしまつてゐたのである。これはよく注意して解すれば、異教にはいるものである。福音教は、國民の宗教を設けないから、キリスト教徒の間に於ては、神聖戦争は全く不可能である。

異教徒の皇帝の下に於ては、キリスト教徒の軍隊は勇敢であつた。凡てのキリスト教國の學者はそれを認めてゐるし、私もそれを信じてゐる。それは異教徒の軍隊に對する名譽の競争であつたのだ。皇帝がキリスト教の信者になるや否や、この競争はなくなり、十字架がロオマの鷲の國旗を追ひ拂つた時には、ロオマ人の勇氣は全く消え

失せてしまつたのである。

併しながら、政治上の考察はしばらく措いて、權利の問題にかへり、この重要問題に關する原理を定めよう。社會契約が主權者に與へてゐる、臣民に對する權利は、私が前に述べたやうに、公共のために利益であるといふ限界を越へぬのである。「註一」故に、臣民が、その意見に對して主權者に責任を負ふ場合は、その意見が、國家に重大な關係をもつてゐる場合に限られてゐる。然るに、國家は各市民に、彼の義務を愛させるやうな宗教を、各市民にもたせることが大切である。ところが、この宗教の教義は、この宗教を信ずる人が、他人に對してはたすべき道德や義務に關する場合の外は、國家にも、その構成員にも無關係なのである。各人は、その他に、自分の好きな意見をもつてもよいのである。そして主權者は、それに関知しなくともよいのである。何となれば、主權者は、未來の世界に於ては何の權限をもつてゐないから、來世に於ける臣民の運命がどうであらうとも、それは主權者の知つたことではないのである。

主権者にとつては、ただ、現世に於いて、その臣民が善良な市民でさへあればよいのである。

【註一】「ダルチヤンソン侯爵は、『共和國に於ては、他人を害しない限りに於て各人は完全に自由である。』と言つた。これは萬代不易の限界である。これ以上正確な制限を設けることは不可能である。私に、朝に立つに及んでも眞の市民の心を失はず、自國の政府について、正しい健全な見解を持してゐる、この高名な尊敬すべき人を記憶するために、一般には知られてゐないけれども、この人の草稿から、時々引用するの喜びを禁ずることができなかった。」

それ故に、主権者が細目を決定すべき、純然たる市民的の信仰宣誓がある。但し、主権者が、その細目を決定するのは、宗教の教義としてではなくて、善良なる市民たり、忠實な臣民たるために必要缺くべからざる社會的感情としてである。【註一】主権者は、これを信せよと何人にも強制することはできないけれども、これを信じない者は何人たるを問はず、國家から放逐することができる。併し、主権者が彼を放逐するのは、不信者としてではなくて、非社會的な人間としてである。心から法律を愛することができず、正義を愛することができず、必要にのぞんで生命を義務のために犠牲に

することのできない者としてである。若し、この教義を公けに認めながら、これを信じないものゝやうな行爲をする者があつた場合には、かゝる人を罰するには、死をもつてすべきである。かゝる人は最大の罪惡を犯したのである。即ち法律の前に僞つたのである。

【註一】シイザアは、カチリナを辯護して、靈魂は滅びるといふ教義を唱へようとした。カトオとシセロとは、これを論駁するために、理屈をひねくつたりせず、シイザアの言は不良なる市民の言であつて國家に有害な説を唱へたといふことを示すだけで満足した。實際ロオマの元老院の審判すべき問題は、その點であつて、神學上の問題ではなかつたのである。

市民宗教の教義は、單純で、その細目は少く、明確に言ひ現はされてゐて、説明や註解のないものでなければならぬ。全能、全知、慈悲、先見、仁徳なる神の存在、來世の生活、正義の人は榮え、惡は滅ぶること、社會契約並びに法律の神聖、以上が、その積極的教義である。消極的教義に至つては、私はそれをたゞ一つに限る。それは即ち異教排斥である。この異教排斥は、吾々が排斥した宗教に屬するものである。市

民的の異教排斥と神學上の異教排斥とを區別する人々は間違つてゐると私は考へる。この二つの異教排斥は別つべからざるものである。神に呪はれてゐると信せられてゐる人々と平和に暮してゆくことは不可能である。彼等を愛するのは、彼等を罰した神を惡むことである。かゝる人は、再び信仰に立ち返らせるか、然らざれば、これを苦しめることが絶對に必要である。神學的の異教排斥が許されてゐるところでは、必ずや、それは何等かの市民的効果をもたざるを得ない。【註一】而して、これが効果をもつや否や、主權者は、もはや主權者ではなくなる。俗界の主權者でもなくなる。この時から、僧侶が眞の支配者となり、國王は僧侶の役人に過ぎなくなる。

【註一】たとへば、結婚は、市民的契約であつて、市民的効果をもつてゐる。この効果なくしては、社會の存続さへも不可能になる。ところがこの結婚を許す權利は、異教排斥の宗教に於ては、必然的に僧侶が僭奪するのであるが、今この權利が、或る僧侶の獨占に歸したと假定すれば、その時には、僧侶は、教會の權威を強くして政府の權威を無力にし、政府は、僧侶がそれに與へようと思ふだけの臣民しかもたなくなることは明白ではないか？ 人々がかくかくの教理を信じてゐると否さにより、彼等がかくかくの儀式を承認するか、しないかにより、彼等の信仰の厚薄により、此等の人々を結婚させるのも結婚させない

のも、教會の方寸の中で決せられることになれば、彼は慎重着實に事に處してゆくことにより、遺産、官職、市民、更に進んでは、國家そのものさへと思ふまゝに處理し得るに至ることは明かではないか？ けれど國家は、私生兒のみでできてゐるとすれば、存続してゆくことができないからである。けれども、職權濫用の名によりて控訴し、召喚し、拘引し、教會の收入を差押へることができるといふ人があるかも知れない。あはれむべき考へだ。僧侶は、ほんの少しばかり、勇氣とは言はぬ、たゞ常識をもつてゐれば、平氣でそんなことばせてをくだらう。彼は平然として控訴され、召喚され、拘引され、差押へられるだらう。そして、依然として支配者たることを失はぬだらう。確實に全部を手握つてゐる時には、一部分を拋棄するのは、大なる犠牲だとは、私には思はれない。

今日では、もはや、排他的の國教はなく、又あり得ないから、吾々は、その教義が市民の義務と矛盾しない限り、他の宗教を寛容する宗教はすべて寛容すべきである。けれども、教會の外に濟度なし、など、説く者は、何人たるを問はず、國外に放逐すべきである。けれど、國家が教會でなく、帝王が司教でない限り、それは當然の處置である。かゝる教義は、神政々治以外には適しないものである。それ以外の政治には悉く有害である。アンリ四世がロオマ舊教を認容した理由であると言はれてゐる理由は凡ての廉直の士、就中、物の道理をわきまへた凡ての帝王をして、ロオマ舊教を拋

棄せしむる理由たるべきである。

第九章 結論

政治的権利の眞の、諸原則を立て、國家をその基礎の上に据えつけようとする試みは、これで終つたから、後に残つてゐる問題は、對外關係によりて、國家を鞏固にすることである。この問題は、國際法、通商、戦争及び征服の權利、公法、聯盟、商議、條約等を包含するであらう。けれども、此等は、極めて廣汎なる新問題を形成するものであつて、私の狭い眼界を遙かに超えてゐる。私は、終始私の眼界を、もつと局限しなければならなかつた位だ。

民約論 — 終 —

12195

民約論



大正十四年二月廿四日印
大正十四年二月廿七日發

刷行

定價金貳圓

翻譯者 平林初之輔

發行者 水守榮

印刷者 安藤金重

東京市牛込區矢來町三番地
東京市牛込區山吹町百九十八番地

安藤印刷所印刷

發行所

東京市牛込區矢來町三番地
人文會社出版部

振替東京六九四〇八番

■ 書叢著名界世 ■

<p>(1) 民約論 ルソオ著 平林初之輔譯 四六判箱入美本。價二圓。送料十七錢 此書が我國の自由民権の思想を啓ふにどの位の力があつたか。知れぬ。今やまた此書を讀むべき時期が來た。敢て民衆の聖書として勸める。</p>	<p>(2) 自由論 ミル著 近江谷普作譯 ミルがその自傳で最も意義ある著述として誇つて居るのは此書である。早くから我國にも紹介されてゐるが、之が唯一の完譯といつて可い。</p>	<p>(3) 橄欖の冠 ラスキン著 宇佐美文藏譯 思想家改革者としての原著者が、勞働の文章をもつて英國の政治が如何に論じられたか。雖も必讀すべき名著である。</p>	<p>(4) 人類に與ふ オーエン著 青野季吉譯 原著者は十八世紀に於ける英國の人道主義的改革者としての活動とその内容的價値を想像するに及ぶ。</p>
---	--	---	--

著フエシーバイツルア
想感の者作
譯氏哉哲場馬

著者自から選したる感想集出づ

「サーニン」其他の名作によつて既にわが讀書界に喧傳されてゐるロンヤの文豪アルツイパシンの文章と、革命後の執筆者の自選による十種の文章と、今更この天才作家の文章に就いては、必要はなからう。廣津和郎氏が夙にこ彼の文章を賞し、且つ愛讀せる事實によつても、その價値は十分に分る。

一、チエーホフの死に就いて 二、パンキンの死 三、トルストイ論 四、小さき者よりの愚劣な者達へ 五、プーシキンと鐵の指環 六、人生の教師 七、説教と人生 八、自殺の傳染病 九、或る私信に就いて 一〇、或る犯罪に就いて (以上の十篇は原著者の自選によるものである)

革命後の執筆者の感想
□戦争 □應報の時 □我等と彼等
□生活現象 □民主化か冒瀆か

四六判 定價 一圓
上製 送料 二十錢
美製 送料 二十錢
本錢 五十錢

■ 告 豫 刊 近 ■

吉井 勇氏 編

才媛文選

平安朝の紫式部、清少納言はいふに及ばず、歴代の才媛の遺した名文の粹を選び、明治の樋口一葉、與謝野晶子の閨秀に至る迄、凡そ婦人の文字に優れたる人々の文章詩歌俳句等を網羅して編んだのが本書である。尙、小傳、索引を附して飽く迄完全を期した。また装幀の堅牢にして美麗なるは、本會の誇りとすする所である。

□□四六判上製
□定装幀優美
□價未定

田山 花袋氏 編

紀行文新選

田山花袋氏が有名なる旅行家にして、紀行文の大家たるは世間の周知の事實である。随つて古今の紀行文に精通し、且つ優れたる見識を有して居られることはいふ迄もない。その花袋氏の編まれた本書が如何に價値あるものであるかは、あきらかに必要はなからう。書齋に旅行に是非一本を備へられんことを希望する。

□□四六判上製
□定装幀美麗
□價未定

■ 告 豫 刊 近 ■

吉井 勇氏 編

才媛文選

□□四六判上製
□定装幀優美
□價未定

平安朝の紫式部、清少納言はいふに及ばず、歴代の才媛の遺した名文の粹
を選び、明治の樋口一葉、與謝野晶子の閨秀に至る迄、凡そ婦人の文字に
優れたる人々の文章詩歌俳句等を網羅して編んだのが本書である。尙、小
傳、索引を附して飽く迄完全を期した。また装幀の堅牢にして美麗なる
は、本會の誇りとすする所である。

田山 花袋氏 編

紀行文新選

□□四六判上製
□定装幀美麗
□價未定

田山花袋氏が有名なる旅行家にして、紀行文の大家たるは世間の周知の事
實である。随つて古今の紀行文に精通し、且つ優れたる見識を有して吾ら
の心を悦ばせしむる所である。